
三浦市公共施設個別施設計画

令和3年8月

三浦市

目次

第1章 公共施設個別施設計画について	1
1 策定の背景と目的	1
2 計画の位置付け	1
3 計画期間	2
第2章 対象とする公共施設	3
第3章 方向性検討の考え方	8
1 基本的な考え方	8
2 各施設における現状について	9
3 施設の方向性検討について	10
第4章 各施設別方向性の検討	12
1 集会施設・庁舎等施設（出張所）	12
2 文化施設	16
3 図書館	20
4 その他社会教育系施設	24
5 スポーツ施設	29
6 レクリエーション・観光施設	35
7 産業系施設	40
8 その他教育施設	45
9 高齢福祉施設	49
10 庁舎等施設	53
11 消防施設	58
12 その他行政系施設	63
13 公園	68
14 供給処理施設	80
15 その他施設（火葬場）	86

16	その他施設（公衆便所）	89
17	その他施設（普通財産）	94
18	その他施設（福祉地域作業所）	99
19	その他施設（船員家族待合所）	102
20	その他施設（自転車等駐車場）	106
第5章	対策内容と実施時期	110
第6章	対策の効果	119
1	更新費用の算出方法	119
2	対策効果	119
3	更新費用について	120
第7章	フォローアップについて	121
1	全庁的なフォローアップ	121
2	進捗状況の評価	121

第1章 公共施設個別施設計画について

1 策定の背景と目的

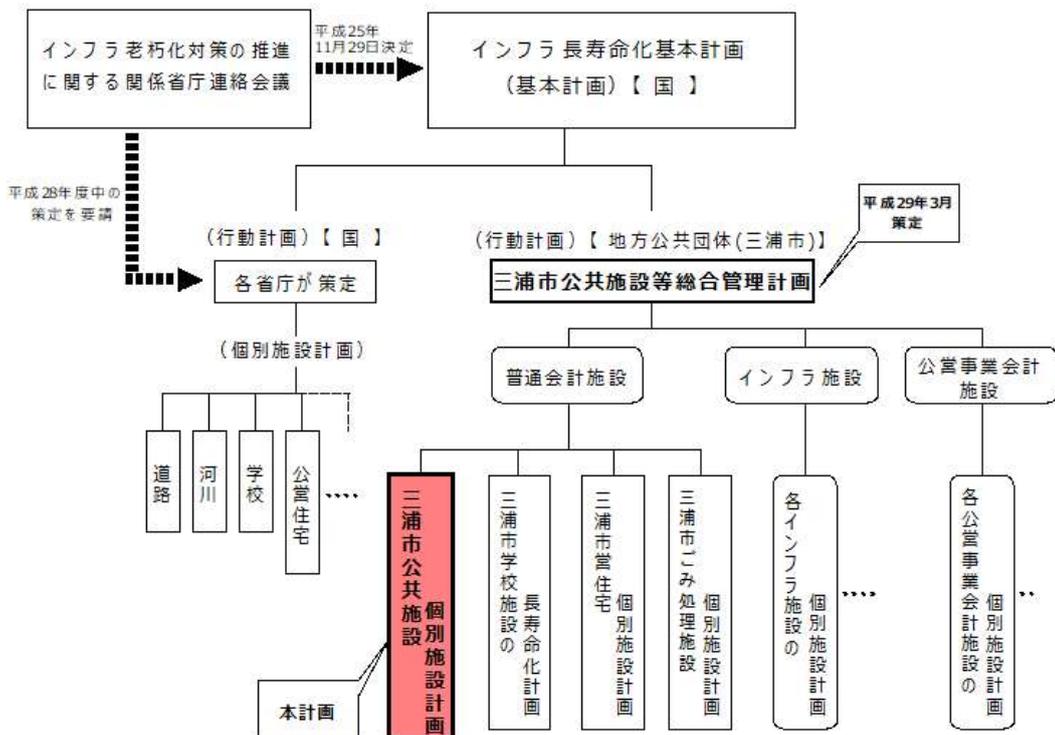
我が国において公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっています。平成26年4月に、国は地方公共団体に対して、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画である「公共施設等総合管理計画」の策定を要請し、本市は、平成29年3月に、公共施設等の現状と将来の見通しを示す「三浦市公共施設等総合管理計画」を策定いたしました。

三浦市公共施設等総合管理計画は、厳しい財政状況が続く中で、今後人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことを目的とした計画です。

今後は、三浦市公共施設等総合管理計画における方針に基づき、施設毎の具体的な取り組み方針を示す「三浦市公共施設個別施設計画」（以下「本計画」という。）を策定し、公共施設の総合的なマネジメントを進めていくことを目指します。

2 計画の位置付け

本計画は、各公共施設の具体的な取り組み方針を定める計画であり、国のインフラ長寿命化基本計画（平成25年11月インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議策定）における「個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）」として策定するものです。



3 計画期間

本計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間とします。計画期間内においては、定期的に進捗状況のフォローアップを行い、社会情勢の変化などにより逐次見直しを図ることとします。

第2章 対象とする公共施設

平成29年3月に策定した「三浦市公共施設等総合管理計画」では、本市が保有する普通会計施設¹の総数は166施設で、建物の総延床面積は119,107㎡となっていました。（平成28年3月末時点）

本計画は、その後の施設解体等の異動を反映したうえで、市営住宅、ごみ処理施設及び学校施設を除く令和3年3月末時点における次の普通会計施設を対象とします。対象施設の数はいくつ、延床面積の合計は36,935.29㎡です。

NO	施設分類	施設名称	延床面積 (㎡)	主要建物 建築年度	備考
1	集会施設・庁舎等施設	南下浦市民センター	1,002.69	昭和53年度	南下浦市民センター 初声市民センター
		南下浦出張所	109.04	昭和53年度	
		初声市民センター	980.08	昭和56年度	
		初声出張所	128.19	昭和56年度	
2	文化施設	三浦市民ホール	1,182.58	平成13年度	
		三浦市民交流センター	480.00	令和元年度	
3	図書館	三浦市図書館	241.70	昭和46年度	三浦市役所第2分館
		三浦市図書館南下浦分館	109.33	昭和53年度	南下浦市民センター
		三浦市図書館初声分館	121.39	昭和56年度	初声市民センター
4	その他社会教育系施設	白秋記念館	141.34	昭和35年度	
		文化財収蔵庫	617.55	昭和28年度	
		旧城ヶ島分校海の資料館	394.03	昭和6年度	
5	スポーツ施設	三浦市総合体育館	6,064.21	平成8年度	プール本体20m×50m
		三浦市水泳プール	142.83	昭和37年度	
6	レクリエーション施設・観光施設	観光インフォメーションセンター	231.03	昭和62年度	駐車場路面5,232.97㎡
		油壺駐車場	57.02	昭和27年度	
7	産業系施設	勤労市民センター	976.90	昭和59年度	
		新港海業センター	242.88	平成4年度	
8	その他教育施設	三崎学校給食共同調理場	800.03	昭和53年度	
		南下浦学校給食共同調理場	683.56	昭和54年度	
9	高齢福祉施設	老人福祉保健センター	1,240.00	昭和56年度	
10	庁舎等施設	三浦市役所本館	1,363.87	昭和45年度	旧三崎中学校の一部
		三浦市役所分館	1,105.20	平成14年度	
		三浦市役所第2分館	1,565.64	昭和46年度	
		三浦市役所付属	436.55	昭和45年度	
		神奈川県三浦合同庁舎	430.12	昭和57年度	
		三浦市三崎水産物地方卸売市場	323.77	平成5年度	

¹ 普通会計とは、一般会計と一部の特別会計（公営事業ではない特別会計）を合算した統計上の会計区分のことをいいます。

NO	施設分類	施設名称	延床面積 (㎡)	主要建物 建築年度	備考
11	消防施設	横須賀市三浦消防署	2,743.81	平成28年度	
		横須賀市三浦消防署 三崎出張所	248.74	平成10年度	
		第1分団詰所	65.42	平成4年度	
		第2分団詰所	78.66	平成14年度	
		第3分団詰所	59.40	平成7年度	
		第4分団詰所	65.41	平成3年度	
		第5分団詰所	66.25	平成6年度	
		第8分団菊名詰所	53.30	昭和56年度	
		第8分団金田詰所	59.62	昭和56年度	
		第10分団和田詰所	68.18	平成29年度	
12	その他行政系施設	防災行政用無線局(1)	28.80	昭和61年度	
		防災行政用無線局(2)	3.70	昭和62年度	
		倉庫	727.33	昭和60年度	
		諏訪地内倉庫	97.68	昭和35年度	
13	公園	歌舞島児童公園	-	-	公園面積2,554.48㎡
		下宮田公園	-	-	公園面積1,309.00㎡,遊具数2
		向ヶ崎公園	1.19	平成17年度	公園面積1,499.84㎡,遊具数1
		岬陽児童公園	-	-	公園面積2,316.48㎡,遊具数3
		和田公園	-	-	公園面積1,225.00㎡,遊具数2
		諸磯公園	20.67	昭和63年度	公園面積6,590.22㎡
		栄児童公園	6.94	平成5年度	公園面積4,512.51㎡,遊具数3
		下宮田児童公園	-	-	公園面積1,256.76㎡,遊具数3
		城ヶ島児童公園	-	-	公園面積363.00㎡,遊具数1
		馬宮児童公園	-	-	公園面積1,179.39㎡
		宮城児童公園	11.56	平成元年度	公園面積471.00㎡,遊具数2
		天神堂児童公園	-	-	公園面積714.99㎡,遊具数2
		菊名児童公園	-	-	公園面積157.73㎡,遊具数2

NO	施設分類	施設名称	延床面積 (㎡)	主要建物 建築年度	備考
13	公園	海南児童公園	-	-	公園面積789.01㎡,遊具数3
		三戸児童公園	-	-	公園面積471.76㎡,遊具数2
		毘沙門児童公園	-	-	公園面積1,458.96㎡
		女堰公園	-	-	公園面積508.08㎡
		城山児童公園	-	-	公園面積367.26㎡,遊具数5
		水深公園	-	-	公園面積1,286.3㎡,遊具数4
		石作公園	-	-	公園面積1,646.6㎡,遊具数3
		上宮田公園	-	-	公園面積1,031.37㎡,遊具数3
		島廻り公園	-	-	公園面積2,371.78㎡
		赤坂公園	-	-	公園面積537.03㎡,遊具数2
		芝原公園	-	-	公園面積418.44㎡,遊具数1
		金原公園	-	-	公園面積365.70㎡,遊具数1
		青木田公園	-	-	公園面積2,704.64㎡,遊具数2
		尾上中央公園	9.60	昭和59年度	公園面積4,640.32㎡,遊具数2
		尾上台公園	-	-	公園面積1,737.29㎡
		屋志倉北公園	-	-	公園面積1,749.63㎡,遊具数3
		屋志倉南公園	-	-	公園面積1,510.41㎡
		堂ヶ谷東公園	2.62	平成元年度	公園面積1,331.91㎡,遊具数3
		堂ヶ谷西公園	1.19	平成7年度	公園面積499.58㎡,遊具数1
		根辺ヶ谷戸公園	1.19	平成7年度	公園面積934.12㎡,遊具数2
		東岡公園	-	-	公園面積2,108.22㎡,遊具数2
		沓形公園	33.02	昭和63年度	公園面積10,215.29㎡, 遊具数1
		馬場公園	-	-	公園面積703.90㎡,遊具数2
		丸山公園	-	-	公園面積1,197.82㎡,遊具数3
入江公園	-	-	公園面積3,022.95㎡,遊具数5		
白須児童公園	9.04	昭和63年度	公園面積1,753.37㎡,遊具数2		
飯盛公園	1.19	平成7年度	公園面積1,579.00㎡,遊具数3		
天神町公園	-	-	公園面積1,531.28㎡,遊具数2		
丸畑公園	7.72	平成3年度	公園面積5,101.90㎡,遊具数2		
大宝院公園	-	-	公園面積2,447.71㎡,遊具数4		
郷戸公園	-	-	公園面積664.59㎡,遊具数2		

NO	施設分類	施設名称	延床面積 (㎡)	主要建物 建築年度	備考
13	公園	入江第二公園	-	-	公園面積256.00㎡,遊具数1
		城ヶ島灯台公園	9.92	平成4年度	公園面積1,109.76㎡,遊具数1
		飯盛仲田公園	-	-	公園面積1,813.00㎡,遊具数1
		飯盛調整池公園	1.19	平成7年度	公園面積2,265.00㎡
		木ノ間公園	-	-	公園面積300.35㎡,遊具数4
		岬坂公園	-	-	公園面積483.08㎡,遊具数2
		上宮田団地第一公園	-	-	公園面積613.28㎡,遊具数3
		柿ヶ作公園	18.49	平成7年度	公園面積2,480.72㎡,遊具数2
		宮川公園	39.10	平成10年度	公園面積6,399.98㎡,遊具数2
		柿ヶ作第二公園	-	-	公園面積850.91㎡,遊具数2
		丸山台公園	-	-	公園面積470.37㎡,遊具数2
		松輪公園	-	-	公園面積1,318.41㎡,遊具数3
		諸磯第二公園	9.00	平成21年度	公園面積476.99㎡,遊具数4
		柿ヶ作第三公園	-	-	公園面積483.40㎡
		小松ヶ池公園	23.31	平成18年度	公園面積36,919.03㎡,遊具数2
		油壺公園	-	-	公園面積2,418.26㎡
		郷戸緑地	-	-	公園面積6,413.89㎡
名向崎緑地	-	-	公園面積11,846.05㎡		
三浦スポーツ公園	836.51	平成21年度	公園面積81,624.31㎡ (多目的グラウンド、野球場含む)		
14	供給処理施設	地下雨水貯留施設	40.06	平成7年度	地下雨水貯留槽1,388.52㎡
		三崎漁港(二町谷)水産物流通加工業務団地污水处理施設	654.36	平成20年度	
		衛生センター	765.18	昭和47年度	

NO	施設分類	施設名称	延床面積 (㎡)	主要建物 建築年度	備考
15	その他施設（火葬場）	火葬場	345.32	昭和9年度	
16	その他施設（公衆便所）	歌舞島公衆便所 長津呂公衆便所 海外浜公衆便所 浜諸磯公衆便所 油壺公衆便所 荒井浜公衆便所 小網代公衆便所 城ヶ島小公園公衆便所 城ヶ島駐車場公衆便所(か-舗装) 城ヶ島駐車場公衆便所(灯台下) 芝原公衆便所 木の間公衆便所 岩井口公衆便所 菊名公衆便所 金田海岸公衆便所 劔崎浜公衆便所 大浦海岸公衆便所 毘沙門浜公衆便所 三戸神田公衆便所 三戸浜公衆便所 三戸北公衆便所 みうら・宮川フィッシャリーナトイレ	19.76 45.00 14.73 13.33 61.59 16.10 19.76 3.86 47.96 47.96 24.80 65.80 53.70 19.65 19.40 23.12 13.87 14.23 19.76 14.73 10.78 6.62	昭和55年度 平成7年度 昭和40年度 平成9年度 平成5年度 平成13年度 昭和54年度 平成2年度 平成20年度 平成20年度 昭和42年度 平成2年度 平成2年度 昭和53年度 昭和45年度 昭和43年度 昭和44年度 昭和41年度 昭和54年度 昭和40年度 昭和55年度 平成15年度	
17	その他施設（普通財産）	旧三崎中学校 旧三浦市福祉会館 旧三浦市消防本部 旧消防署引橋分署 旧地域福祉センター 旧東岡児童会館	4,513.02 630.42 767.78 301.70 1,390.49 162.67	昭和35年度 昭和41年度 昭和44年度 昭和48年度 平成3年度 昭和39年度	三浦市役所第2分館除く
18	その他施設（福祉地域作業所）	福祉地域作業所	72.04	昭和61年度	
19	その他施設（船員家族待合所）	船員家族待合所	46.00	昭和52年度	
20	その他施設（自転車等駐車場）	三浦海岸駅第1自転車等駐車場 駐輪場保管所 三崎口駅第1自転車等駐車場 三崎口駅第2自転車等駐車場	1.61 85.24 - 1.61	平成13年度 平成10年度 - 平成13年度	敷地183.00㎡ 敷地315.00㎡ 敷地227.3㎡ 敷地502.31㎡

第3章 方向性検討の考え方

1 基本的な考え方

これまで、本市の公共施設における維持・保全については、建物等の不具合箇所のみの修繕を行う、いわゆる「事後保全」による対応がほとんどでありました。

本計画においては、今後必要となる施設については、建物等を計画的に修繕・改修・更新し、不具合を未然に防ぐ、いわゆる「予防保全」による対応を基本とし、建物等を適切に維持・保全することで耐用年数を超えて使用する「長寿命化」の考え方を取り入れることとします。

また、三浦市公共施設等総合管理計画では、公共施設等の管理に関して、「今後の財政状況や人口構造などに見合った適切な施設保有量の検討を行う」ことを基本方針としていることから、本計画においても、将来的な人口減少を見据えて、施設の方向性及び規模を検討していくこととします。

なお、本計画策定にあたっては、建物だけでなく施設全体について計画しています。

2 各施設における現状について

本計画では、次のとおり各施設の現状（令和3年3月末）について整理しています。

（1）対象施設及び棟別一覧

対象施設における棟別の一覧を記載しています。表記の見方については以下のおりです。

施設NO	施設名称	棟NO	棟名称	延床面積 (㎡)	建築年度 (和暦)	構造	耐用年数 (年)	老朽化度 (%)
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧

<p>① 施設名称 原則条例等による施設名称を表示</p> <p>② 棟NO 同一施設内の全ての棟について表示</p> <p>③ 棟名称 棟の名称を表示</p> <p>④ 延床面積 (㎡) 令和3年3月末における棟毎の延床面積を表示</p> <p>⑤ 建築年度 (和暦) 棟毎の建築年度を表示</p> <p>⑥ 構造 棟毎の構造を表示 (鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造、軽量鉄骨造、木造、コンクリートブロック造、その他)</p> <p>⑦ 耐用年数 建物の耐用年数を表示 (本計画では、鉄筋コンクリート造・鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造は60年、その他は40年とする。)</p> <p>⑧ 老朽化度 (%) 経過年数/耐用年数をパーセンテージにて表示</p>

（2）施設利用の状況

各施設における利用の状況について記載しています。

（3）老朽化の現状

各施設における老朽化の現状を記載しています。

（4）施設の課題

各施設の維持管理運営にあたっての問題点や、今後のあるべき方向についての課題について記載しています。

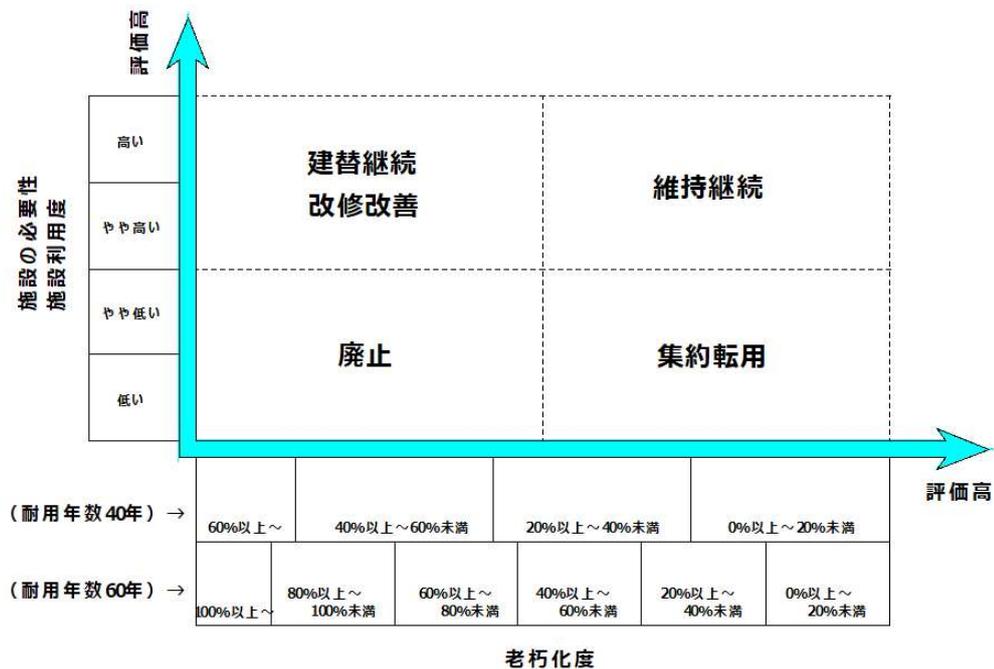
3 施設の方向性検討について

(1) 一次検討について

本計画における施設の方向性については、「三浦市公共施設等総合管理計画」をはじめ、他の関連する計画を踏まえながら、施設の利用状況、老朽化の現状、課題等を分析し、総合的に検討します。

検討は2段階で行うこととし、まずは一次検討を行います。施設性能及び施設利用度等の状況から客観的に方向性を整理します。

《検討イメージ》



(2) 二次検討について

次に二次検討をおこないます。施設における次のような定性的な要素について検討し、一次検討の結果を踏まえながら総合的に判断し、施設の方向性を決定します。

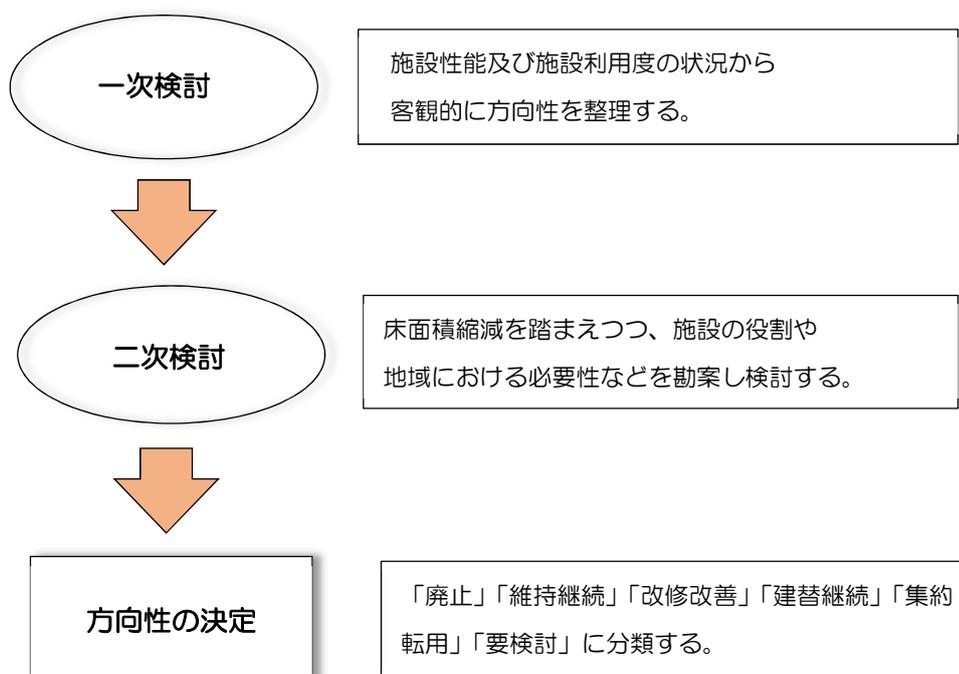
- ・ 施設の役割について（サービスの必要性）
- ・ 施設の配置状況及び規模について
- ・ 施設の運営状況について
- ・ 利用者等からの声について
- ・ 対策による影響・効果
- ・ その他検討すべき要素

(3) 方向性の決定

各施設の検討結果に応じて、施設の方向性を決定します。具体的な方向性については次のとおりです。

施設の方向性	基本的な考え方
廃止	建物は解体し機能は見直す
維持継続	建物・機能も維持する
改修改善	建物は長寿命化し機能は維持する
建替継続	建物は建替え機能は維持する
集約転用	建物は維持し機能を見直す
要検討	現時点では上記の方向性は示せない

(検討プロセスのイメージ)



第4章 各施設別方向性の検討

1 集会施設・庁舎等施設（出張所）

（1）対象施設及び棟別一覧

対象施設及び棟別の一覧表は次のとおりです。

施設分類	集会施設・庁舎等施設（出張所）
------	-----------------

施設NO	施設名称	棟NO	棟名称	延床面積(m ²)	建築年度(和暦)	構造	耐用年数(年)	老朽化度(%)
1	南下浦市民センター	1	南下浦市民センター	1,002.69	昭和53年度	鉄筋コンクリート造	60	70.0
2	南下浦出張所	1	南下浦出張所	109.04	昭和53年度	鉄筋コンクリート造	60	70.0
3	初声市民センター	1	初声市民センター	980.08	昭和56年度	鉄筋コンクリート造	60	65.0
4	初声出張所	1	初声出張所	128.19	昭和56年度	鉄筋コンクリート造	60	65.0

（2）施設利用の状況

ア 南下浦市民センター、南下浦出張所

南下浦市民センターは、南下浦市民センター、図書館南下浦分館、南下浦出張所に区分されています。南下浦市民センターは集会施設（公民館）として、貸館業務等を行っており、年間約6万5千人の方が利用しています。南下浦出張所は庁舎施設として、各種証明書の発行業務等を行っており、その数は年間約2万7千件であります。職員数は、南下浦市民センターが館長1名、職員1名、会計年度任用職員1名です。南下浦出張所が、所長1名、職員3名、会計年度任用職員1名です。（南下浦市民センター館長と南下浦出張所長は兼務で1名です。）

また、南下浦市民センターには、風水害の際に避難所が設置され、地域の人々の安心・安全を守る拠点となっています。

イ 初声市民センター、初声出張所

初声市民センターは、初声市民センター、図書館初声分館、初声出張所に区分されています。初声市民センターは集会施設（公民館）として、貸館業務等を行っており、年間約5万人の方が利用しています。初声出張所は庁舎施設として、各種証明書の発行業務等を行っており、その数は年間約1万3千件であります。職員数は、初声市民センターが館長1名、会計年度任用職員1名です。初声出張所が、所長1名、職員1名、会計年度任用職員1名です。（初声市民センター館長と初声出張所長は兼務で1名です。）

また、初声市民センターには、風水害の際に避難所が設置され、地域の人々の安心・安全を守る拠点となっています。

(3) 老朽化の現状

ア 南下浦市民センター、南下浦出張所

建築年度から見ると、築後42年であり、耐用年数の半ばを越えています。新耐震基準以前の建築であり、耐震改修工事は実施していないため、耐震性は確保されていません。講堂や集会室の一部において雨漏りが見られますが、対策を施し、支障はない状況です。その他電気設備、空調設備等に関しましても、一部改修は実施されていますが、老朽化が著しい状況です。

イ 初声市民センター、初声出張所

建築年度から見ると、築後40年であり、耐用年数の半ばを越えています。新耐震基準以前の建築であり、耐震改修工事は実施していないため、耐震性は確保されていません。階段やロビーの一部において雨漏りが見られますが、使用に支障はない状況です。キュービクルは老朽化が著しく早急な改修が必要です。その他電気設備、給排水設備、空調設備等に関しましても、一部改修は実施されていますが、老朽化が著しく、今後計画的な改修が必要です。

施設として今後使用を継続するにあたっては、設備関係を含め、全体的な改修工事が必要です。

(4) 施設の課題

南下浦市民センター・出張所は、子育て賃貸住宅の複合施設として今後建替を予定しております。

初声市民センター・出張所は、生涯学習活動の拠点であるとともに、地域における行政サービスの拠点であり、災害時には市民の安全・安心を守る拠点であることから、適切に維持管理していくことが求められます。

維持管理においては、早期に改修工事が必要な施設であることから、適切な対策時期を検討しなければなりません。

(5) 一次検討

対象施設の一次検討の結果は次のとおりです。南下浦市民センター・出張所については、既に建替えの方針であることから、検討から除外しています。



(6) 二次検討

ア 施設の役割について

初声市民センター・出張所は、初声地区における行政サービスの拠点であり、災害時には地域住民の安全・安心を守る拠点の1つであることから、今後も必要な施設であり、地域住民のためのサービスを提供していく必要があります。

イ 施設の配置状況及び規模について

初声市民センター・出張所は、市民のためにきめ細やかなサービスを提供するために、初声地区に配置された施設であり、今後とも施設配置していくことが望ましいと考えます。

ウ 施設の運営状況について

既に現時点で、館長・所長の兼務、職員数の削減等で運営コストの削減が図られています。

エ 対策による影響・効果

この対策により、現在提供されている行政サービスを安定して提供することが出来ます。

(7) 方向性の決定

対象施設における今後（令和 28 年度まで）の方向性は次のとおりです。

施設 NO	施設名称	施設の 方向性
1	南下浦市民センター	建替継続
2	南下浦出張所	建替継続
3	初声市民センター	改修改善
4	初声出張所	改修改善

南下浦市民センター・出張所については、現在計画されている子育て賃貸住宅等整備事業とあわせて本計画期間内の前期に建替えを実施いたします。

初声市民センター・出張所については、耐用年数の 1/2 が到来する本計画の前期に中規模修繕を実施し、今後も耐用年数を超えて使用する施設とします。

2 文化施設

(1) 対象施設及び棟別一覧

対象施設及び棟別の一覧表は次のとおりです。

施設分類	文化施設
------	------

施設NO	施設名称	棟NO	棟名称	延床面積(m ²)	建築年度(和暦)	構造	耐用年数(年)	老朽化度(%)
1	三浦市民ホール	1	市民ホール	1,182.58	平成13年度	鉄骨鉄筋 コンクリート造	60	31.7
2	三浦市民交流センター	1	三浦市民交流センター	480.00	令和元年度	鉄骨鉄筋 コンクリート造	60	1.7

(2) 施設利用の状況

ア 三浦市民ホール

三浦市民ホールは、平成13年度(2001年度)に市民のコミュニティの形成並びに芸術、文化等の振興及び向上を図るための施設として、三崎フィッシャリーナウォーフ内に設置されました。ピアノ発表会や演奏会・講演会など、地域住民の身近な文化活動やイベント開催などの拠点施設として利用され、その件数は、平成29年度115回、平成30年度108回、令和元年度103回で、来場者数は平成29年度21,565人、平成30年度20,860人、令和元年度14,642人となっています。

また、平成18年度からは、民間のノウハウを活用し、市民サービスの向上や経費の削減を図ることを目的として、指定管理者制度を導入し、指定管理者により管理されています。

イ 三浦市民交流センター

三浦市民交流センターは、令和元年(2019年)に市民の自発的な活動を活性化させ、地域や年代を超えた人々の交流を育むための施設として、ベイシア三浦店の2階に設置されました。令和元年度の利用状況は研修室(大)2,917人、研修室(中)1,805人、研修室(小)2,074人、ワークルーム368人、多目的スペース454人(以上、有償施設)、打ち合わせ広場2,009人、小網代の森インフォメーション7,655人(以上、無償施設)の利用がありました。

民間ノウハウを活用した市民サービスの向上や経費削減を図ることを目的として、開館時から指定管理者制度を導入し、指定管理者により管理されています。

(3) 老朽化の現状

ア 三浦市民ホール

耐用年数到来まであと41年ありますが、海岸に近く、潮風の影響を受けやすい立地であることから、壁の塗装の剥がれや、コンクリートの剥がれが顕著となっています。平成27年度(2015年度)、平成29年度(2017年度)、平成30年度(2018年度)には台風の被害

を受けて屋上防水シートの修繕工事を実施し、令和2年度（2020年度）には控室の空調設備の修繕を実施しています。

また、関係法令の制定等により対策が必要となる次の①、②については、本計画期間内において、早期に対策を講じる必要があると考えています。

① 特定天井対策

ホール天井は、建築基準法施行令第39条第3項に規定する「特定天井」に該当する可能性があるため、調査を実施した上で、特定天井に該当する場合は、落下対策措置を図る必要があります。

② 照明設備対策

照明設備は、平成29年8月16日に国際的な条約である「水銀に関する水俣条約」が発効されたことにより、日本国内においても「水銀による環境の汚染防止に関する法律」の制定及び関係法令の改正がされたことを受け、施設内に設置している照明設備のうち、高圧水銀ランプや蛍光灯については、規制により令和3年（2021年）以降、入手不可能となることから、LED照明設備等への改修が必要となりますので、今後使用を継続するにあたっては、計画的に改修していく必要があります。

イ 三浦市民交流センター

令和元年度に建築された施設であることから、特筆するような老朽化の状況は見受けられません。

（4）施設の課題

市民ホールの課題については、次の点があげられます。

- ・文化活動の拠点として、また災害対策基本法に基づく指定避難所の指定を受け、特定の災害時においては市民の安全・安心を守る場となることから、適切に維持管理していくことが求められます。
- ・塩害を受け易い立地にあることから、屋外に設置された機器類が腐食し易く、また外壁などのコンクリート部分においても爆裂などが発生し易いことから、老朽化対策への費用確保が求められます。
- ・施設を維持継続するにあたって、老朽化が著しい箇所や関係法令の制定等により、対策が必要となる箇所の改修については、緊急性や必要性を考え、適切な時期を検討しなければなりません。
- ・管理運営については、指定管理者制度を導入しており、「三浦市民ホールの管理運営に関する基本協定書」の定めるところにより、利用料収入が指定管理者の収入となっていることから、工期が長期にわたる一定規模以上の工事等で施設を長期休館せざるを得ない場合、指定管理者と協議する必要があります。

また、三浦市民交流センターの課題については、次の点があげられます。

- ・管理運営については、指定管理者制度を導入し、「三浦市民交流センターの管理運営に関する基本協定書」を定めています。利用料収入が指定管理者の収入となっており、新型コロナウイルス感染拡大防止等のために施設を休館にせざるを得ない場合、指定管理者と協議する必要があります。

ます。

・所有者施設の一部を賃貸借契約により借用しているため、施設管理・運営において所有者との協議、調整等が必要となる場合があります。

(5) 一次検討

対象施設の一次検討の結果は次のとおりです。三浦市民交流センターについては、賃貸借している施設であり、維持管理については施設所有者に委ねられることから、検討から除外しています。



(6) 二次検討

ア 施設の役割について

市民ホールは文化活動の拠点であり、市民による演奏会、講演会又は市の行事等にも利用されている施設で、市民のコミュニティの形成並びに芸術、文化等の振興及び向上に大きな役割を果たしている施設です。

また災害時には指定避難所として市民の安全安心に寄与する施設であり、市民にとって必要不可欠な施設となっています。

イ 施設の配置状況及び規模について

市民ホールは、三崎地区にある商業施設の三崎フィッシャリーナウォーフ内に配置されており、ホール 319 m²、舞台 196 m²、通常客席数 450 席で、利用状況によっては客席を収納して 1 フロアとして多目的に使用できる施設です。

これまでの利用形態や集客数を鑑みると、施設規模は適正であると思われる、今後もこの規模を維持すべきと考えます。

ウ 施設の運営状況について

平成 18 年度から指定管理者制度を導入しており、民間のノウハウを取り入れながら、運営

コストの縮減に努めています。

エ 利用者意見について

市民ホールでは、毎年利用者へアンケートを実施しており、その結果は、とても良い14.3%、良い85.7%、ふつう0%、あまり良くない0%、悪い0%となっています。この結果からも運営に問題はなく、今後も充足したサービス提供に努めます。

オ 対策による影響・効果

文化活動の拠点である市民ホールを計画的に改修していくことで、今後も「市民のコミュニティの形成並びに芸術、文化等の振興及び向上を図るための施設」としての役割を果たしていくことが出来ると考えられます。

(7) 方向性の決定

対象施設における今後（令和28年度まで）の方向性は次のとおりです。

施設NO	施設名称	施設の方向性
1	三浦市民ホール	維持継続
2	三浦市民交流センター	維持継続

市民ホールは、文化活動の拠点として利用が図られており、市民による演奏会などの音楽活動の発表の場や講演会等の行事などに使用されていることから、今後も必要な施設として、将来的に長寿命化対策を施し適切に維持管理していく施設とします。

三浦市民交流センターは、令和21年度（2039年度）まで(株)ベイシアと賃貸借契約を締結しており、本計画期間中においても賃貸借を継続していきます。

3 図書館

(1) 対象施設及び棟別一覧

対象施設及び棟別の一覧表は次のとおりです。

施設分類	図書館
------	-----

施設NO	施設名称	棟NO	棟名称	延床面積(m ²)	建築年度(和暦)	構造	耐用年数(年)	老朽化度(%)
1	三浦市図書館 (旧三崎中学校)	1	三浦市図書館	241.70	昭和46年度	鉄筋コンクリート造	60	81.7
2	三浦市図書館南下浦分館 (南下浦市民センター)	1	三浦市図書館南下浦分館	109.33	昭和53年度	鉄筋コンクリート造	60	70.0
3	三浦市図書館初声分館 (初声市民センター)	1	三浦市図書館初声分館	121.39	昭和56年度	鉄筋コンクリート造	60	65.0

(2) 施設利用の状況

三崎町、南下浦町、初声町の各地区に1館を配置し、市民に利用されています。

三浦市図書館は、旧三浦市青少年会館から平成27年度(2015年度)に三浦市役所第2分館として暫定的に庁舎として活用されている旧三崎中学校の一部に移転し開館しています。

三浦市図書館南下浦分館は、昭和53年度(1978年度)に開館した南下浦市民センターの一部を利用して図書館を開館しています。

三浦市図書館初声分館は、昭和56年度(1981年度)に開館した初声市民センターの一部を利用して図書館を開館しています。

過去3年間の来館者数の集計では、平成29年度(2017年度)46,514人、平成30年度(2018年度)45,609人、令和元年度(2019年度)41,700人となっています。

三浦市図書館は、兼務館長の他に正規職員2名(主査、主任)、会計年度任用職員2名でローテーションにより複数名で運営し、南下浦分館と初声分館は、会計年度任用職員が各4名おり、各分館ともにローテーションにより1名で運営をしています。

(3) 老朽化の現状

三浦市役所第2分館、南下浦市民センター、初声市民センターの一部を利用していますが、各施設とも耐用年数到来が近づいています。老朽化の現状については、各施設の老朽化の現状のとおりです。

図書館としては、各館ともに軽微な雨漏りが発生しています。

(4) 施設の課題

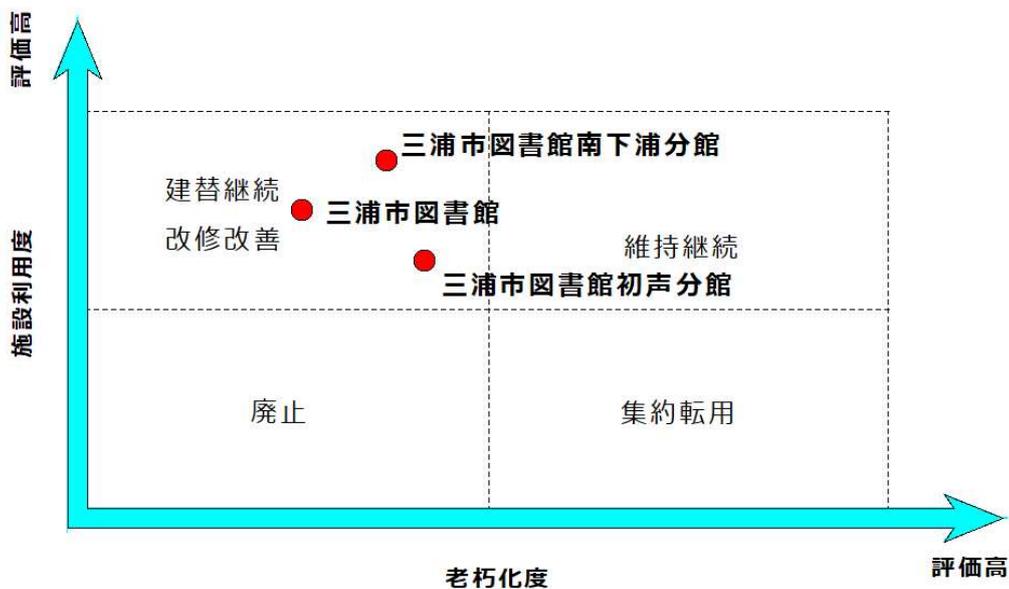
公立図書館は、図書館法に基づいて地方公共団体が設置し、地域住民に図書館サービスを無料で提供し、適切に維持管理していくことが求められています。

図書館がある施設においては、耐用年数到来が近づき、早期に改修工事が必要な施設があることから、適切な対策時期については各施設に合わせることとなります。

また図書館における利用者満足度調査において利用者からは、蔵書数の増加、読書スペースの拡大、館内を明るく、空調設備の改修、施設の老朽化など、改修を必要とする意見が出されています。

(5) 一次検討

対象施設の一次検討の結果は次のとおりです。



(6) 二次検討

ア 施設の役割について

公立図書館は、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設であり、図書館法に基づいて地方公共団体が設置し、地域住民に図書館サービスを無料で提供し、適切に維持管理していく必要があります。

乳幼児から高齢者まで気軽に利用できる生涯学習施設として、また情報提供の発信源となる大きな役割を担う施設として、図書館資料の充実と利用者サービスの向上に努めなければなりません。

誰もが身近な公共施設として気軽に利用できるよう利用者の意向、動向、ニーズを的確に把握し、開かれた図書館運営をします。

イ 施設の配置状況及び規模について

図書館サービスは、市内全域におけるすべての市民が公平に受けられるものでなければならないことから、三崎地区、南下浦地区、初声地区にそれぞれ図書館を配置しています。

今後も市民のために平等に図書館サービスを提供するためには、市内各地区において、図書館を配置していくことが望ましいと考えます。

なお、現在市役所が位置する城山地区では、市役所敷地全体を含む利活用が検討されており、三崎高校跡地（初声地区）への庁舎移転についても検討されていることに合わせ、図書館としては、将来的には蔵書数を増加させ、学習や閲覧できるスペースを確保し、生涯学習の拠点及び地域の交流拠点となるような中央図書館の整備を検討し、併せて図書館全体の床面積縮減を検討していきます。

ウ 施設の運営状況について

現状から更なる運営コストの縮減を図るためには、図書館サービスを縮小する必要があるため、蔵書冊数や閲覧スペース、室内環境など、図書館としての十分な機能を有しているとは言えない状況である中、これ以上のサービスの低下はできないところであります。

今後は、生涯学習の拠点として図書館機能の充実がより一層求められています。

エ 利用者意見について

図書館における利用者満足度調査においては、蔵書数の増加、読書スペースの拡大、館内を明るく、空調設備の改修、施設の老朽化による改修を必要とする意見があります。

オ 対策による影響・効果

三崎高校跡地（初声地区）へ庁舎を移転し中央図書館が整備された場合、市民の利便性が向上し、市民サービスの向上につながることを期待できます。

また、三浦市役所第2分館、南下浦市民センター、初声市民センターの各施設を計画的に維持し、長寿命化を図った場合、将来的なコスト縮減を図ることができます。

(7) 方向性の決定

対象施設における今後（令和 28 年度まで）の方向性は次のとおりです。

施設 NO	施設名称	施設の 方向性
1	三浦市図書館 (旧三崎中学校)	建替継続
2	三浦市図書館南下浦分館 (南下浦市民センター)	建替継続
3	三浦市図書館初声分館 (初声市民センター)	改修改善

図書館は、地域住民に図書館サービスを無料で提供するため、今後も適切に維持管理していく施設とします。

三浦市図書館は、三浦市役所第2分館の庁舎移転計画と合わせて建替え継続とし、南下浦分館は南下浦市民センターの子育て賃貸住宅等整備事業とあわせて建替え継続とします。また、初声分館は初声市民センターの改修改善の進捗に合わせ、改修工事を実施します。

なお、建替えや改修改善にかかる費用については、三浦市役所第2分館、南下浦市民センター、初声市民センターの一部を利用しているため、各々の施設管理者の計画に計上いたします。

4 その他社会教育系施設

(1) 対象施設及び棟別一覧

対象施設及び棟別の一覧表は次のとおりです。

施設分類	その他社会教育系施設
------	------------

施設NO	施設名称	棟NO	棟名称	延床面積(m ²)	建築年度(和暦)	構造	耐用年数(年)	老朽化度(%)
1	白秋記念館	1	白秋記念館	141.34	昭和35年度	鉄筋コンクリート造	60	100.0
2	文化財収蔵庫	1	文化財収蔵庫(木造)	374.55	昭和28年度	木造	40	167.5
		2	文化財収蔵庫(プレハブ)	243.00	昭和59年度	鉄骨造	60	60.0
3	旧城ヶ島分校海の資料館	1	旧城ヶ島分校海の資料館	189.60	昭和6年度	木造	40	222.5
		2	管理人室	127.05	昭和6年度	木造	40	222.5
		3	渡廊下及び書庫	54.45	昭和6年度	木造	40	222.5
		4	便所	22.93	昭和6年度	木造	40	222.5

(2) 施設利用の状況

白秋記念館は、北原白秋が三崎に滞在した三崎時代を中心にした資料等を保存展示して市内外の方に利用されています。年間の来場者は、平成29年度11,172人、平成30年度10,299人、令和元年度7,705人となっています。開館日は月曜日、金曜日を除く曜日の10時から16時まで、無料で利用できます。

文化財収蔵庫は、市内の消失する可能性のある農具・漁具、民具の郷土資料及び埋蔵文化財発掘調査により出土した土器・石器などの埋蔵文化財資料を収蔵保存し、郷土学習の一助として公開しています。平日8時30分から17時15分の間で、事前予約をいただき見学が出来ます。

旧城ヶ島分校海の資料館は、城ヶ島の漁業で使用されてきた漁撈用具コレクションを展示公開している施設で、建物の一部(面積247.5m²)は三浦市重要文化財(建造物)として指定されています。開館日は毎週日曜日9時30分から16時まで、無料で見学できます。

(3) 老朽化の現状

ア 白秋記念館

既に耐用年数に到達しています。昭和35年度(1960年度)に建築され、レストハウスとして使用されていたものを、昭和52年度(1977年度)白秋記念館として開館し、平成14年度(2002年度)に三浦市に寄贈された新耐震基準以前の建物です。

外壁塗装や屋上防水の改修工事は、平成14年度(2002年度)に実施されていますが、窓枠などの改修が行われていないため、ガラスパッキンなどに劣化があり、雨や風の吹きこみが

あります。また、建物外壁にひび等も見受けられます。電気設備や給排水設備等の改修についても、平成 14 年度（2002 年度）に実施されていますが、空調設備等がなく、夏場の施設運営に支障をきたしています。

イ 文化財収蔵庫

木造棟は、耐用年数到来から既に 27 年経過しています。昭和 28 年度（1953 年度）に初声村公民館として建築され、1988 年度（昭和 63 年度）に収蔵庫として使用開始した新耐震基準以前の建物です。これまでに大規模改修等は行われず、現状では屋根の一部に部材の腐食による屋根瓦の脱落があり、雨漏りが発生しています。

プレハブ棟は、耐用年数到来まであと 24 年となっています。昭和 59 年度（1984 年度）に初声小学校臨時教室として建築され、昭和 63 年度（1988 年度）から収蔵庫として使用開始した建物です。使用開始以降大規模な改修等は行われていません。

屋根板の腐食等により雨漏りが広範囲にわたっている状況で、天井板の脱落も発生しています。さらには、平成 29 年 9 月の初声地区水害の被害を受けて、外壁内や内壁にゆがみ、剥がれが見受けられます。

ウ 旧城ヶ島分校海の資料館

建築年度から見ると、旧城ヶ島分校海の資料館・管理人室・渡り廊下及び書庫・便所ともに耐用年数到来から既に 49 年経過しています。昭和 6 年度（1931 年度）に三崎尋常小学校城ヶ島分校として建築され、昭和 45 年度（1970 年度）まで三崎小学校城ヶ島分校として使用されてきました。廃校後は、城ヶ島公民館として平成 12 年度（2000 年度）まで使用され、その後資料館として使用開始した新耐震基準以前の建物です。昭和 62 年度（1987 年度）に、旧城ヶ島分校海の資料館、渡り廊下、便所の 247.05 m²を昭和初期の学校建築及び分校建築典型として歴史価値があることから、三浦市の重要文化財に指定しています。

平成 5 年度（1993 年度）に指定文化財の範囲外の管理人室・書庫の一部の内外壁改修工事を実施していますが、屋根部分の改修は行われていないため、雨樋の脱落が発生しています。指定文化財部分の展示室・便所の改修等は実施していないため、外壁板の剥離や脱落が見受けられ、便所の屋根はスレート板を使用しているため、強風により飛散しやすい状況にあり、事務室の庇は落下している状況です。また、資料館の廊下は屋根のトタン板の腐食により雨漏りが発生しており、外壁、破風板の脱落、内壁板の腐食、窓の腐食、脱落が発生しています。さらには、廊下床にも雨水の浸食が進み、廊下全体に影響が及んでいます。資料館の出入口については、平成 28 年度にシャッターの破損により開閉ができなくなり、ベニヤ板で入口を塞いでおり、出入りに支障をきたしています。

（４）施設の課題

白秋記念館は、平成 24 年 8 月の政策会議で廃止の方針が決定されていますが、今後も引き続き白秋の功績を伝える事業を継続する必要があり、その伝承のための手法等が決定するまでの間は、今後も直営にて管理運営を行う事となっています。関係団体と平成 24 年から毎年、懇談会を開催し、伝承方法、会館のあり方など管理運営について話し合いを継続していますが、伝承の手法などの決定がされていません。

文化財収蔵庫木造棟は旧初声村公民館、プレハブ棟は元初声小学校臨時教室を再利用している施設で、文化財の収蔵保管施設として建設されたものではなく、建物の構造上、収蔵物の保管、公開にも限度があります。木造棟に収蔵されている収蔵物は点数も多く、今後も増加していく可能性もあります。

プレハブ棟には、市内発掘調査で出土した土器や石器、調査時に作成された図面や写真等の関係書類で過去に存在した遺跡等、考古学関係の貴重な資料を保管しており、また、出土した土器・石器の一部を展示しています。雨漏りによりこれら貴重な資料の濡れやカビの発生による破損が心配されます。

旧城ヶ島分校海の資料館は老朽化が著しく、現状のままでは、維持管理することは困難な状況にありますが、建物の建替えや大規模改修の対策を実施するには、建物の約半分が市の指定文化財であることから指定文化財としての価値に影響を及ぼすため、事前に教育委員会での方針の決定が必要です。また、資料館内に保管展示されている資料については、雨漏りによる影響が懸念され、建物の改修又は資料の移設の検討が必要です。

(5) 一次検討

対象施設の一次検討の結果は次のとおりです。



(6) 二次検討

ア 施設の役割について

白秋記念館は、北原白秋の三浦市における功績を伝えていく施設であり、後世に伝承していくために必要な施設です。

文化財収蔵庫は、三浦市内の郷土資料を収蔵保管、展示する施設で市民の郷土学習の場として必要な施設です。

旧城ヶ島分校海の資料館は、昭和初期の学校建築の様相を残す貴重な文化財です。また展示

資料についても三浦市の漁業に関する貴重な資料で、郷土学習の場として必要な施設です。

イ 施設の配置状況及び規模について

白秋記念館は、三崎地区城ヶ島に設置されており、北原白秋が三崎に滞在した時代の資料を中心に、三浦市教育委員会所有、白秋会所有、個人所有の物も含めて、1階展示室に63点、2階展示室に387点が常設で展示されています。また、特別展に使用する資料として倉庫に73点所蔵されています。

文化財収蔵庫は、初声地区に配置されています。農耕用具652点、漁業用具3,706点、生活民具1,050点、文書関係1,350点、考古学関係整理箱約600箱の資料が収蔵保管され、一部展示公開されています。漁業用具の中には木造船のような大型の物もあり、収蔵物を指定文化財として保存活用していくためには、手狭になっています。

旧城ヶ島分校海の資料館は、三崎地区城ヶ島に設置されています。建物の全体394.03㎡の内274.05㎡が市の指定重要文化財になっています。また、神奈川県指定文化財の城ヶ島漁撈用具コレクション(657点)等が保管展示されています。

ウ 施設の運営状況について

白秋記念館、文化財収蔵庫及び旧城ヶ島分校海の資料館の各施設の運営コストの縮減のために、今後さらに現在の運営状況を見直し、施設の統合等の手法を検討していく必要があります。

エ 利用者意見について

白秋記念館は、城ヶ島の雨の詩碑とセットと考えられており、現在の場所での建て替えが望ましいという意見があります。

旧城ヶ島分校海の資料館は、昭和初期の学校建築で全国に残っている校舎は極めて少なく貴重な建物で、地元住民にとっては大切な建物なので残してほしいという意見があります。

オ 対策による影響・効果

白秋記念館及び文化財収蔵庫については、安心安全な施設を確保して、適当なスペースで貴重な郷土資料を適切に保管し、見やすく、わかりやすい展示をすることで文化の振興の向上、郷土学習の一助をなし、市民の郷土愛の向上、来館者の知識向上が期待できます。

旧城ヶ島分校海の資料館については、建物が指定文化財であることから、建替え、改修又は廃止をするには、教育委員会が方針を決定する必要があります。そのためには文化財保護委員会への諮問と同委員会からの答申を参考にする必要があります。

(7) 方向性の決定

対象施設における今後（令和 28 年度まで）の方向性は次のとおりです。

施設 NO	施設名称	施設の 方向性
1	白秋記念館	廃止 (機能転用)
2	文化財収蔵庫	廃止 (機能転用)
3	旧城ヶ島分校海の資料館	維持継続 (一部建替え)

白秋記念館は、白秋の功績を伝承できる新たな手法を定めた後、現在の施設は廃止とします。

文化財収蔵庫（木造棟）は、市内空き施設または、空き教室等への移設場所を検討し、移設後に現在の施設を廃止とします。収蔵庫（プレハブ棟）については、耐用年数まで期間がありますが、老朽化が著しいため木造棟同様空き施設、空き教室等への移転を検討し、移転後に施設を廃止します。

旧城ヶ島分校海の資料館は文化財に指定されている施設ですので、維持継続していく施設です。しかし老朽化が著しいことから費用を投じて建替え等の対策を実施すると、文化財としての価値がなくなる可能性があります。また対策を実施しない場合、屋根材や壁材の飛散により近隣に損害を及ぼす可能性もありますので、文化財としての価値や保存資料の管理を含めた検討を行っていきます。

5 スポーツ施設

(1) 対象施設及び棟別一覧

対象施設及び棟別の一覧表は次のとおりです。

施設分類	スポーツ施設
------	--------

施設NO	施設名称	棟NO	棟名称	延床面積(m ²)	建築年度(和暦)	構造	耐用年数(年)	老朽化度(%)
1	三浦市総合体育館	1	三浦市総合体育館	5,989.28	平成8年度	鉄筋コンクリート造	60	40.0
		2	三浦市総合体育館駐輪場	54.00	平成8年度	鉄骨造	60	40.0
		3	三浦市総合体育館車寄付用上屋	20.93	平成8年度	鉄骨鉄筋コンクリート造	60	40.0
2	三浦市水泳プール	1	三浦市水泳プール管理棟	86.63	昭和37年度	木造	40	145.0
		2	三浦市水泳プール管理棟	15.00	昭和40年度	木造	40	137.5
		3	三浦市水泳プール機械室	25.00	昭和44年度	コンクリートブロック造	40	127.5
		4	三浦市水泳プール監視棟	16.20	平成5年度	木造	40	67.5

(2) 施設利用の状況

三浦市総合体育館（潮風アリーナ）は、市民の体育、スポーツ及びレクリエーション並びに文化の普及振興を図り、健康で文化的な市民生活の向上に寄与するための施設として、初声地区において、平成9年（1997年）3月に竣工、同年5月から利用を開始し、市内外を問わず、多くの人々に利用されています（直近過去3ヶ年の利用人数平均は、延べ約14万人）。

また、利用開始の翌年である平成10年には、国民体育大会（愛称：かながわゆめ国体）の相撲競技の会場としても使用され、本市におけるスポーツ及び文化活動の拠点として重要な役割を担っています。なお、平成22年度からは、民間のノウハウを活用し、市民サービスの向上や経費の削減を図ることを目的として、指定管理者制度を導入し、指定管理者により管理されています。

三浦市水泳プールは、三崎地区において、昭和38年（1963年）に開設して以来、市民の健康づくりとレクリエーションの場として長年にわたって利用されてきましたが、施設の老朽化により、平成22年度の開場を最後に、現在に至るまで休場の状態が続いています。

(3) 老朽化の現状

ア 三浦市総合体育館

耐用年数到来まであと36年となっており、耐用年数の1/2にあたる建築後30年目の到来が近づいていますが、新耐震基準以降に建築された建物であるため、施設躯体の耐震性は確保されています。しかし、これまで、雨漏りによる屋根の一部改修工事や老朽化により不具合が発生した各種設備（電気設備、冷暖房設備、給排水設備、建具等）の小規模修繕は実施して

きたものの、工期が長期にわたると見込まれるものや、多額の費用が見込まれるものについては、抜本的な対策が未実施となっています。

また、老朽化が著しい箇所や関係法令の制定等により対策が必要となる次の①から④については、本計画期間内において、早期に対策を講じる必要があると考えています。

① 特定天井対策

施設内の天井の一部（メインアリーナ及び武道場）が、建築基準法施行令第39条第3項に規定する「特定天井」に該当する可能性があるため、調査を実施した上で、特定天井に該当する箇所については、落下対策措置を図る必要があります。

② 雨漏り対策

台風や大雨の際、屋根や窓枠など、施設内の多数の箇所から雨漏りが発生しており、施設躯体や各種設備への悪影響が懸念されることから、調査により雨漏り箇所を特定した上で、屋根や窓枠の部分改修又は全面改修を実施する必要があります。

③ 照明設備対策

平成29年8月16日に国際的な条約である「水銀に関する水俣条約」が発効されたことにより、日本国内においても「水銀による環境の汚染防止に関する法律」の制定及び関係法令の改正がされたことを受け、施設の屋内外に設置している照明設備のうち、高圧水銀ランプや一部の蛍光灯については、規制により令和3年（2021年）以降、入手不可能となることから、LED照明設備等への改修が必要となります。

④ 床面対策

メインアリーナ、第一武道場及び研修室の床面については、定期的にメンテナンスを実施していますが、通常のメンテナンスでは対応が困難な傷や劣化が年々増加しており、床面のささくれを原因とする大きな怪我に繋がる恐れがあることから、床面の改修が必要となります。

イ 三浦市水泳プール

一番古い建物で耐用年数到来から既に18年経過しています。一部の建物は、耐用年数に達していないものもありますが、施設全体の老朽化が著しいことから、水泳プールとしての利用は、平成22年度に開場したのを最後に、平成23年度以降は休場している状態です。また、令和元年9月に三浦市を直撃した台風15号により、管理棟屋根の一部が捲れ上がり、応急的な修繕は実施したものの、現在においても、本復旧は実施していない状況です。

（４）施設の課題

三浦市総合体育館は、スポーツ活動のほか、会議や研修会等で利用する諸室を備える複合施設となっており、市内におけるスポーツ及び文化活動の拠点となっています。

令和2年度には、災害対策基本法に基づく指定避難所の指定を受け、災害時に市民の安全・安心を守る拠点となったことから、適切に維持管理していくことが求められます。

維持管理においては、耐用年数の1/2にあたる建築後30年目の到来が近づいていることから、今後施設を維持継続するにあたって、老朽化が著しい箇所や関係法令の制定等により、対策が必要となる箇所の改修等について、緊急性や必要性を考慮の上、優先順位を決めるなどして、適切な対策時期を検討しなければなりません。

また、三浦市総合体育館は、日頃から市内外を問わず、多くの人々に利用されており、年間を通して見ても、各種スポーツ大会やイベント等が多数開催されていることから、改修工事の実施にあたっては、それらのスケジュールを考慮して計画しなければなりません。

さらに、管理運営については、指定管理者制度を導入しており、「三浦市総合体育館等の管理運営に関する基本協定書」の定めるところにより、利用料収入が指定管理者の収入となっていることから、工期が長期にわたる一定規模以上の工事等で、施設を長期休館せざるを得ない場合、指定管理者の利用料収入が減収となるため、その減収分の補てん方法などについて、指定管理者と協議する必要があります。

三浦市水泳プールは、数年にわたって休場の状態が続いており、市の財政負担を考慮すると、建替えや大規模な改修は困難な状況です。安全性の面においても、施設の老朽化や台風による損傷度合を考慮すると、早期に対策を講じる必要があります。

また、三浦市水泳プールを設置している土地は、昭和57年4月1日付けで神奈川県東部漁港事務所長から、漁港区域内水面（土地）の一部占用について同意を得た土地（占用料は非該当）であり、占用の目的が終了した際は、原状回復をしなければならないこととなっています。

一方で、平成30年度（2018年度）に、本市と株式会社安田造船所との間で、ホテルや商業施設などのリゾート開発を含む「三浦市二町谷地区海業振興を目指す用地利活用プロジェクト基本協定」が締結され、令和元年度（2019年度）には、三浦市水泳プールに近接する二町谷埋立地の土地の一部について、土地売買契約が締結されるなど、周辺地域において開発の動きがあるため、その動向に注視していく必要があります。

なお、現在、二町谷海業振興プロジェクトにおいて、事業者より三浦市水泳プールの利活用検討の意向が示されており、原状回復（更地）以外の対応を求められた場合は、神奈川県、市の関係部課と協議していく必要があります。

(5) 一次検討

対象施設の一次検討の結果は次のとおりです。



(6) 二次検討

ア 施設の役割について

三浦市総合体育館は、スポーツ及び文化活動の拠点であり、災害時においては市民の安全・安心を守る拠点となることから、今後も必要な施設であり市民のためのサービスを提供していく必要があります。

三浦市水泳プールは、長年にわたって健康づくりやレクリエーションの場として親しまれてきましたが、老朽化による休場に伴い、市内中学校のプールを代替利用することとなり、施設としては一定の役割を果たしたと考えられます。

イ 施設の配置状況及び規模について

三浦市総合体育館は、初声地区に設置しており、三崎口駅から徒歩で約 15 分に位置しているため、比較的アクセスしやすい場所にあると言えます。また、駐車場や駐輪場を完備しており、自家用車等での来館も可能となっています。

施設の規模は、552 席の観覧席を備えたメインアリーナ (1,643 m²) のほか、トレーニングルームや武道場があり、日常的に多くの団体又は個人に利用されています。

三浦市水泳プールは、三崎地区に設置しており、三崎口駅からのアクセスとしては、徒歩では難しい距離にあり、また駐車場や駐輪場を完備していないため、バス等の交通手段に頼ることとなります。したがって、近隣住民以外の方にとっては、やや不便な場所にあると言えます。

施設の規模は、50mプール (縦 50m×横 20m、最深部 1.8m) と幼児用プールを備えていますが、現在は、老朽化により使用が出来ない状態となっています。

ウ 施設の運営状況について

三浦市総合体育館は、平成 22 年度から指定管理者制度を導入しており、民間のノウハウを取り入れながら、運営コストの縮減に努めています。

三浦市水泳プールは、平成 23 年度以降は休場の状態が続いているため、施設の管理（令和 2 年度から直営管理）のみを行っている状況です。

エ 利用者意見について

三浦市総合体育館では、毎年、指定管理者が、施設利用者を対象にアンケートを実施しています。令和元年度（2019 年度）に実施したアンケートにおいて、建物・設備関係の問いに対する集計結果は次のとおりでした。

【アンケート集計結果（建物・設備関係）】			
満足：42.01%	ほぼ満足：49.23%	やや不満：7.47%	不満：1.29%

上記のとおり、「満足」または「ほぼ満足」と回答した方が全体の 91.24%であり、多くの方にご満足いただけている一方、「やや不満」または「不満」と回答した方が全体の 8.76%であり、雨漏り、照明設備、空調設備に関して改善を求める意見がありました。

三浦市水泳プールは、平成 23 年度以降、休場しており、地元意見等の集約はしていません。

オ 対策による影響・効果

三浦市総合体育館を計画的に維持し、長寿命化を図った場合、当初の設置目的である「市民の体育、スポーツ及びレクリエーション並びに文化の普及振興を図り、健康で文化的な市民生活の向上に寄与するための施設」としての役割を今後も継続的に果たしていくことが出来ると考えられます。

三浦市水泳プールを廃止し、解体した場合、安全性及び景観上の問題を解決することが期待できます。一方で、二町谷海業振興プロジェクトにより利活用することとなった場合、解体によって得られる効果のみならず、国際的な経済活動の拠点整備の一端を担い、市の活性化に繋がることが期待できます。

(7) 方向性の決定

対象施設における今後（令和 28 年度まで）の方向性は次のとおりです。

施設 NO	施設名称	施設の 方向性
1	三浦市総合体育館	維持継続
2	三浦市水泳プール	要検討

三浦市総合体育館は、屋内スポーツや文化活動を行う市内における最大規模の施設として、重要な役割を果たしていることから、今後も適切に維持管理及び長寿命化していく施設とします。したがって、本計画期間中において、耐用年数の1/2となる30年目を目途に中規模修繕を実施することとします。

三浦市水泳プールは、一次検討において、施設性能や施設利用度のみで判断すると、本計画期間中に廃止の方向性となります。しかし、二町谷海業振興プロジェクトの事業者から三浦水泳プールの利活用の意向が示されており、当該事業者から具体的な提案があった場合は、神奈川県及び市の関係部課等と協議をしながら当該プロジェクトを推進していくため本計画においては、「要検討」と位置付けることとします。

6 レクリエーション・観光施設

(1) 対象施設及び棟別一覧

対象施設及び棟別の一覧表は次のとおりです。

施設分類		レクリエーション施設・観光施設						
施設NO	施設名称	棟NO	棟等名称	延床面積又は路面面積 (㎡)	建築年度 (和暦)	構造	耐用年数 (年)	老朽化度 (%)
1	三浦市観光インフォメーションセンター	1	インフォメーションセンター	231.03	昭和62年度	木造	40	82.5
2	三浦市油壺駐車場	1	三浦市油壺駐車場倉庫	40.8	昭和27年度	木造	40	170.0
		2	三浦市油壺駐車場管理棟	9.75	昭和39年度	木造	40	140.0
		3	三浦市油壺駐車場浴室及び倉庫	6.47	昭和44年度	コンクリートブロック造	40	127.5
		4	三浦市油壺駐車場路面	5,232.97	—	アスファルト舗装	—	—

(2) 施設利用の状況

ア 観光インフォメーションセンター

三浦市観光インフォメーションセンターは、南下浦地区(国道134号沿い、三浦海岸隣接)に設置され観光案内の拠点となっています。1階は観光案内所、2階が会議室等として利用されています。

観光案内件数は、下表のとおりで、対面案内件数は約1,000件で推移しています。また、電話案内の件数は近年減少傾向にありますが、令和元年度は約9,000件の利用がありました。一方で、ホームページの閲覧件数は増加傾向にあります。会議室の利用者数については、年間1,000人に満たない利用にとどまっています。

なお、当該施設は、首都圏自然歩道(神奈川県が設置、市が管理業務を受託)のインフォメーションセンターとしての機能も有しています。

【観光案内件数】

(単位：件)

項目	H29	H30	R1
対面案内件数	1,428	1,041	1,320
電話案内件数	15,309	11,264	9,439
ホームページ閲覧数	517,579	873,397	1,079,619
会議室利用者数	708	565	920

イ 油壺駐車場

観光拠点のひとつである油壺に来遊する観光客の車両を受け入れており、指定管理者制度を

導入して管理運営を実施しています。下表のとおり、例年 13,000 台前後の利用があり、台風の影響で利用者が減少した令和元年度についても 11,680 台の利用がありました。特に夏の海水浴シーズンは、荒井浜海水浴場や横堀海水浴場へのアクセスが良好なことから、1日の利用台数が 200 台を超えることもあります。

【利用台数の推移】 (単位：台)

項目	H29	H30	R1
利用台数	12,853	13,198	11,680

(3) 老朽化の現状

ア 観光インフォメーションセンター

建築から 30 年以上経過し、外部のコーキング改修等の部分的な修繕は実施しているものの、大規模な改修工事は実施しておらず、建物及び設備等に劣化が見受けられます。また、建築当時から使用を続けている設備もあることから、更新等が必要な状況となっています。本計画期間の後期である令和 9 年（2027 年）に、耐用年数（建築後 40 年）を迎えます。

イ 油壺駐車場

対象施設のうち、管理事務所として利用されている建物のほか 2 棟の建物については、既に耐用年数を経過し老朽化が進行しています。

また、駐車場内の路面の状況は、入口から出口にかけての通路部分に通行に支障をきたすような大きな穴や段差があり、早急な対策が求められます。また、車室部分についても、舗装が剥がれている部分があり、老朽化が目立ちます。

(4) 施設の課題

ア 観光インフォメーションセンター

来館者をはじめ、電話での問い合わせに対する情報提供、観光案内を目的としている施設ではありますが、来館者数は年間約 2,000 人となっています。これは、下表のとおり、三崎口駅前に設置されている観光案内所の来館者数と比較すると非常に少なく、当該施設が駅から離れているという立地に問題があると考えられます。このため、利用者の利便性の向上を図るため、京浜急行電鉄三浦海岸駅構内への移転を進める必要があります。また、移転の際は、利用者数が少ない会議室の廃止についても検討する必要があります。

【三崎口駅前観光案内所来館者数】 (単位：人)

項目	H29	H30	R1
来館者数	32,112	26,901	25,311

イ 油壺駐車場

油壺に来遊する観光客を受け入れるという観点において一定の需要があることから、今後も指定管理者制度を導入して運営の効率化を図りつつ、適切に維持管理していくことが求められ

ます。

施設の老朽化については、現在、駐車場の通路部分の舗装の傷みが激しく、穴なども目立つ状況で、路線バスや利用車両の通行に支障をきたしています。路面に大きな穴が空くなど走行に危険がある箇所については早急に修繕する必要があります。

また、料金徴収を行う管理事務所の建物についても老朽化が進んでいるため、今後計画的に修繕していく必要があります。

現在の管理運営方法については、利用料金は係員が利用者から直接徴収しています。このため、係員が不在となる営業時間外の利用については、料金を徴収することができず、無断使用を容認せざるを得ない状況です。現在、当該駐車場は指定管理者制度を導入して運営している施設であるため、今後、指定管理者選定のタイミングに合わせて、機械式駐車場の導入等、管理運営方法の見直しについて検討する必要があります。

(5) 一次検討

対象施設の一次検討の結果は次のとおりです。



(6) 二次検討

ア 施設の役割について

観光インフォメーションセンターは、三浦市への来訪者に対する観光案内を目的とする施設ですが、併せて首都圏自然歩道の案内機能を備えています。来訪者の利便性の向上のため、今後も必要不可欠な施設です。

油壺駐車場は、観光客の利便の向上のため設置された施設で、季節変動はあるものの、1年のうちで最も利用者数が増える夏の海水浴シーズンはもとより、利用の少ない冬でも1か月に400台程度の利用があり、今後も必要な施設であると考えられます。

イ 施設の配置状況及び規模について

観光インフォメーションセンターは、南下浦地区（国道 134 号沿い、三浦海岸隣接）に配置されています。最寄りの鉄道駅は京浜急行電鉄三浦海岸駅で、駅からの距離が約 400mと離れており、利用者の利便性の向上を図るため京浜急行電鉄三浦海岸駅構内への移転を進める必要があります。

油壺駐車場は、三崎地区（県道 216 号沿い、油壺マリンパーク手前）に配置されています。最大収容台数は 102 台となっており、利用者数が多い時期には満車となることがあるなど、駐車場の規模を縮小することはできません。建物については、現在、管理事務所のほか倉庫として利用されている 2 棟の建物がありますが、駐車場の料金収受という目的に照らせば、管理事務所のみを維持し、規模縮小することを検討する必要があります。

ウ 施設の運営状況について

観光インフォメーションセンターは、一般社団法人三浦市観光協会へ施設の管理と観光案内業務を委託しています。

油壺駐車場は、平成 18 年度から指定管理者制度を導入して適切に運営されています。年間約 400 万円が指定管理者納付金として納付されています。

エ 利用者意見について

油壺駐車場については、指定管理者が実施している利用者アンケートの結果では、路面の舗装が傷んでいることに関して意見が出ており、修繕等の対応が必要です。

オ 対策による影響・効果

観光インフォメーションセンターについては、観光案内所としての機能を三浦海岸駅構内へ移転することで、来館者の利便性の向上が図られます。

油壺駐車場については、計画的に修繕をしながら機能を維持していくことで、来遊客に対して快適な駐車場を提供することができ、来遊客の利便性の向上を図ることができます。さらに、指定管理者から指定管理者納付金の納付を受けることができます。

(7) 方向性の決定

対象施設における今後（令和 28 年度まで）の方向性は次のとおりです。

施設 NO	施設名称	施設の 方向性
1	三浦市観光 インフォメーションセンター	建替継続
2	三浦市油壺駐車場	建替継続 (一部解体)

三浦市観光インフォメーションセンターは、三浦海岸駅構内へ移転することを前提に、移転先の土地所有者である京浜急行電鉄と調整中ですが、移転のスケジュールについては現時点で未定となっています。また、移転に合わせて、観光案内所としての機能は利用実績からみて縮小し、会議室は利用頻度が低いため廃止することとします。なお、今後、京浜急行電鉄との調整結果によっては、適切な時期に計画の見直しを図ることとします。

三浦市油壺駐車場は、主に観光客に対して引き続き高い需要が見込め、観光地に駐車場は不可欠であることから、建替えを実施することで、今後も継続することとします。

棟別の方向性は以下のとおりです。

管理事務所に関しては、現在の運営方法では料金の徴収に不可欠であるため、建替えを実施し今後も継続することとします。また、管理事務所以外の2棟については、現在倉庫として利用されていますが、老朽化が著しく駐車場の運営に必要な物品の保管は管理事務所ですることから、本計画期間内において廃止することとします。さらに、路面の舗装に関しては、利用者の安全のために定期的に修繕を行っていく必要があるため、本計画期間の前期に1回、後期に2回の部分的な改修を行います。なお、今後、駐車場の運営管理方法の変更や路面舗装の傷みの状況によっては、適切な時期に計画の見直しを図ることとします。

7 産業系施設

(1) 対象施設及び棟別一覧

対象施設及び棟別の一覧表は次のとおりです。

施設分類	産業系施設
------	-------

施設NO	施設名称	棟NO	棟名称	延床面積(m ²)	建築年度(和暦)	構造	耐用年数(年)	老朽化度(%)
1	三浦市勤労市民センター	1	三浦市勤労市民センター	976.90	昭和59年度	鉄筋コンクリート造	60	60.0
2	新港海業センター	1	新港海業センター上屋1	75.00	平成4年度	鉄骨造	60	46.7
		2	新港海業センター上屋2	75.00	平成4年度	鉄骨造	60	46.7
		3	新港海業センター上屋3	49.82	平成6年度	鉄骨造	60	43.3
		4	新港海業センター管理棟	43.06	平成6年度	木造	40	70.0

(2) 施設利用の状況

ア 三浦市勤労市民センター

三浦市勤労市民センターは、各種サークル活動の拠点として利用されています。

平成25年度から令和元年度までの利用者数及び利用団体数は、下表のとおりとなり、どちらも、低い値で横ばいの状況です。

【利用者数・利用団体数】

(単位：人)

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
利用者数(人)	13,597	16,351	13,101	13,244	9,411	14,976	10,505
利用団体数(団体)	20	20	20	21	19	17	20

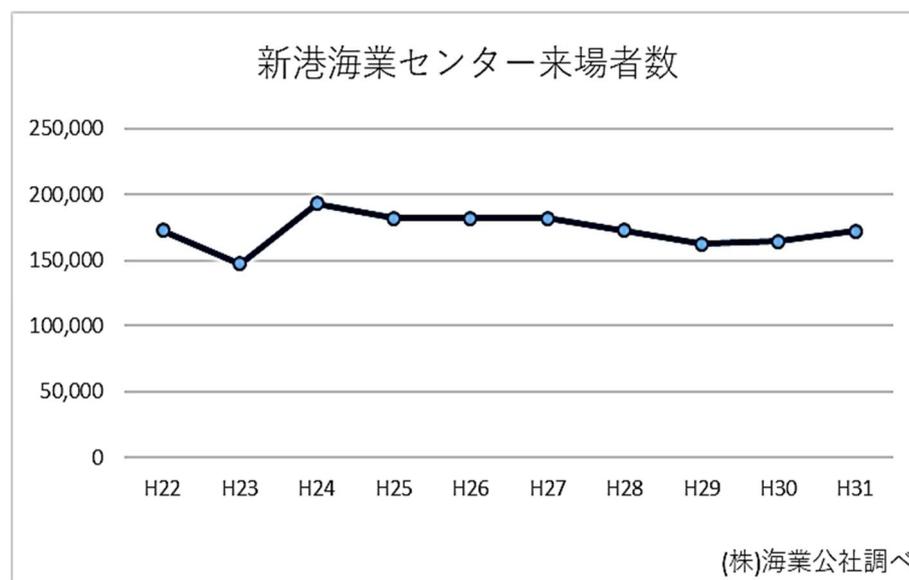
※利用団体数については三浦市勤労市民センターフェスティバル参加団体より集計

イ 新港海業センター

新港海業センターは主に平成3年度(1992年度)に建築されており、膜材を用いた上屋3棟と木造の管理棟1棟から構成されています。建築以来、主に三崎の朝市会場として使用され、多くの来場客に親しまれてきました。朝市では、三浦ならではの水産物や、農産物、またそれらの加工品を販売しています。来場者からの声では、「他では手に入らない新鮮な地場産品が手に入る。」等が聞かれ、人気の高さがうかがえます。近年では、年末に三崎まぐろ祭ビッグセールを開催し、3日間で計6万人を誘客しています。年ごとの来場者数は次のグラフのとおりで、年間約17万人程度の集客力のある施設となっています。

三崎・城ヶ島地区は年間 300 万人程度の観光客が訪れる地区となります。その中で新港海業センターは、主に観光客が集まる三崎漁港の中の、うらりマルシェや、三浦市三崎水産物地方卸売市場に近接した場所にあり、三崎における観光の中心地となります。本施設は朝市、三崎まぐろ祭ビッグセール、三崎木遣みこしパレード、全国朝市サミットなど様々なイベントを通じて誘客を行っており、三浦市を観光するにあたっての魅力の一つとなっています。また三浦市を観光するに際し、必要な施設のひとつとなっています。

【新港海業センター来場者数】（単位：人）



(3) 老朽化の現状

ア 三浦市勤労市民センター

建設から 30 年以上経過し、耐用年数到来まであと 24 年となっています。建設後、部分的に屋上防水等の改修は実施しているものの、大規模な改修工事は実施しておらず、建設時のままの設備が大半であることから、建物及び設備等に劣化が見られ、更新等が必要となっている状況です。なお、新耐震基準の建物であるため耐震性は確保されています。

イ 新港海業センター

上屋については耐用年数到来まであと 32 年から 34 年となっていますが、木造管理棟については耐用年数到来まであと 12 年となっています。ただし、上屋の柱部分は鉄骨であり耐用年数は 60 年となりますが、上屋屋根部の膜材については実質的な耐用年数が 10 年であり、計画的な補修・改修が必要です。上屋 1 棟（棟 No 1）については令和元年度の台風 19 号により被災し、膜材部の修繕を行っています。また、木造の管理棟についても、壁材に劣化が見られ、塗膜等の補修の必要があります。屋根材のスレート瓦（石綿セメント系カラー瓦）は、ヒビ割れや汚れ・カビ等の劣化が目立ち、葺き替えの必要があります。耐震性については、新耐震基準以後の建築であり、一定の耐震性は確保されています。

(4) 施設の課題

ア 三浦市勤労市民センター

三浦市勤労市民センターは、平成 24 年度に「平成 24 年度末をもって廃止」の方針を決定しましたが、利用者から存続の陳情があり、廃止の方針を平成 25 年度末に変更し、平成 28 年度には「廃止を前提に、当面の間、指定管理者制度による運営を継続する」方針としています。

現在まで部分的な補修により対応を進めていましたが、設備面で、特に昇降機・自家用電気工作物・空調機が耐用年数を経過し、改修に多額の費用が想定されます。

このため、施設の利用者のニーズや必要性の度合いに合わせて、廃止又は大規模改修についての検討が必要です。

イ 新港海業センター

新港海業センターは、三浦市三崎水産物地方卸売市場に近接した場所にあり、三崎漁港の中心地に存在しています。三崎・城ヶ島地区は観光客を年間 300 万人集客する一大観光地となっており、この地の利を生かし、朝市やビッグセールを開催し、観光と水産業の橋渡しの一端を担っています。維持管理においては、耐用年数到来が近づいている施設、早期に改修工事が必要な施設があることから、適切な対策時期を検討しなければなりません。現在、指定管理者を置いているため、状況を見ながら払下げ・譲渡等も含めて検討し、今後の計画を立てていく必要があります。

(5) 一次検討

対象施設の一次検討の結果は次のとおりです。



(6) 二次検討

ア 施設の役割について

三浦市勤労市民センターは、勤労市民の福祉の増進と文化の向上を図るとともに、地域社会の発展に寄与するための施設ですが、先に示したとおり利用者数は低い値で横ばいとなっており、利用者における勤労市民の割合も1割以下となっているため、施設の役割を果たしているとは言い難く、施設の必要性は低い状況です。

新港海業センターは、観光と水産業をつなぐ橋渡しの一端を担っており、重要な観光資源の一つでもあります。今後も必要な施設であり地域住民、観光客のためサービスを提供していく必要があります。

イ 施設の配置状況について

三浦市勤労市民センターは三崎地区に配置されています。

新港海業センターは、市内観光の中心地である三崎・城ヶ島地区に配置されており、三浦市三崎水産物地方卸売市場及びうらりマルシェと水産物に係る施設として一体の観光地を形成しています。市場の高度衛生管理化も進んでおり、食品の衛生管理に関心が高い昨今では、将来的に観光客の増加も見込めます。面積は現状にて観光客の増加に寄与していけることから、現状維持とします。

ウ 施設の運営状況について

三浦市勤労市民センターは、指定管理者制度を導入し、運営を行っています。

新港海業センターの運営状況は、現在、株式会社三浦海業公社により指定管理されています。指定管理料はかかっておらず、運営コストについての心配はない状態です。

エ 利用者意見について

三浦市勤労市民センターは、平成24年度に、本施設を利用する団体より三浦市勤労市民センターの廃止又は譲渡(民営化)に反対する陳情書が提出されています。

新港海業センターについては、地元では、観光客を引き込むことができるため、地域の活性化、特に下町の活性化につながる施設であると考えられています。

オ 対策による影響・効果

三浦市勤労市民センターを廃止とした場合、更なる施設の必要性の低下に合わせて廃止を行うことになるため、施設が廃止されることによる市民への影響は少ないと考えられます。

新港海業センターを計画的に維持し、長寿命化を図った場合、将来的なコスト縮減を図ることが可能です。

(7) 方向性の決定

対象施設における今後（令和 28 年度まで）の方向性は次のとおりです。

施設 NO	施設名称	施設の方向性
1	三浦市勤労市民センター	廃止
2	新港海業センター	維持継続

三浦市勤労市民センターは、本計画策定前の管理運営方針では、廃止を前提に当面の間運営を継続するとされています。

また、平成 28 年度における廃止及び譲渡（民営化）の検討結果として、運営を継続する期間について「代替の施設が出来上がるまで」とされていますが、代替施設の建設は未定のため、施設を廃止するまでの間、運営を継続していく必要があります。

しかしながら、昇降機、自家用電気工作物及び空調機等が耐用年数を経過し、改修に多額の費用が想定されることから、利用者数の減少などにより施設の必要性が更に低下した場合に廃止の決定を行うこととし、それまでは、施設が通常有すべき機能であると判断されるものについては事後対応的修繕を行うことで、運営の継続を図ります。

新港海業センターは、周辺の漁港施設及び水産関連施設と一体的な利用が図られており、水産業と観光をつなぐ懸け橋として、また令和元年度（2019 年度）全国主要漁港水揚高 6 位である三崎漁港の水産振興を図っていく施設のひとつとして、現状配置により耐用年数到来年度まで予防保全的に修繕を行い、適切に維持管理していく施設とします。なお、新港海業センターの木造管理棟については、木造のため耐用年数が鉄骨造の上屋と比較し短いですが、上屋 3 棟と合わせて一体の施設であるため、適切な時期に建物及び設備の修繕を実施し、鉄骨造の上屋の耐用年数到来年度まで保たせる必要があります。しかし、木造管理棟の現状の劣化状況や、海に近接しており塩害を避けられない立地条件等から勘案すると、上屋の耐用年数が到来する令和 34 年度（2052 年度）まで予防保全的な修繕のみで保たせることは難しいと考えられます。よって、令和 28 年度（2046 年度）の三浦市公共施設等総合管理計画期間までには建替えることとし、実施時期については、劣化状況から今後検討することとします。

また、今後水産業を踏まえた観光への需要が急激に減少することが考えにくいため、出来る限り耐用年数を超えて使用していくこととします。そのためには、予防保全的な修繕を、早期に行い、かつその後も適切な時期にこまめに実施していくことが必要となります。現状ではどの棟も、耐用年数の 1/2 を既に経過しているか、本計画期間の前期中に耐用年数の 1/2 を超えるため、これまでに大規模な改修が実施されていなかったことから、まずは、本計画期間の前期中に中規模修繕を実施することとします。その後のこまめな予防保全の修繕については劣化状況の推移を見ながら適切に計画していくこととします。

8 その他教育施設

(1) 対象施設及び棟別一覧

対象施設及び棟別の一覧表は次のとおりです。

施設分類		その他教育施設						
施設NO	施設名称	棟NO	棟名称	延床面積(m ²)	建築年度(和暦)	構造	耐用年数(年)	老朽化度(%)
1	三崎学校給食共同調理場	1	三崎学校給食共同調理場(調理棟)	737.40	昭和53年度	鉄骨造	60	70.0
		2	給食車庫	32.40	昭和56年度	鉄骨造	60	65.0
		3	ポンプ室・プロパン庫	17.00	昭和53年度	コンクリートブロック造	40	105.0
		4	廃水処理機械室	13.23	昭和53年度	コンクリートブロック造	40	105.0
2	南下浦学校給食共同調理場	1	南下浦学校給食共同調理場(調理棟)	652.70	昭和54年度	鉄骨造	60	68.3
		2	廃水処理機械室	13.86	昭和54年度	鉄筋コンクリート造	60	68.3
		3	プロパン庫	12.00	昭和54年度	コンクリートブロック造	40	102.5
		4	ポンプ室	5.00	昭和54年度	コンクリートブロック造	40	102.5

(2) 施設利用の状況

三崎学校給食共同調理場は三崎地区及び初声地区の6小中学校、南下浦学校給食共同調理場は南下浦地区の5小中学校に学校給食を提供しております。

令和2年度の1日の食数につきましては、三崎学校給食共同調理場が約1,700食、南下浦学校給食共同調理場が約1,000食となっております。

年間の給食実施回数は183回です。

(3) 老朽化の現状

ア 三崎学校給食共同調理場

調理棟につきましては、耐用年数到来まであと18年となっております。新耐震基準以前の建築であり、耐震性は確保されておられません。

平成21年度(2009年度)に、外壁及び防水、内装等の改修工事を実施していますが、現状において、屋外鉄部の錆びや外壁の剥離等が見受けられるため、今後使用を継続するにあたっては、計画的な改修が必要です。キュービクル等の電気設備や給排水設備等についても、これまでボイラーの交換や部分的な修繕を実施していますが、設備全体の老朽化が見受けられることから、今後の計画的な改修が必要です。

給食車庫については、耐用年数到来まであと21年ありますが、屋外鉄部の腐食及び入口シャッターの不具合が見受けられます。

ポンプ室及びプロパン庫、廃水処理機械室については、耐用年数到来から2年が経過してい

ます。現状ではプロパン庫入口の扉の老朽化が見受けられます。また、廃水処理設備の老朽化が見受けられ、設備を含めた全体の改修が必要です。

イ 南下浦学校給食共同調理場

調理棟につきましては、耐用年数到来まであと 19 年となっています。新耐震基準以前の建築であり、耐震性は確保されておりません。

これまで大規模な修繕を実施していないことから、全体的な経年劣化が著しく、劣化が原因の雨漏り等も発生しています。今後使用を継続するにあたっては、計画的な改修が必要です。キュービクル等の電気設備や給排水設備等の改修についても、これまでボイラーやタンクの部分的な修繕を実施していますが、設備全体の老朽化が見受けられることから、今後の計画的な改修が必要です。

廃水処理機械室については、耐用年数到来まであと 19 年となっています。廃水処理設備の老朽化が見受けられ、設備関係を含めた全体の計画的な改修が必要です。

プロパン庫、ポンプ室については、耐用年数到来から 1 年が経過しています。現状ではプロパン庫入口の扉の老朽化が見受けられます。

(4) 施設の課題

学校給食共同調理場は、学校給食を市内各小中学校に提供する拠点であり、安全安心な学校給食を実施するためにも適切に維持管理していくことが求められます。

維持管理においては、耐用年数到来が近づいている施設、早期に改修工事が必要な施設があることから、適切な対策時期を検討しなければなりません。

利用状況については、年々、児童及び生徒数が減少している現状があり、令和 7 年度（2025 年度）には 1 中学校区 1 小学校になることを検討している状況と併せて今後の計画をたてる必要があります。三崎、南下浦の 2 ヶ所の調理場を 1 つにまとめ効率的な運用をしていくことが必要となります。調理場を 1 つにまとめる事で床面積縮減が図れると考えますが、三崎・南下浦両調理場が建てられてから 40 年以上が経過しており、現在の学校給食法第 9 条第 1 項の規定に基づく「学校給食衛生管理基準」では「学校給食施設は、衛生的な場所に設置し、食数に適した広さとする事。」及び「汚染作業区域、非汚染作業区域及びその他の区域に区分すること。」とあり、現状の延床面積では手狭となることから、建替え又は増築により、必要な床面積を確保する必要があります。

【食数の推移】

(単位：食)

項目	R2	R3	R4	R5	R6
三崎学校給食共同調理場	1,468	1,425	1,360	1,305	1,245
南下浦学校給食共同調理場	884	863	853	842	812
教職員等	329	322	302	294	282
合計	2,681	2,610	2,515	2,441	2,339

(5) 一次検討

対象施設の一次検討の結果は次のとおりです。



(6) 二次検討

ア 施設の役割について

三崎・南下浦学校給食共同調理場とも市内 11 小中学校の学校給食を実施する拠点であることから、今後も必要不可欠な施設であります。

イ 施設の配置状況及び規模について

三崎学校給食共同調理場は三崎地区及び初声地区の 6 小中学校、南下浦学校給食共同調理場は南下浦地区の 5 小中学校の学校給食を実施しています。

今後、児童生徒数の減少により食数も減少していきますので、1 調理場に集約し、効率的な運用を図ることが必要となります。

また、「学校給食衛生管理基準」に沿った調理場を新設することになることから、現状の三崎・南下浦学校給食共同調理場の床面積では不足することが想定されます。

ウ 施設の運営状況について

調理及び搬送については、運営コストの縮減を考慮し、平成 22 年度から外部に委託をしており、適切に運営されております。

エ 対策による影響・効果

2 つの調理場を 1 つに集約することで効率的な運用が可能となり、将来的には光熱水費、燃料費及び修繕料等のコスト縮減を図ることができます。

(7) 方向性の決定

対象施設における今後（令和 28 年度まで）の方向性は次のとおりです。

施設 NO	施設名称	施設の 方向性
1	三崎学校給食共同調理場	建替継続
2	南下浦学校給食共同調理場	廃止

三崎・南下浦学校給食共同調理場は、将来的な児童、生徒数の減少に伴う食数減を考慮し、三崎学校給食共同調理場に機能を集約し、南下浦調理場は廃止すべき方向性とします。

現在の「学校給食衛生管理基準」に沿った共同調理場を建設するためには、現状の三崎学校給食共同調理場の床面積を増やして建替えることとなりますので、敷地面積あたりの建蔽率及び容積率を考慮し、2 階建てにする等の検討が必要となります。

建替及び廃止までの間は、学校給食の提供を維持するため、三崎学校給食共同調理場及び、南下浦学校給食共同調理場は事後対応的修繕を実施していきます。

9 高齢福祉施設

(1) 対象施設及び棟別一覧

対象施設及び棟別の一覧表は次のとおりです。

施設分類	高齢福祉施設
------	--------

施設NO	施設名称	棟NO	棟名称	延床面積(m ²)	建築年度(和暦)	構造	耐用年数(年)	老朽化度(%)
1	老人福祉保健センター	1	老人福祉保健センター	1,240.00	昭和56年度	鉄筋コンクリート造	60	65.0

(2) 施設利用の状況

三浦市老人福祉保健センター（以下「センター」という。）は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）（以下「法」という。）に基づき、「老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設」として、昭和56年度（1981年度）に建設し、昭和57年6月に開館しました。

センターの利用施設としては、浴室及び運動指導室、機能回復訓練室、健康相談室、教養娯楽室などが主に利用されています。老人クラブやサークル活動等でのカラオケの利用、健康体操や卓球などを行っており、個人では囲碁や将棋などを行っています。また、高齢者ふれあいセンターの廃止に伴い、平成27年度からは高齢者ふれあいセンターで実施していたサロン事業も開始し、年間5千人あまりの方が利用しています。センターの平成27年度以降の利用人数は次の表のとおりであり、平成29年度以降は減少傾向にあります。高齢化が進展していく中で、老人クラブや各種サークルが様々な活動を行っている施設として、多くの利用者が外出の機会を求め利用していることから、介護予防や閉じこもり防止の観点から、センターは重要な役割を果たしています。

なお、平成19年度からは、民間のノウハウを活用し、市民サービスの向上や経費の削減を図ることを目的として、指定管理者制度を導入し、指定管理者により管理されています。

また、災害時の対応として、住民の避難所としての位置付けもあり、地域における必要性もある状況です。

【三浦市の人口、65 歳以上の人口及び利用者延べ人数】

(単位：人)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
人口	45,718	44,896	44,225	43,593	42,795
65 歳以上	16,080	16,310	16,552	16,745	16,848
利用者延べ	12,590	14,290	12,610	11,018	8,558
サロン事業	6,159	5,751	5,579	5,236	4,165

※人口及び 65 歳以上については、住民基本台帳上の各年度の 3 月 31 日現在の人口。

利用者延べは、各年度の 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間の延べ利用者数の人数。

※令和元年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点により、令和 2 年 3 月 2 日から休館を行ったことが利用者が大きく減少した要因です。また、65 歳以上の人口も年々増えていますが、令和 2 年以降減少していくと想定しています。

(3) 老朽化の現状

耐用年数到来まであと 21 年となっています。新耐震基準以前の建築であったため、平成 18 年度に耐震診断を行い、その結果を踏まえ、平成 19 年度に耐震改修工事を実施したため、耐震性は確保されています。

外壁や屋上防水工事等については平成 19 年度に実施されていますが、それから年数が経過しているため、外壁等からの雨漏りが発生しており、現在は、その都度応急的に修繕を行っている状況です。また、センターの立地が浜諸磯湾の付近であり、海風による塩害で屋外の付帯施設の劣化が著しい状況です。

センターにおける過去 5 年間の修繕料及び工事請負費の状況は下表のとおりです。

【修繕料及び工事請負費の推移】

(単位：円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
修繕料	516,888	279,720	2,142,612	573,912	496,100
工事請負費	291,600	148,824	4,060,800	0	0
合計	808,488	428,544	6,203,412	573,912	496,100

※平成 29 年度には、高圧引込ケーブル取替工事や空調機改修工事及び内装改修工事を行い、約 620 万円かかりましたが、例年 40 万円から 80 万円ほどの修繕等を行っています。

(4) 施設の課題

センターは、高齢者等の各種相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションの場を提供する市内唯一の施設として利用されていることから、適切に維持管理していくことが求められます。

人口の減少や利用者の高齢化に伴い、利用者数も減少してきており、閉じこもり予防の観点からも利用者数の減少を抑えることが課題となっています。また、利用者数の減少に伴い、利

用料が減少となることにより、指定管理料としての支出額が多くなるため、コスト面では課題となってきます。

老朽化に関しては、これまでは雨漏りなどが発生した場合や機械設備が故障した場合は、その都度、応急的な修繕を行ってきましたが、多額の費用が見込まれるものについては、先送りとなっています。

他施設への統合や移転については、以前からの課題となっているため、現状の老人福祉保健センターとしての機能の役割や必要性を明確にしたうえで、可能性の有無について検討していく必要があります。

(5) 一次検討

対象施設の一次検討の結果は次のとおりです。



(6) 二次検討

ア 施設の役割について

センターは、法第20条の7に基づき、高齢者等の各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するための施設であり、高齢化が進んでいく中で、介護予防や閉じこもり防止の観点からもセンターは重要な役割を果たしています。

また、災害時においては避難施設として市民の安全・安心を守る場となることから、今後も必要な施設であり市民のためのサービスを提供していく必要があります。

イ 施設の配置状況及び規模について

センターは、三崎地区（諸磯地区）に設置されています。交通の便がやや不便な場所にあるため、送迎バスを定期的に運行して、利用しやすいように配慮しています。また、駐車場を完備しており、自家用車等での来館も可能となっています。

ウ 施設の運営状況について

センターは、平成 19 年度から指定管理者制度を導入しており、民間のノウハウを活かしたさらなるサービスを取り入れながら、運営コストの縮減に努めています。

エ 利用者の意見について

センターでは、施設利用者を対象にアンケートを実施していますが、施設の今後の運営に関するアンケートとして、「このような施設は必要か」との問いに対して、「必要」と回答した方が全体の 80.9%であり、未記入の方が 19.1%であったものの、多くの方が必要と考えています。

オ 対策による影響・効果

施設の機能を縮小させたり、廃止したりした場合には、高齢者の介護予防の場としての外出の機会を失ってしまうというような影響がありますが、長寿化すれば、介護予防や閉じこもりの防止の観点としての効果が期待できます。

また、センターを計画的に維持し、長寿化を図った場合、法に規定されている当初の設置目的である「老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設」としての役割を今後も継続的に果たしていくことができると考えられます。

(7) 方向性の決定

対象施設における今後（令和 28 年度まで）の方向性は次のとおりです。

施設 NO	施設名称	施設の方向性
1	老人福祉保健センター	改修改善

センターは、高齢者の介護予防や閉じこもりの防止の観点からも重要な役割を果たしている必要な施設であり、現配置において長寿化対策を行い、適切に維持管理していきます。

平成 19 年度に耐震改修工事の他修繕工事を行っているものの、既に耐用年数の 1 / 2 が経過していることから、雨漏りへの対策や機械設備関係の修繕の対策として、本計画期間の前期に中規模修繕を実施し、耐用年数が到来する時期に大規模改修工事を行います。

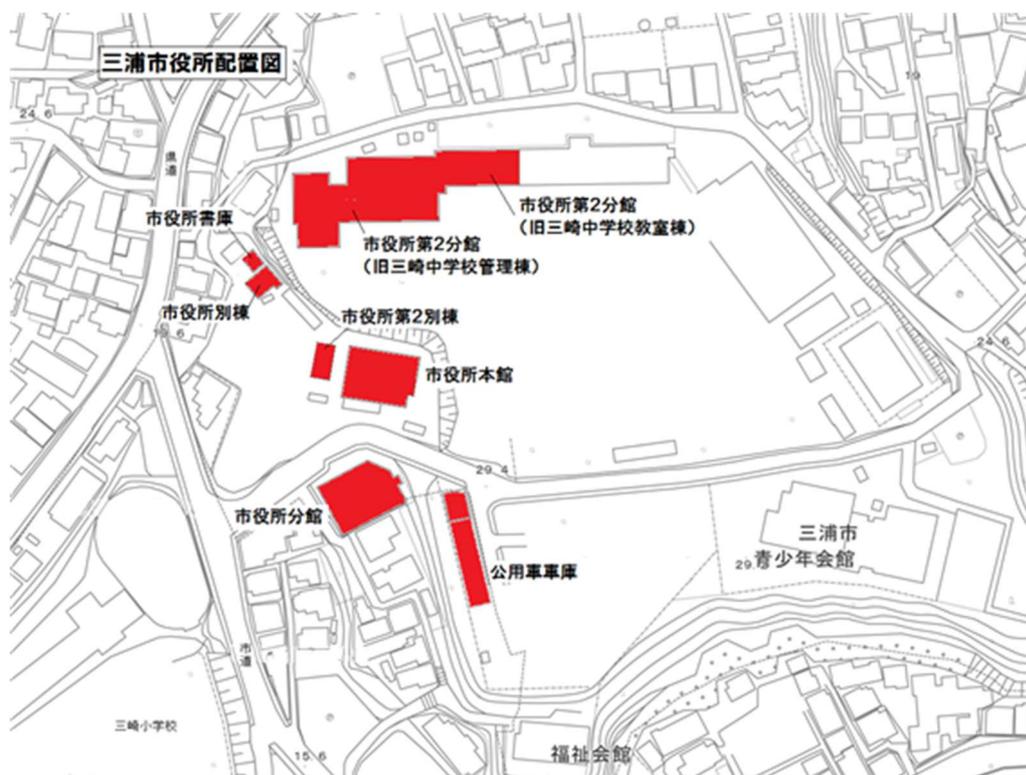
10 庁舎等施設

(1) 対象施設及び棟別一覧

対象施設及び棟別の一覧表は次のとおりです。

施設分類	庁舎等施設
------	-------

施設NO	施設名称	棟NO	棟名称	延床面積(m ²)	建築年度(和暦)	構造	耐用年数(年)	老朽化度(%)
1	三浦市役所本館	1	市役所本館	1,363.87	昭和45年度	鉄筋コンクリート造	60	83.3
2	三浦市役所分館	1	市役所分館	1,105.20	平成14年度	鉄骨造	60	30.0
3	三浦市役所第2分館	1	市役所第2分館 (旧三崎中学校管理棟)	1,349.95	昭和46年度	鉄筋コンクリート造	60	81.7
		2	市役所第2分館 (旧三崎中学校教室棟)	194.09	昭和42年度	鉄筋コンクリート造	60	88.3
		3	市役所第2分館 (旧三崎中学校教室棟)	21.60	昭和35年度	鉄筋コンクリート造	60	100.0
4	三浦市役所付属	1	公用車車庫	298.39	昭和45年度	鉄骨造	60	83.3
		2	市役所第2別棟	40.24	平成14年度	軽量鉄骨造	40	45.0
		3	市役所別棟	46.32	平成3年度	軽量鉄骨造	40	72.5
		4	市役所書庫	51.60	昭和12年度	コンクリートブロック造	40	207.5
5	神奈川県三浦合同庁舎	1	合同庁舎	430.12	昭和57年度	鉄筋コンクリート造	60	63.3
6	三浦市三崎水産物 地方卸売市場	1	沿岸卸売市場	323.77	平成5年度	鉄骨鉄筋 コンクリート造	60	45.0



(2) 施設利用の状況

三浦市役所本館、三浦市役所分館、三浦市役所第2分館、三浦市役所付属の各棟は三崎地区（城山地区）に設置されており、市役所庁舎として一体的な利用が図られています。

市役所の職員数は、令和2年（2020年）4月1日現在で、正規職員が336人、再任用短時間職員及び会計年度任用職員が216人、合計552人です。（病院事業会計職員除く）このうち、約65%の職員が本対象施設にて執務しています。

三浦市役所第2分館は、平成28年度（2016年度）から、旧三崎中学校の校舎（4,866.36㎡）のうち、一部（1,565.64㎡）を暫定的に庁舎として利用しています。

神奈川県三浦合同庁舎は神奈川県の施設ですが、平成18年度（2006年度）から、本館（3,505.08㎡）の一部（430.12㎡）を借用し、保健福祉部が使用しています。

三浦市三崎水産地方卸売市場（8,415.83㎡）は市場事業特別会計の施設ですが、平成20年度（2008年度）から一部（323.77㎡）を借用し、経済部が使用しています。

(3) 老朽化の現状

ア 三浦市役所本館

耐用年数到来まであと10年であり、本計画期間内に耐用年数に到達します。新耐震基準以前の建築ではありますが、平成15年度（2003年度）に耐震改修工事を実施し、耐震性は確保されています。

外壁や屋上については、これまで部分的な修繕しか実施していないため、一部に剥離や損傷が見受けられます。電気設備及び給排水設備等についても、これまで全面的な改修は行っていないため、老朽化が進んでいます。特にキュービクルについては、架台の腐食が進行していると共に、内部計器類の劣化が進んでいることから、早期の更新が必要です。

イ 三浦市役所分館

耐用年数到来まであと42年と耐用年数までは年数がありますが、平成14年度（2002年度）の建設以来、外部廻りの修繕を実施していないため、外壁コーキングが劣化し、建物内の各所に雨漏りが見受けられます。また、建物内の空調機については、老朽化による故障・不具合が生じています。

ウ 三浦市役所第2分館（旧三崎中学校）

耐用年数到来まで管理棟はあと11年、教室棟はあと7年から0年で、既に耐用年数を超えているか、本計画期間前に耐用年数に到達します。管理棟及び教室棟は新耐震基準以前の建設ではありますが、平成13年度（2001年度）に耐震改修工事を実施し、耐震性は確保されています。

外壁の改修工事は、教室棟については耐震補強工事の際に実施していますが、管理棟は実施していないため、外壁の剥離・爆裂が見受けられます。また、屋上防水については、平成30年度（2018年度）に管理棟の改修工事を実施していますが、教室棟では実施していないため、建物内では各所に雨漏りが発生しています。電気設備及び給排水設備等については、庁舎として暫定的な使用を開始した平成28年度（2016年度）に、キュービクルや電気系統の改修工事及び給排水衛生設備の改修を実施しています。

エ 三浦市役所付属

公用車庫は市役所本館と同時に建設されており、耐用年数到来まであと10年と、本計画期間内に耐用年数に到達します。市役所第2別棟は、耐用年数到来まであと22年で耐用年数までは年数がありますが、建物及び外部階段の鉄骨部材が著しく腐食しており、台風時に屋根が飛散するなどの不具合が生じています。また市役所書庫は耐用年数を超えて使用している状況です。

いずれの建物も耐用年数には違いがありますが、屋根や外壁等に錆びや剥離が見受けられており、今後計画的に修繕する必要があります。

オ 神奈川県三浦合同庁舎

神奈川県の所有建築物であり、耐用年数到来まであと22年となっています。

カ 三浦市三崎水産物地方卸売市場

市場管理事務所の所有建築物であり、耐用年数到来まであと33年となっています。

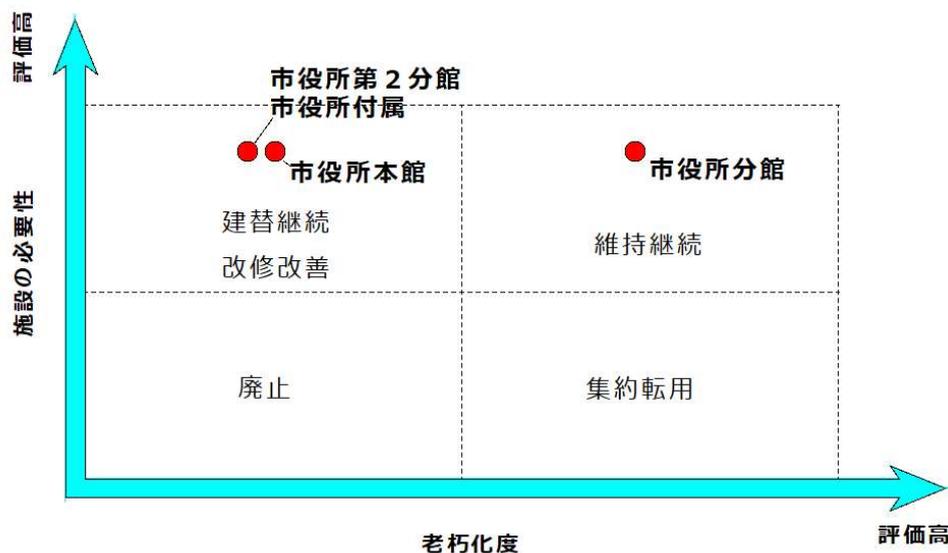
(4) 施設の課題

市役所庁舎は、行政サービスの拠点であり、その機能を常に維持していく必要があります。今後の維持管理においては、耐用年数到来が近づいている施設、早期に改修または修繕が必要な施設がある中で、対策時期を適切に検討しなければなりません。また、市役所を含む城山地区の利活用についても計画、検討が行われており、利活用計画と連動していく必要があります。

神奈川県三浦合同庁舎及び三浦市三崎水産物地方卸売市場は、それぞれ神奈川県及び市場管理事務所の所管であることから、建物の維持管理については、各施設所有者に委ねることとなりますが、今後の職員配置について検討の上、借用する時期を決めていく必要があります。

(5) 一次検討

対象施設の一次検討の結果は次のとおりです。なお、神奈川県合同庁舎及び三崎水産物地方卸売市場は、今後の職員配置を検討のうえ、廃止（借用中止）することを前提とし、今後借用する期間を決めていくこととするため、検討から除外しています。



(6) 二次検討

ア 施設の役割について

市役所庁舎（市役所本館、市役所分館、市役所第2分館、市役所付属）は、行政サービスの拠点であり、災害時には重要な役割を果たす施設であることから、今後も必要な施設であります。

イ 施設の配置状況及び規模について

市役所庁舎は現在三崎地区に設置されており、南下浦地区、初声地区にはそれぞれ出張所を配置しています。市民のためにきめ細やかなサービスを提供するためには、今後も各地区において、庁舎及び出張所を配置していくことが望ましいと考えます。

現在市役所が位置する城山地区では、市役所敷地全体を含む利活用が検討されており、その進捗とあわせて、三崎高校跡地（初声地区）への庁舎移転について検討することといたします。また、庁舎の適正規模については、市民利用及び職員数から必要なスペースを考慮しながら、床面積縮減に向けた規模を検討してまいります。

ウ 施設の運営状況について

市役所の業務は、市民サービスの向上を図ることを目的としていますが、運営コストの縮減のために、業務の効率化を図ることが求められおり、現在の直営による運営状況を見直し、委託化や一括発注等の手法を検討してまいります。

エ 対策による影響・効果

三崎高校跡地（初声地区）へ庁舎を移転した場合、市民の利便性が向上し、施設の機能向上も図れることから、市民サービスの向上につながることを期待できます。

また、施設を計画的に維持し、予防保全的な修繕を図った場合、将来的なコスト縮減を図ることができます。

(7) 方向性の決定

対象施設における今後（令和 28 年度まで）の方向性は次のとおりです。

施設 NO	施設名称	施設の方向性
1	三浦市役所本館	建替継続
2	三浦市役所分館	建替継続
3	三浦市役所第 2 分館	建替継続
4	三浦市役所付属	建替継続 (一部解体)
5	神奈川県三浦合同庁舎	廃止 (借用中止)
6	三浦市三崎水産物 地方卸売市場	廃止 (借用中止)

市では、三崎中学校跡地等城山地区市有地利活用プロジェクトにて、三崎高校跡地（初声地区）への庁舎移転を計画しており、令和 8 年度（2026 年度）には、庁舎移転のための事業に着手する予定であります。こちらの計画と併せ、現状の庁舎については計画期間の後期に建替の方向性いたします。

庁舎施設は、本市における行政サービスの核となる施設であり、災害時の対応においては重要な役割を果たす施設であることから、現状において必要不可欠な施設として、適切な機能の維持に努める必要があります。本計画期間内に建替えの方向性ではありますが、建替えまでの間は、事後対応的な修繕を実施し、最低限の機能維持を図っていきます。

1 1 消防施設

(1) 対象施設及び棟別一覧

対象施設及び棟別の一覧表は次のとおりです。

施設分類	消防施設
------	------

施設NO	施設名称	棟NO	棟名称	延床面積(m ²)	建築年度(和暦)	構造	耐用年数(年)	老朽化度(%)
1	横須賀市三浦消防署	1	三浦消防署	2,652.70	平成28年度	鉄筋コンクリート造	60	6.7
		2	訓練棟	70.11	平成28年度	鉄筋コンクリート造	60	6.7
		3	自転車置場	21.00	平成28年度	軽量鉄骨造	40	10.0
2	横須賀市三浦消防署三崎出張所	1	三崎出張所	248.74	平成10年度	鉄筋コンクリート造	60	36.7
3	第1分団詰所	1	第1分団詰所	65.42	平成4年度	木造	40	70.0
4	第2分団詰所	1	第2分団詰所	78.66	平成14年度	木造	40	45.0
5	第3分団詰所	1	第3分団詰所	59.40	平成7年度	木造	40	62.5
6	第4分団詰所	1	第4分団詰所	65.41	平成3年度	木造	40	72.5
7	第5分団詰所	1	第5分団詰所	66.25	平成6年度	木造	40	65.0
8	第8分団菊名詰所	1	第8分団菊名詰所	53.30	昭和56年度	鉄骨造	60	65.0
9	第8分団金田詰所	1	第8分団金田詰所	59.62	昭和56年度	木造	40	97.5
10	第10分団詰所	1	第10分団詰所	68.18	平成29年度	木造	40	7.5

(2) 施設利用の状況

ア 横須賀市三浦消防署、横須賀市三浦消防署三崎出張所

横須賀市、三浦市の2市における消防の広域化の実施により、本市における消防活動の拠点として活用されています。

イ 消防団詰所

消防団詰所は、地域防災の拠点であり、災害発生時における消防活動において重要な施設です。消防事務の広域化後も、三浦市の地域防災を担う中核となり、活動の場は広くなっていくことが考えられます。

(3) 老朽化の現状

ア 横須賀市三浦消防署

平成28年度(2016年度)に建設されており、現状では特段の老朽化は見受けられません。

イ 横須賀市三浦消防署三崎出張所

平成10年度(1998年度)に建設され、平成28年度(2016年度)に増築工事が実施さ

れています。現状では特段の老朽化は見受けられませんが、建物及び設備含め計画的な修繕が必要です。

ウ 消防団詰所

市所管8施設のうち、第8分団金田詰所は、旧耐震基準にて建築された木造建築物で、新耐震基準を満たしておらず、早急に耐震診断及び改修工事、または建替えが必要となります。

また、第10分団和田詰所以外の施設は、耐用年数の半数が経過しています。これらの施設においては、小修繕は適時実施していたものの、増改築や設備改修などの工事は実施しておらず、地域防災力維持のためには、大規模な改修工事が必要となります。

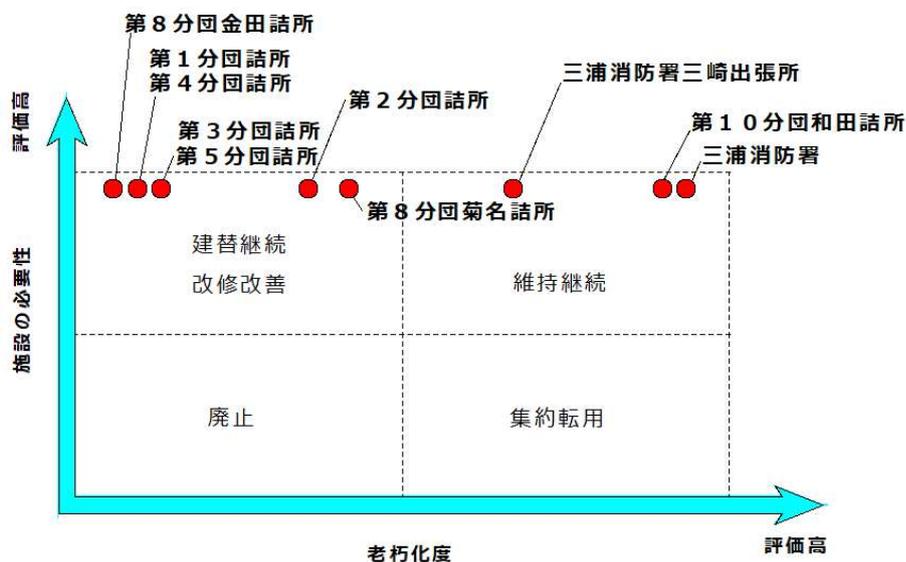
(4) 施設の課題

横須賀市三浦消防署、横須賀市三浦消防署三崎分署は、横須賀市との消防広域化により活用されていますが、原則として施設の財産としての取り扱いについては本市に帰属されていることから、今後の建替えや大規模改修工事については、本市が計画的に実施する必要があります。

消防団詰所は、地域コミュニティにおける防災拠点施設であることから、適切に維持管理していくことが求められます。維持管理においては、近いうちに耐用年数が到来する施設があることから、早急に建替え工事等の検討をしなくてはなりません。

(5) 一次検討

対象施設の一次検討の結果は次のとおりです。



(6) 二次検討

ア 施設の役割について

市民の生命、身体及び財産を守るための消防施設、地域コミュニティの防災拠点施設であるため、将来にわたり必要な施設であり、地域住民の安全安心のためには、機能維持又は機能強化を図っていくことが必須となります。

イ 施設の配置状況及び規模について

横須賀市三浦消防署は、三浦市域の災害に迅速かつ効率的に対応するため、市の中心となる引橋交差点付近に配置されています。

横須賀市三浦消防署三崎出張所は、三崎地区に配置することで、初期消火体制及び救命活動の強化を図っています。

消防団詰所には、消防団員が休息をとる待機場所と車両を保管する車庫があり、本市消防団詰所は、この必要最低限の機能が確保された施設で消防団活動を維持しています。

なお、平成 28 年度（2016 年度）に消防団組織の再編成を行い、2 詰所を廃止し、消防団詰所適正配置を実施しています。

ウ 施設の運営状況について

横須賀市三浦消防署及び横須賀市三浦消防署三崎出張所は、横須賀市と三浦市の 2 市による消防の広域化により適切に運営されています。

消防団詰所は、車両の保管場所及び団員の待機場所として機能しており、最低限度の維持補修を実施し、管理運営を行っています。

エ 対策による影響・効果

施設の計画的な維持管理を行い、長寿命化を図った場合は、将来的なコスト縮減を図ることが見込めます。

(7) 方向性の決定

対象施設における今後（令和 28 年度まで）の方向性は次のとおりです。

施設 NO	施設名称	施設の方向性
1	横須賀市三浦消防署	維持継続
2	横須賀市三浦消防署 三崎出張所	維持継続
3	第 1 分団詰所	建替継続
4	第 2 分団詰所	建替継続
5	第 3 分団詰所	建替継続
6	第 4 分団詰所	建替継続
7	第 5 分団詰所	建替継続
8	第 8 分団菊名詰所	改修改善
9	第 8 分団金田詰所	建替継続
10	第 10 分団詰所	維持継続

横須賀市三浦消防署は、本市における消防活動の拠点として、横須賀市との連携を図りながら、今後も適切に維持管理運営を行っていきます。

横須賀市三浦消防署三崎出張所は、今後も適切に維持管理していく施設として、耐用年数 1/2 が到来する本計画期間の後期に中規模修繕を実施いたします。

消防団詰所は、地域防災拠点施設として、適切に維持管理し長寿命化する施設とします。第 1 分団、第 2 分団、第 3 分団、第 4 分団、第 5 分団については、耐用年数の 1/2 を既に経過又は耐用年数の 1/2 に近づいており、これまで改修工事を実施していないことから、本計画期間の前期に中規模修繕を行い、耐用年数到来時には建替え継続することとします。

第 8 分団菊名詰所については、耐用年数の 1/2 を既に経過していますが、これまで改修工事を実施していないことから、本計画期間の前期に中規模修繕を行うことで長寿命化を図り、耐

用年数を超えて使用することとします。

第8分団金田詰所については、耐用年数を経過しているうえ、旧耐震基準により建築された木造建物のため、本計画期間の前期において建替え継続することとします。

第10分団和田詰所は、平成29年度（2017年度）に建築しているため、予防保全的修繕等を行いながら、今後も維持継続することとします。

12 その他行政系施設

(1) 対象施設及び棟別一覧

対象施設及び棟別の一覧表は次のとおりです。

施設分類		その他行政系施設						
施設NO	施設名称	棟NO	棟名称	延床面積(m ²)	建築年度(和暦)	構造	耐用年数(年)	老朽化度(%)
1	防災行政用無線局(1)	1	防災行政用無線局(1)	28.80	昭和61年度	鉄筋コンクリート造	60	56.7
2	防災行政用無線局(2)	1	防災行政用無線局(2)	3.70	昭和62年度	鉄骨造	60	55.0
3	倉庫 (旧メガロン第2汚水処理施設)	1	倉庫	727.33	昭和60年度	鉄筋コンクリート造	60	58.3
4	諏訪地内倉庫	1	倉庫	97.68	昭和35年度	コンクリートブロック造	40	150.0

(2) 施設利用の状況

ア 防災行政用無線局(1)

本施設は、昭和61年度(1986年度)の建築時から、防災行政無線局として建物内にアナログ式防災行政無線(同報系)の親局及び神奈川県防災行政通信網受信機器が置かれていました。アナログ式防災行政無線(同報系)については、令和2年度末をもってデジタル化整備が完了したことに伴い、親局は横須賀市三浦消防署内に設置されました。

また、神奈川県防災行政通信網受信機器は、令和5年度に神奈川県が実施する新システムの更新内容によっては現行の機器が不要となる可能性があります。その際には防災行政用無線局としての役目は終えることとなります。

イ 防災行政用無線局(2)

本施設は、昭和62年度(1987年度)の建築時から、建物内にアナログ式防災行政無線(同報系)中継局として設備が置かれていましたが、令和2年度末をもってデジタル化整備が完了したため、その役目を終えています。

ウ 倉庫(旧メガロン第2汚水処理施設)

本倉庫は、民間マンションの下水を公共下水道に接続するにあたり、旧所有者である民間の終末処理施設管理組合からの要望により、接続後不要となる下水終末処理場を、平成14年6月に市が無償譲渡を受けたものです。当初、この施設をリサイクルセンターとして活用する計画がありましたが、計画が実現しなかったため、現在は環境課及び他課の倉庫として使用しています。

本倉庫は、南下浦地区に設置されており、市庁舎から離れているため、利用の頻度は非常に低い状況となっています。

エ 諏訪地内倉庫

諏訪地内倉庫は昭和35年度(1960年度)に建設され、昭和49年度まで公益質屋事業所

として使用されていまして。その後市の倉庫として活用されていましてが、現在は老朽化が著しく、倉庫としての管理・保管が困難なことから、利用されていない状況です。

(3) 老朽化の現状

ア 防災行政用無線局(1)

施設の耐用年数到来まではあと26年です。建設時期は新耐震基準以後の建築であるため耐震性は確保されており、また、これまでに外壁等の破損や雨漏り等による改修歴もありません。

イ 防災行政用無線局(2)

耐用年数到来まであと27年で、施設の破損や雨漏り、不具合等はこれまでにありません。

ウ 倉庫(旧メガロン第2汚水処理施設)

耐用年数到来まではあと25年あります。平成14年度に民間より譲渡を受けてから、大規模な改修工事や修繕は実施していません。また、本倉庫は新耐震基準以降の建築であり、耐震性は確保されています。なお、雨漏り等の不具合はないものの、扉やシャッターが老朽化し、開閉に不具合が生じています。また、長期間電気や水道を使用していないため、使用を再開する場合は改修が必要と思われます。

エ 諏訪地内倉庫

耐用年数到来から既に20年が経過しています。内部では雨漏りや内装の剥落が見受けられ、各所建具も腐食している等、老朽化が著しい状況です。

(4) 施設の課題

防災行政用無線局は、防災機能としての役目を終えた以後においても、施設を使用している間は、維持管理を図っていくために必要な改修改善を図る必要があります。

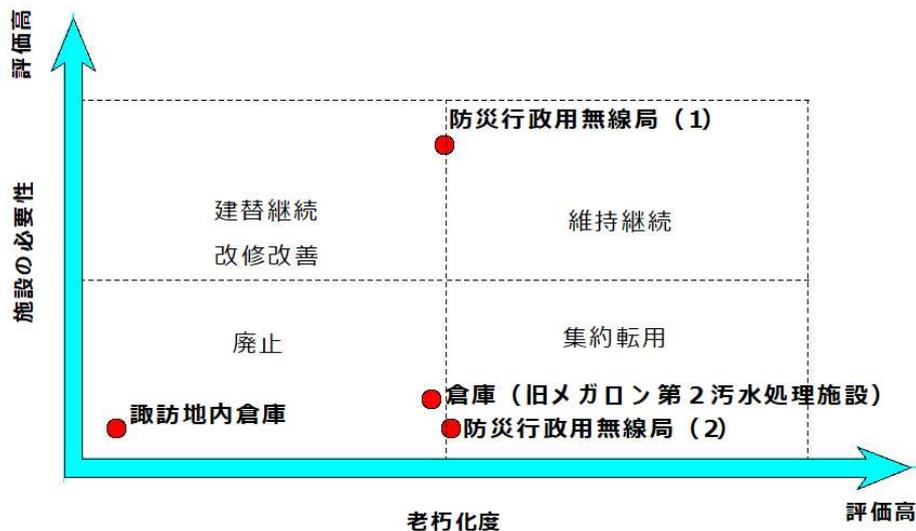
倉庫(旧メガロン第2汚水処理施設)は、民間マンションの下水終末処理場として建設されたものであり、地上1階、地下2階の建物となっています。地下1階及び地下2階部分は階段が狭く、倉庫としての使用が困難な状況です。地上1階部分のみを倉庫として使用していますが、ポンプや配管等の設備が存置した状態のまま空いたスペースや通路等を使用しているため、使い勝手が非常に悪い状況にあります。また立地が市庁舎から離れており、利便性に欠けるため利用頻度が低く、施設として有効に活用されていない状況にあります。

実態として下水終末処理場であるため、解体撤去費用については、通常の倉庫と異なり、多額の費用がかかることが予想されます。

諏訪地内倉庫については、既に倉庫として利用されていないことから、建物廃止にあたっては特に課題はありません。現状のまま施設を残した場合、老朽化により、飛散等の近隣への影響が懸念されます。

(5) 一次検討

対象施設の一次検討の結果は次のとおりです。



(6) 二次検討

ア 施設の役割について

防災行政用無線局（１）は、令和２年度末をもってデジタル化整備が完了したことにより、本施設の役割の一部はなくなりましたが、令和５年度（予定）に神奈川県防災行政通信網設備が更新されるまでの間は防災部局が継続して使用する施設です。

倉庫（旧メガロン第２污水处理施設）は、現在環境課及び他課の物品を保管しています。当初はリサイクルセンターとして活用する計画でしたが、計画が実現しなかったため、暫定的に倉庫として利用しています。現時点で十分に機能を発揮しているとは言い難いものの、本庁舎の倉庫スペースが十分ではないため、大量の物品の保管や緊急避難的な物品の保管のための倉庫として必要な施設であります。

諏訪地内倉庫については、現状では倉庫として利用されていないため、行政的な必要性は低い施設です。

イ 施設の配置状況及び規模について

防災行政用無線局（１）、防災行政用無線局（２）は、三崎地区と初声地区に配置していますが、市防災行政無線デジタル化整備の完了に伴い、アナログ式中継局である防災行政用無線局（２）の防災機能としての必要がなくなります。

倉庫（旧メガロン第２污水处理施設）は、南下浦地区に設置されており、庁舎のある三崎地区からは、距離的に不便な位置にあります。倉庫の床面積は727.33㎡ですが、地下１階、地下２階部分は使用しておらず、地上１階部分100.55㎡の一部を倉庫として使用しています。

施設全体を使用できる状況になく、十分に機能を発揮していないため、利便性と使い勝手を兼ね備えた施設の確保が望ましいと考えます。

諏訪地内倉庫については、行政的な目的が無く、市民にとってサービスを提供する施設では

ないことから、配置状況や規模についての課題は特にありません。

ウ 施設の運営状況について

防災行政用無線局（１）、防災行政用無線局（２）は、市防災行政無線デジタル化整備及び神奈川県防災行政通信網の新システム更新により運営状況が変わっていくことから、今後運営コストの縮減に向けて手法を検討していく必要があります。

倉庫（旧メガロン第２汚水処理施設）の管理は直営で行っています。運営コストは特にかかっておらず、最低限の維持管理を行っています。

諏訪地内倉庫については、強風時等の点検は実施しているものの、既に利用がなされていないことから、日常的な管理運営は実施していない状況です。

エ 対策による影響・効果

防災行政用無線局（１）、防災行政用無線局（２）については、施設を計画的に維持し長寿命化を行った場合、将来的な縮減を図ることができます。

倉庫（旧メガロン第２汚水処理施設）を廃止し、市庁舎周辺等に倉庫スペースが確保できれば、倉庫の利便性の向上と職員の移動にかかるコストの縮減が期待できます。

諏訪地内倉庫の廃止を図った場合、床面積の縮減により、将来的なコスト縮減を図ることができます。

(7) 方向性の決定

対象施設における今後（令和 28 年度まで）の方向性は次のとおりです。

施設 NO	施設名称	施設の方向性
1	防災行政用無線局（1）	維持継続
2	防災行政用無線局（2）	廃止
3	倉庫 (旧メガロン第2 污水处理施設)	廃止
4	諏訪地内倉庫	廃止

防災行政用無線局（1）は、現配置においては、適切に維持管理し長寿命化していく施設とします。

また、耐用年数の 1/2 を既に経過しており、これまで大規模な改修工事が実施されていなかったことから、本計画期間の前期に中規模修繕を実施し、今後耐用年数を超えて使用することといたします。ただし、令和 5 年度に神奈川県が実施する新システムの更新内容の結果、本施設が不要となった場合は、廃止や他用途への転用等、計画を見直すこととします。

防災行政用無線局（2）については、廃止（解体）の方向性としませんが、耐用年数まで期間が残っていることから、他用途への転用の可能性を検討し、必要に応じて計画を見直します。

倉庫（旧メガロン第2 污水处理施設）については、現在、環境課及び他課の物品が保管されていますが、使用頻度は低く、コストをかけて施設を長寿命化させる価値は見いだせないこと、他の用途に転用する場合は過大なコストがかかることが予想されることから、最低限の維持管理を直営で行いながら使用を続け、本計画期間後に耐用年数が到来した時点で当該施設を廃止し、利便性が良く職員の移動に係るコストが縮減できるよう市庁舎周辺等に機能を転用することとします。

諏訪地内倉庫は廃止（解体）の方向性いたします。また、廃止後の跡地については、売却に向けた検討を進めていくこととします。

13 公園

(1) 対象施設及び棟別一覧

対象施設及び棟別の一覧表は次のとおりです。

施設分類		公園						
施設NO	施設名称	棟NO	棟等名称	延床面積又は運動施設面積(m ²)	建築年度(和暦)	構造	耐用年数(年)	老朽化度(%)
1	歌舞島児童公園	-	-	-	-	-	-	-
2	下宮田公園	-	-	-	-	-	-	-
3	向ヶ崎公園	1	簡易倉庫	1.19	平成17年度	軽量鉄骨造	40	37.5
4	岬陽児童公園	-	-	-	-	-	-	-
5	和田公園	-	-	-	-	-	-	-
6	諸磯公園	1	シェルター	9.00	昭和61年度	軽量鉄骨造	40	85.0
		2	簡易倉庫	6.53	平成3年度	軽量鉄骨造	40	72.5
		3	公衆便所	5.14	昭和63年度	軽量鉄骨造	40	80.0
7	栄児童公園	1	公衆便所	5.75	平成5年度	鉄筋コンクリート造	60	45.0
		2	簡易倉庫	1.19	平成7年度	軽量鉄骨造	40	62.5
8	下宮田児童公園	-	-	-	-	-	-	-
9	城ヶ島児童公園	-	-	-	-	-	-	-
10	馬宮児童公園	-	-	-	-	-	-	-
11	宮城児童公園	1	四阿	11.56	平成元年度	木造	40	77.5
12	天神堂児童公園	-	-	-	-	-	-	-
13	菊名児童公園	-	-	-	-	-	-	-
14	海南児童公園	-	-	-	-	-	-	-
15	三戸児童公園	-	-	-	-	-	-	-
16	毘沙門児童公園	-	-	-	-	-	-	-
17	女堰公園	-	-	-	-	-	-	-
18	城山児童公園	-	-	-	-	-	-	-
19	水深公園	-	-	-	-	-	-	-
20	石作公園	-	-	-	-	-	-	-
21	上宮田公園	-	-	-	-	-	-	-
22	島廻り公園	-	-	-	-	-	-	-
23	赤坂公園	-	-	-	-	-	-	-
24	芝原公園	-	-	-	-	-	-	-
25	金原公園	-	-	-	-	-	-	-
26	青木田公園	-	-	-	-	-	-	-

施設NO	施設名称	棟NO	棟等名称	延床面積又は運動施設面積(m ²)	建築年度(和暦)	構造	耐用年数(年)	老朽化度(%)
27	尾上中央公園	1	公衆便所	9.60	昭和59年度	コンクリートブロック造	40	90.0
28	尾上台公園	-	-	-	-	-	-	-
29	屋志倉北公園	-	-	-	-	-	-	-
30	屋志倉南公園	-	-	-	-	-	-	-
31	堂ヶ谷東公園	1	簡易倉庫	2.62	昭和59年度	軽量鉄骨造	40	77.5
32	堂ヶ谷西公園	1	簡易倉庫	1.19	平成7年度	軽量鉄骨造	40	62.5
33	根辺ヶ谷戸公園	1	簡易倉庫	1.19	平成7年度	軽量鉄骨造	40	62.5
34	東岡公園	-	-	-	-	-	-	-
35	沓形公園	1	公衆便所	15.44	昭和63年度	鉄筋コンクリート造	60	53.3
		2	四阿	12.96	昭和63年度	鉄筋コンクリート造	60	53.3
		3	簡易倉庫	4.62	平成7年度	軽量鉄骨造	40	62.5
36	馬場公園	-	-	-	-	-	-	-
37	丸山公園	-	-	-	-	-	-	-
38	入江公園	-	-	-	-	-	-	-
39	白須児童公園	1	公衆便所	9.04	昭和63年度	コンクリートブロック造	40	80.0
40	飯盛公園	1	簡易倉庫	1.19	平成7年度	軽量鉄骨造	40	62.5
41	天神町公園	-	-	-	-	-	-	-
42	丸畑公園	1	公衆便所	7.72	平成3年度	鉄筋コンクリート造	60	48.3
43	大宝院公園	-	-	-	-	-	-	-
44	郷戸公園	-	-	-	-	-	-	-
45	入江第二公園	-	-	-	-	-	-	-
46	城ヶ島灯台公園	1	園亭	9.92	平成4年度	鉄筋コンクリート造	60	46.7
47	飯盛仲田公園	-	-	-	-	-	-	-
48	飯盛調整池公園	1	簡易倉庫	1.19	平成7年度	軽量鉄骨造	40	62.5
		2	テニスコート(調整池)※	767.82	平成6年度	鉄筋コンクリート造	60	43.3
49	木ノ間公園	-	-	-	-	-	-	-
50	岬坂公園	-	-	-	-	-	-	-
51	上宮田団地第一公園	-	-	-	-	-	-	-
52	柿ヶ作公園	1	四阿	18.49	平成7年度	鉄筋コンクリート造	60	41.7
53	宮川公園	1	四阿	27.00	平成9年度	木造	40	57.5
		2	公衆便所	12.10	平成10年度	鉄筋コンクリート造	60	36.7

施設NO	施設名称	棟NO	棟等名称	延床面積又は運動施設面積(m ²)	建築年度(和暦)	構造	耐用年数(年)	老朽化度(%)
54	柿ヶ作第二公園	-	-	-	-	-	-	-
55	丸山台公園	-	-	-	-	-	-	-
56	松輪公園	-	-	-	-	-	-	-
57	諸磯第二公園	1	四阿	9.00	平成21年度	鉄骨造	60	18.3
58	柿ヶ作第三公園	-	-	-	-	-	-	-
59	小松ヶ池公園	1	公衆便所	20.00	平成18年度	鉄骨造	60	23.3
		2	倉庫	3.31	平成18年度	鉄骨造	60	23.3
60	油壺公園	-	-	-	-	-	-	-
61	郷戸緑地	-	-	-	-	-	-	-
62	名向崎緑地	-	-	-	-	-	-	-
63	三浦スポーツ公園	1	管理棟	624.78	平成21年度	鉄筋コンクリート造	60	18.3
		2	多目的グラウンド器具庫	49.69	平成21年度	木造	40	27.5
		3	記録室及び観覧席	36.45	平成16年度	木造	40	40.0
		4	多目的グラウンド公衆便所	34.79	平成22年度	鉄筋コンクリート造	60	16.7
		5	野球場器具庫	24.84	平成21年度	木造	40	27.5
		6	野球場公衆便所	18.88	平成19年度	鉄筋コンクリート造	60	21.7
		7	1塁側ダックアウト	13.60	平成18年度	鉄骨造	60	23.3
		8	3塁側ダックアウト	13.60	平成18年度	鉄骨造	60	23.3
		9	砂置き場	8.64	平成15年度	鉄骨造	60	28.3
		10	テニスコート公衆便所	6.91	平成19年度	鉄筋コンクリート造	60	21.7
		11	テニスコート倉庫	4.33	平成13年度	鉄骨造	60	31.7
		12	多目的グラウンド ※	8,128.00	平成17年度	砂入人工芝	30	50.0
		13	野球場 ※	19,500.00	平成18年度	グラウンド土砂	30	46.7
		14	テニスコート ※	1,440.00	平成30年度	人工芝	30	6.7

※ 運動施設

(2) 施設利用の状況

本計画における公園は、三浦市内に 63 公園あり、遊具等の施設を設置し、多くの方が利用しています。

対象施設における建築物は、63 公園のうち 19 公園に設置されており、主な施設として、管理棟、公衆便所、簡易倉庫及び四阿が設置されています。

対象施設における遊具は、49 公園に設置されており、主な施設として、すべり台、ブランコ、シーソー、鉄棒、複合遊具等が設置されています。

(3) 老朽化の現状

ア 向ヶ崎公園

耐用年数到来まであと 25 年と耐用年数までは年数があります。今後は耐用年数を考慮し、点検及び計画的かつ予防的な保全修繕が必要です。

イ 階級公園

耐用年数到来までシェルターはあと6年、簡易倉庫はあと11年、公衆便所はあと8年と耐用年数到来が近づいています。今後、シェルター及び公衆便所については、利用者にとって利便性や快適性が損なわれることが無いよう、使用を継続するにあたっては、部品劣化等の施設機能に与える影響が小さい修繕（事後保全的修繕）を行いつつ、計画的な改修が必要です。

ウ 栄児童公園

耐用年数到来まで公衆便所はあと33年、簡易倉庫はあと15年と耐用年数到来が近づいています。今後は耐用年数を考慮し、点検及び計画的かつ予防的な保全修繕が必要です。

エ 宮城児童公園

耐用年数到来まであと9年と耐用年数到来が近づいています。今後、四阿については、利用者にとって利便性や快適性が損なわれることが無いよう、使用を継続するにあたっては、部品劣化等の施設機能に与える影響が小さい修繕（事後保全的修繕）を行いつつ、計画的な改修が必要です。

オ 尾上中央公園

耐用年数到来まであと4年と耐用年数到来が近づいています。今後、公衆便所については、利用者にとって利便性が損なわれることが無いよう、使用を継続するにあたっては、部品劣化等の施設機能に与える影響が小さい修繕（事後保全的修繕）を行いつつ、計画的な改修が必要です。

カ 堂ヶ谷東公園

耐用年数到来まであと9年と耐用年数到来が近づいています。今後、簡易倉庫所については、利用者にとって利便性が損なわれることが無いよう、使用を継続するにあたっては、部品劣化等の施設機能に与える影響が小さい修繕（事後保全的修繕）を行いつつ、計画的な改修が必要です。

キ 堂ヶ谷西公園

耐用年数到来まであと15年と耐用年数到来が近づいています。今後は耐用年数を考慮し、点検及び計画的かつ予防的な保全修繕が必要です。

ク 根辺ヶ谷戸公園

耐用年数到来まであと15年と耐用年数到来が近づいています。今後は耐用年数を考慮し、点検及び計画的かつ予防的な保全修繕が必要です。

ケ 沓形公園

耐用年数到来まで公衆便所はあと28年、四阿はあと28年、簡易倉庫はあと15年と耐用年数到来が近づいています。今後は耐用年数を考慮し、点検及び計画的かつ予防的な保全修繕が必要です。

コ 白須児童公園

耐用年数到来まであと8年と耐用年数到来が近づいています。今後、公衆便所については、利用者にとって利便性が損なわれることが無いよう、使用を継続するにあたっては、部品劣化等の施設機能に与える影響が小さい修繕（事後保全的修繕）を行いつつ、計画的な改修が必要です。

サ 飯盛公園

耐用年数到来まであと 15 年と耐用年数到来が近づいています。今後は耐用年数を考慮し、点検及び計画的かつ予防的な保全修繕が必要です。

シ 丸畑公園

耐用年数到来まであと 31 年と耐用年数までは年数があります。今後は耐用年数を考慮し、点検及び計画的かつ予防的な保全修繕が必要です。

ス 城ヶ島灯台公園

耐用年数到来まであと 32 年と耐用年数までは年数があります。今後は耐用年数を考慮し、点検及び計画的かつ予防的な保全修繕が必要です。

セ 飯盛調整池公園

耐用年数到来まであと 15 年と耐用年数到来が近づいています。今後は耐用年数を考慮し、点検及び計画的かつ予防的な保全修繕が必要です。

ソ 柿ヶ作公園

耐用年数到来まであと 35 年と耐用年数までは年数があります。今後は耐用年数を考慮し、点検及び計画的かつ予防的な保全修繕が必要です。

タ 宮川公園

耐用年数到来まで四阿はあと 17 年、公衆便所はあと 38 年と耐用年数までは年数があります。今後は耐用年数を考慮し、点検及び計画的かつ予防的な保全修繕が必要です。

チ 階磯第二公園

耐用年数到来まであと 49 年と耐用年数までは年数があります。今後は耐用年数を考慮し、点検及び計画的かつ予防的な保全修繕が必要です。

ツ 小松ヶ池公園

耐用年数到来まで公衆便所はあと 46 年、倉庫はあと 46 年と耐用年数までは年数があります。今後は耐用年数を考慮し、点検及び計画的かつ予防的な保全修繕が必要です。

テ 三浦スポーツ公園

管理施設、便益施設、休憩施設の耐用年数到来まであと 24 年から 50 年あり、目立った損傷はありません。今後は耐用年数を考慮し、点検及び計画的かつ予防的な保全修繕が必要です。

また、運動施設の耐用年数到来までは、多目的グラウンドであと 15 年、野球場で 16 年、テニスコートであと 28 年となっており、多目的グラウンドは令和 7 年度（2025 年度）までに改修が必要、野球場は、令和 12 年度（2030 年度）までに改修が必要、テニスコートについては、令和 13 年度（2031 年度）以降に改修する必要があり、今後の計画的な改修が必要です。

なお、多目的グラウンドの基礎部分（路盤）以外の人工芝の耐用年数は 10 年であり、既に耐用年数を経過しています。加えて、人工芝が短い状況のため、足場が悪くなりプレーに支障を生じることも出てくる恐れがあるため、今後の計画的な改修が必要です。

ト 遊具について

遊具の点検は毎年 1 回行っており、令和 2 年度も目立った損傷はありませんでした。今後も

継続的に点検を行っていきます。

また、現在 118 基の遊具が設置されていますが、公園担当として計画している遊具設置数は 126 基のため、今後、公園の利用状況や利用者ニーズを把握し、地元との協議も行いながら整備を進めていきます。

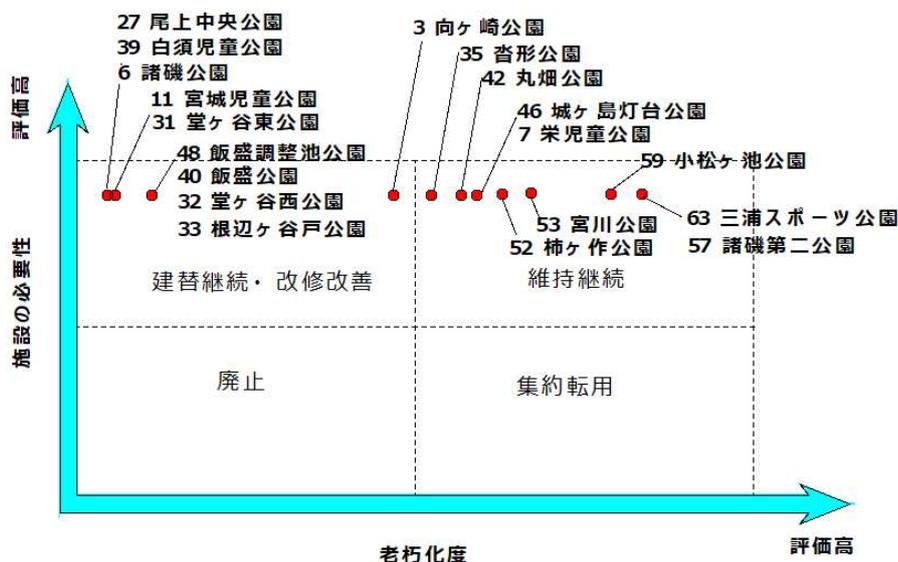
(4) 施設の課題

公園施設、運動施設及び遊具については、市民の憩いの場であることから、安全性・機能性の確保をするとともに、重点的・効果的な維持管理が求められます。

なお、維持管理においては、耐用年数到来が近づいている施設及び早期に改修工事が必要な施設があることから、適切な対策時期を検討しなければなりません。

(5) 一次検討

対象施設の一次検討の結果は次のとおりです。



(6) 二次検討

ア 施設の役割について

①向ヶ崎公園、諸磯公園、宮城児童公園、尾上中央公園、堂ヶ谷東公園、堂ヶ谷西公園、根辺ヶ谷戸公園、白須児童公園、飯盛公園

市民の憩いの場や魅力と活力に溢れる拠点づくりの場としての役割を果たしています。

施設においては、安全性・機能性を確保するため、今後も建替継続していく必要があります。

②栄児童公園、杵形公園、飯盛調整池公園

市民の憩いの場や魅力と活力に溢れる拠点づくりの場としての役割を果たしています。

施設においては、安全性・機能性を確保するため、今後も維持継続及び建替継続していく必要があります。

③丸畑公園、城ヶ島灯台公園、柿ヶ作公園、諸磯第二公園

市民の憩いの場や魅力と活力に溢れる拠点づくりの場としての役割を果たしています。

施設においては、安全性・機能性を確保するため、今後も維持継続していく必要があります。

④宮川公園

市民の憩いの場や魅力と活力に溢れる拠点づくりの場としての役割を果たしています。

施設においては、安全性・機能性を確保するため、今後も維持継続及び建替継続していく必要があります。加えて、みどりの基本計画に街区公園以外に特長的である総合公園として全市的な利用を図る公園に位置付けられています。

⑤小松ヶ池公園

市民の憩いの場や魅力と活力に溢れる拠点づくりの場としての役割を果たしています。

施設においては、安全性・機能性を確保するため、今後も維持継続していく必要があります。加えて、みどりの基本計画に街区公園以外に特長的である地区公園として全市的な利用を図る公園に位置付けられています。

⑥三浦スポーツ公園

スポーツ・文化活動を推進するとともに、それらを通じて市民の交流の拠点として役割を果たしています。

施設においては、安全性・機能性を確保するため、今後も維持継続及び建替継続していく必要があります。加えて、みどりの基本計画に街区公園以外に特長的である運動公園として全市的な利用を図る公園に位置付けられています。

イ 遊具について

子供たちが遊具の遊びを通じて心身の発育発達や自主性、創造性、社会性等を身に付けていく「遊びの価値」を尊重し、子供たちが安心して遊べるように、今後も計画的に遊具を設置していく必要があります。

施設においては、事故防止に向けて、安全性・機能性を確保するため、主要構造部材の標準使用期間及び適切な安全点検による管理状況によって、遊具の劣化の進行を把握し予防保全的修繕により、今後も適切な補修・更新を計画的に行い維持継続していく必要があります。

ウ 公園の配置計画について

公園は、市民の憩いの場であり、市民サービスを提供していくためには、現在の配置を維持しつつ、老朽化した公園等は、市民のニーズに対応しながら、地区による配置の見直しについても検討する必要があります。

エ 施設の維持管理状況について

現在の施設の維持管理コストの削減を図ることは厳しいですが、維持管理コスト状況の見直しを行いながら修繕手法を検討していきます。

オ 対策による影響・効果について

長寿命化を図った場合、将来的なコスト削減を図ることができます。

(7) 方向性の決定

対象施設における今後（令和 28 年度まで）の方向性は次のとおりです。

施設 NO	施設名称	施設の 方向性
1	歌舞島児童公園	維持継続
2	下宮田公園	維持継続
3	向ヶ崎公園	建替継続
4	岬陽児童公園	維持継続
5	和田公園	維持継続
6	諸磯公園	建替継続
7	栄児童公園	維持継続 (一部建替え)
8	下宮田児童公園	維持継続
9	城ヶ島児童公園	維持継続
10	馬宮児童公園	維持継続
11	宮城児童公園	建替継続
12	天神堂児童公園	維持継続
13	菊名児童公園	維持継続
14	海南児童公園	維持継続

施設 NO	施設名称	施設の 方向性
15	三戸児童公園	維持継続
16	毘沙門児童公園	維持継続
17	女堰公園	維持継続
18	城山児童公園	維持継続
19	水深公園	維持継続
20	石作公園	維持継続
21	上宮田公園	維持継続
22	島廻り公園	維持継続
23	赤坂公園	維持継続
24	芝原公園	維持継続
25	金原公園	維持継続
26	青木田公園	維持継続
27	尾上中央公園	建替継続

施設 NO	施設名称	施設の 方向性
28	尾上台公園	維持継続
29	屋志倉北公園	維持継続
30	屋志倉南公園	維持継続
31	堂ヶ谷東公園	建替継続
32	堂ヶ谷西公園	建替継続
33	根辺ヶ谷戸公園	建替継続
34	東岡公園	維持継続
35	沓形公園	維持継続 (一部建替え)
36	馬場公園	維持継続
37	丸山公園	維持継続
38	入江公園	維持継続
39	白須児童公園	建替継続
40	飯盛公園	建替継続

施設 NO	施設名称	施設の 方向性
41	天神町公園	維持継続
42	丸畑公園	維持継続
43	大宝院公園	維持継続
44	郷戸公園	維持継続
45	入江第二公園	維持継続
46	城ヶ島灯台公園	維持継続
47	飯盛仲田公園	維持継続
48	飯盛調整池公園	建替継続 (一部維持継続)
49	木ノ間公園	維持継続
50	岬坂公園	維持継続
51	上宮田団地第一公園	維持継続
52	柿ヶ作公園	維持継続
53	宮川公園	維持継続 (一部建替え)

施設 NO	施設名称	施設の 方向性
54	柿ヶ作第二公園	維持継続
55	丸山台公園	維持継続
56	松輪公園	維持継続
57	諸磯第二公園	維持継続
58	柿ヶ作第三公園	維持継続
59	小松ヶ池公園	維持継続
60	油壺公園	維持継続
61	郷戸緑地	維持継続
62	名向崎緑地	維持継続
63	三浦スポーツ公園	維持継続 (一部建替え)

公園施設の更新を行う際には、公園施設全体（管理、便益、遊具、運動、休養、園路施設等）の健全度調査の検討を行い、費用を平準化させ、維持管理経費の縮減を図りながら公園施設長寿命化の検討を進めていきます。

14 供給処理施設

(1) 対象施設及び棟別一覧

対象施設及び棟別の一覧表は次のとおりです。

施設分類		供給処理施設						
施設NO	施設名称	棟NO	棟等名称	延床面積(m ²)	建築年度(和暦)	構造	耐用年数(年)	老朽化度(%)
1	地下雨水貯留施設	1	地下雨水貯留施設(ポンプ室)	40.06	平成7年度	鉄筋コンクリート造	60	41.7
		2	地下雨水貯留施設(地下調整池)	1,388.52	平成7年度	鉄筋コンクリート造	60	41.7
2	三崎漁港(二町谷)水産物流通加工業務団地汚水処理施設	1	汚水排水処理施設管理汚泥棟	654.36	平成20年度	鉄筋コンクリート造	60	20.0
3	衛生センター	1	三次処理施設	330.00	昭和56年度	鉄筋コンクリート造	60	65.0
		2	衛生センター投入室	117.00	昭和47年度	鉄筋コンクリート造	60	80.0
		3	管理棟	95.00	昭和47年度	鉄筋コンクリート造	60	80.0
		4	衛生センター余剰汚泥処理施設	57.00	昭和51年度	鉄筋コンクリート造	60	73.3
		5	前処理室	54.00	昭和47年度	鉄筋コンクリート造	60	80.0
		6	電気室	32.00	昭和47年度	鉄筋コンクリート造	60	80.0
		7	放流ポンプ室	31.00	昭和47年度	鉄筋コンクリート造	60	80.0
		8	倉庫	28.00	昭和47年度	鉄筋コンクリート造	60	80.0
		9	塩素倉庫	9.18	昭和50年度	コンクリートブロック造	40	112.5
		10	海水取水ポンプ室	8.00	昭和47年度	鉄筋コンクリート造	60	80.0
		11	塩素滅菌室	4.00	昭和47年度	鉄筋コンクリート造	60	80.0

(2) 施設利用の状況

ア 地下雨水貯留施設

地下雨水貯留施設は、過去に浸水被害が発生した初声小学校周辺の約8haの集水区域において、浸水被害を防止するために大雨時や台風時に稼働する施設です。

三浦市初声地区は、台風及び大雨によって恒常的に冠水被害が生じる箇所であり、平成5年7月の大雨で近隣住宅の浸水、一般国道134号の通行止め及び農耕地の冠水被害が発生したことを受け、平成6年度に神奈川県、三浦市合同で「三浦市初声地区冠水対策委員会」を設置し、冠水対策を実施するため、県及び市で事業を実施し、三浦市は、平成7年度に地下雨水貯留施設(容積=5,300m³)を整備しました。平成7年度(1995年度)の設置以降、災害時の防災施設として利用されています。

イ 二町谷地区流通業務団地汚水排水処理施設

二町谷地区流通業務団地汚水排水処理施設は三崎5丁目地区(二町谷地区)に設置されており、二町谷地区の汚水については、「三浦市三崎漁港(二町谷地区)水産物流通加工業務団地汚

水処理施設条例」により、当該施設を用いて処理することとしています。

現在、二町谷地区への進出企業からの汚水を処理しています。

ウ 衛生センター

衛生センターは、南下浦地区（昆沙門地区）に設置されています。

昭和 47 年に市内のし尿、浄化槽汚泥の処理を円滑に行うため、廃棄物処理施設整備費（し尿処理施設）補助事業により国、県の補助を受け、南下浦地区に設置されました。

その後、衛生センターの老朽化に伴い、施設の建て替えが必要となりましたが、し尿処理施設の建設に関する国庫補助を活用するためには「資源化・再利用」を考慮することが必要となったため、平成 17 年に三浦バイオマスタウン構想を公表し、活用するバイオマス資源の中にし尿、浄化槽汚泥を位置付けました。平成 22 年に国のバイオマスの輪づくり交付金を受け、三浦地域資源ユーズ株式会社が三浦バイオマスセンターを建設し、バイオマスの利活用の中心的な施設として、し尿、浄化槽汚泥の処理を開始しました。

これにより衛生センターの機能は、三浦バイオマスセンターに引き継がれたため、衛生センターは運転を停止しております。

（３）老朽化の現状

ア 地下雨水貯留施設

本施設では、地下に設置された箱型の貯留施設があり、耐用年数到来まであと 35 年と耐用年数までは年数があります。平成 7 年度（1995 年度）の建築以降に大きな修繕をしていませんが、現状において目立った損傷がないため、令和 7 年度（2025 年度）以降に施設点検を含めて修繕を行っていきます。

地上のポンプ室（機械）では、排水の制御設備があり、ポンプの耐用年数である 20 年を超えて使用しています。主ポンプ 2 台のうち 1 台については、ポンプ運転時に電流値が定格値を超えて過負荷になり運転停止となるので、職員が復旧作業を行っている状況のため、早急な改修が必要です。

イ 二町谷地区流通業務団地汚水排水処理施設

二町谷地区流通業務団地汚水排水処理施設は、比較的新しい施設で、耐用年数到来まであと 48 年あります。平成 20 年度（2008 年度）に完成しており、新耐震基準での耐震性は確保されています。沿岸部に施設が建設されており、ポンプ類及び仕切弁は老朽化による故障が目立ち、機器類は塩害による腐食により故障しているため、今後の計画的な改修が必要です。

ウ 衛生センター

耐用年数到来までは、三次処理施設があと 21 年、余剰汚泥処理施設があと 16 年で、塩素倉庫は耐用年数到来から 5 年が経過しています。これら以外の管理棟、投入室等 8 施設は耐用年数到来まであと 12 年となっています。

本計画において、鉄筋コンクリート造の建築物としての耐用年数は 60 年となっておりますが、一般的にし尿処理施設の設備の耐用年数は 15～20 年といわれており、全国的にも 20 年前後経過した時点で更新する例が多いといわれています。この点では、衛生センターの各施設は建設から 40 年以上経過した施設が多く、一般的なし尿処理施設の設備の耐用年数を超えて

いると考えられます。

また、平成17年度に実施した劣化度耐震調査結果から、建物について早期の改築が必要とされています。現在は既に使用を停止しており、点検等を行い、安全確保に努めています。

(4) 施設の課題

ア 地下雨水貯留施設

浸水被害を防ぐための重要な施設であることから、適切に維持管理していくことが求められます。維持管理においては、耐用年数まで年数がありますが、適切な対策時期を検討しなければなりません。

なお、機械（ポンプ）が止まった場合、雨水貯留施設の機能が発揮されず、入江地区の冠水被害により地域住民の生活に大きな影響が出るのが想定されます。

イ 二町谷地区流通業務団地汚水排水処理施設

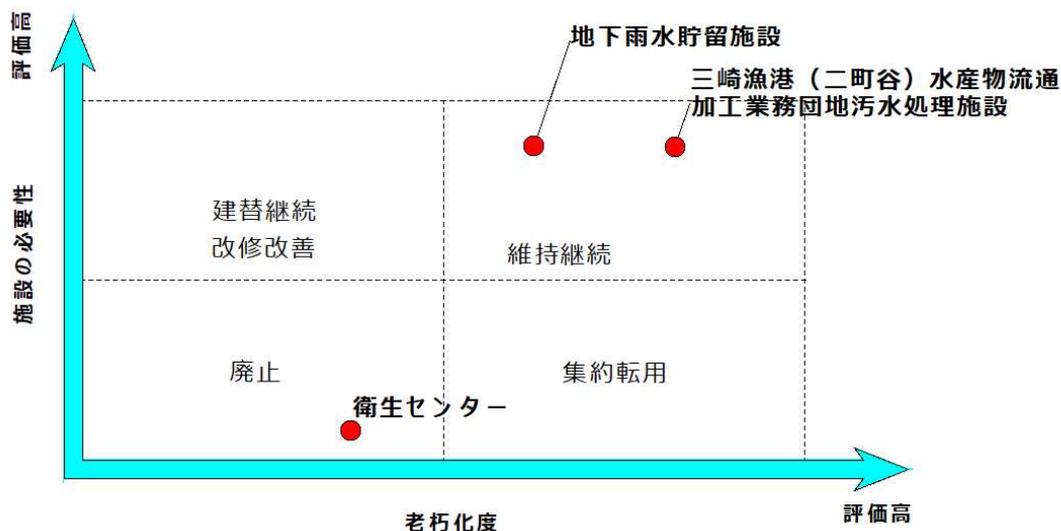
二町谷地区流通業務団地汚水排水処理施設は、「三浦市三崎漁港（二町谷地区）水産物流通加工業務団地汚水処理施設条例」により、二町谷地区の汚水を当該施設で処理することとしています。二町谷地区への新たな進出企業の汚水量がどのくらい増加するかが不明であり、処理水量を上回る可能性がある場合は、今後、新たな改築も検討する必要があります。

ウ 衛生センター

衛生センターの解体費用は約4億2千万円と高額な費用がかかる見込みであり、この費用の捻出方法について検討が必要となります。

(5) 一次検討

対象施設の一次検討の結果は次のとおりです。



(6) 二次検討

ア 施設の役割について

①地下雨水貯留施設

地下雨水貯留施設は、浸水被害を防ぐための重要な施設であり、今後も維持継続していく必要があります。

②二町谷地区流通業務団地汚水排水処理施設

二町谷地区流通業務団地汚水排水処理施設は、「三浦市三崎漁港（二町谷地区）水産物流通加工業務団地汚水処理施設条例」により、二町谷地区の汚水を当該施設で処理することとなっており、施設が停止した場合、二町谷地区からの汚水が未処理の状況で流出する恐れがあることから、地域にとって必要性の高い施設です。

③衛生センター

衛生センターは、し尿及び浄化槽汚泥を処理するための施設であり、市民の生活に欠かすことができない施設ですが、し尿処理施設の設備における一般的な耐用年数を超過しており、平成17年に実施した劣化度耐震調査結果においても、建物について早期の改築が必要とされています。現状においては、設備の更新や建物の改修が困難であるため、当該施設の機能を三浦バイオマスセンターに引き継いでおり、衛生センターは、既に役割を終えています。

イ 施設の配置状況及び規模について

①地下雨水貯留施設

地下雨水貯留施設は、過去に浸水被害が発生した初声小学校周辺に設置されており、今後も浸水被害を防ぐためには、現在の配置、規模を維持していく必要があります。

②二町谷地区流通業務団地汚水排水処理施設

二町谷地区への新たな進出企業の汚水量がどのくらい増加するかが不明であり、処理水量を上回る可能性がある場合は、今後、新たな改築も検討する必要があります。

③衛生センター

衛生センターは南下浦地区に設置されています。衛生センターの隣地には三浦バイオマスセンターが設置されています。し尿及び浄化槽汚泥処理を行う施設の位置については、居住地域から離れた現在の位置が適地であると考えます。

今後のし尿及び浄化槽汚泥の発生量予測から、三浦バイオマスセンターのみの処理で充足すると予想されるため、衛生センターは不要な施設と考えられます。

ウ 施設の運営状況について

①地下雨水貯留施設

現在の運営コストの縮減を図ることは厳しいですが、運営状況の見直しを行い、手法を検討していく必要があります。

②二町谷地区流通業務団地汚水排水処理施設

今後さらに汚水量の増加が見込まれるため、運営状況を見直し、運転業務の委託を検討していく必要があります。

③衛生センター

衛生センターは、市が直営で運営してきましたが、施設の使用は停止しており、直営で最

低限の安全管理を行っています。

衛生センターの機能を代替する三浦バイオマスセンターについては、三浦地域資源ユーズ株式会社が運営しており、民営化によるコストの縮減を行っています。

エ 地元意見について

①衛生センター

衛生センターの廃止及びその代替施設として三浦バイオマスセンターが稼働することについては、地元3区と協定を締結し、同意を得ています。

オ 対策による影響・効果

①地下雨水貯留施設

地下雨水貯留施設を計画的に維持し長寿命化を図った場合、将来的なコスト縮減を図ることができます。

②二町谷地区流通業務団地汚水排水処理施設

施設を計画的に維持し長寿命化を図った場合、将来的なコスト縮減を図ることができます。

③衛生センター

解体費用が高額であるため、解体費用の捻出が課題となりますが、衛生センターを解体・撤去した場合、土地の賃借料が不要となり将来的なコストの低減につながります。

また今も生じている維持管理費が不要となり、コスト縮減が図れます。

(7) 方向性の決定

対象施設における今後（令和28年度まで）の方向性は次のとおりです。

施設NO	施設名称	施設の方向性
1	地下雨水貯留施設	維持継続
2	三崎漁港（二町谷）水産物流通加工業務団地汚水処理施設	維持継続
3	衛生センター	廃止

地下雨水貯留施設は、浸水被害を防ぐための重要な施設として、現配置において、適切に維持管理及び長寿命化していく施設とします。

三崎漁港（二町谷）水産物流通加工業務団地汚水処理施設は、建築から12年の比較的新しい施設です。

しかし、二町谷地区への新たな企業進出により増加する汚水量に対応するため、本計画期間の前期に修繕を実施いたします。また、計画期間中、処理水量を上回る可能性がある場合は、

現在の施設の修繕に留まらず、新たな改築も検討する必要があります。

さらに、本施設は海の直近に立地しているため、特に建築物や屋外の設備が強風や塩害等の影響を受けやすいことから、計画期間中、定期的な修繕を実施し、適切な時期に計画の見直しを行います。

衛生センターは、市民生活に必要不可欠なし尿及び浄化槽汚泥を処理する施設として運用してきましたが、設備等の老朽化により、使用を停止しています。すでに代替機能を有する三浦バイオマスセンターが稼働しており、衛生センターについては廃止することとします。なお、衛生センターの跡地については、三浦バイオマスセンターの建替用地として活用する可能性があります。

衛生センターの解体については多額の費用を要することから、単独での実施ではなく、三浦バイオマスセンターの建替えと併せて実施し、解体費用が補助金や交付税の対象となるよう検討していきます。

15 その他施設（火葬場）

（１）対象施設及び棟別一覧

対象施設及び棟別の一覧表は次のとおりです。

施設分類	その他施設（火葬場）
------	------------

施設NO	施設名称	棟NO	棟名称	延床面積(m ²)	建築年度(和暦)	構造	耐用年数(年)	老朽化度(%)
1	三浦市火葬場	1	火葬場上屋	175.56	昭和9年度	木造	40	215.0
		2	管理棟	157.34	平成21年度	木造	40	27.5
		3	渡り廊下	12.42	平成21年度	木造	40	27.5

（２）施設利用の状況

三浦市火葬場（三浦市三崎町六合 1019 番地 1）は市内唯一の火葬施設で、年間約 650 件から 700 件の利用があり、そのうち約 9 割が三浦市民の火葬となっています。

施設運営においては、平成 18 年度（2006 年度）から指定管理者制度を導入し、効率的な運営を図っています。令和元年度に指定管理者が実施したアンケート調査において、75.8%が総合評価で非常に満足あるいは満足としているものの、施設や設備においては、同様の回答は 66%に留まっています。

火葬場は市民生活に必要な不可欠な施設であり、設備の故障等で施設が利用できなくなると市民生活に大きな支障をきたします。

【三浦市火葬場年度別利用状況】

（単位：件）

年度	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
市内者	628	93.73%	593	92.08%	601	90.10%	616	89.53%	632	90.03%
市外者	42	6.27%	51	7.92%	66	9.90%	72	10.47%	70	9.97%
計	670	100.0%	644	100.0%	667	100.0%	688	100.0%	702	100.0%

（３）老朽化の現状

ア 火葬場上屋

昭和 9 年度（1934 年度）に建設された建物であり、平成 7 年度（1995 年度）に建物の大規模な改修を行っておりますが、建築年度から見ると耐用年数を遥かに超えています。主要設備である火葬炉は、老朽化のため、平成 5 年度（1993 年度）に火葬炉整備工事を実施し、新しい火葬炉に整備していますが、既に 27 年が経過しており、老朽化が進んでいます。炉内部のレンガの積替えや主燃バーナーのオーバーホールなど、施設維持のための工事を実施していますが、各部で腐食等の現象が見られ、抜本的かつ計画的な改修等の必要があります。

イ 管理棟・渡り廊下

建築年度から見ると、築後 11 年と耐用年数までは年数があります。著しい老朽化は見受けられませんが、外壁や木部の塗装等を適切な時期に実施する必要があります。

(4) 施設の課題

三浦市火葬場は故人とお別れする最後の場であり、適切な利用が図られるよう維持管理していくことが求められます

維持管理においては、耐用年数到来が近づいている施設、老朽化している設備等、早期に対応が必要な施設があることから、適切な対策時期を検討しなければなりません。

しかし、維持管理には多額の費用がかかることが想定されるため、優先順位をつけながら計画的な改修を行っていく必要があります。

また、管理棟は、築後 11 年経過で比較的新しい施設であるため、老朽化している施設と併せ、総合的な判断のもと計画を策定する必要があります。

(5) 一次検討

対象施設の一次検討の結果は次のとおりです。



(6) 二次検討

ア 施設の役割について

火葬は市民生活において必要不可欠であり、市内で安心して火葬ができる施設を設置運営していくことで、市民生活の利便性・安心といったサービスを提供していく必要があります。

イ 施設の配置状況及び規模について

市内の火葬場は、現在 1 か所設置されていますが、設置場所や火葬の規模としては問題なく運営できており、今後も同地域での継続運営が望ましいと考えます。

ウ 施設の運営状況について

平成 18 年度（2006 年度）から指定管理者制度を導入しており、サービスを低下させるこ

となく経費の節減を行ってきています。しかしながら、維持管理費等に多くの費用がかかることから、受益者負担の適正化の観点から、利用料金の設定などについても引き続き検討していく必要があります。

エ 利用者意見について

毎年度指定管理者が実施している利用者アンケートにおいては、施設が古いなどの意見があります。

オ 対策による影響・効果

施設を更新することにより、安定した火葬業務の維持が図られます。

(7) 方向性の決定

対象施設における今後（令和 28 年度まで）の方向性は次のとおりです。

施設 NO	施設名称	施設の 方向性
1	三浦市火葬場	建替継続（一部維持継続）

三浦市火葬場は、多くの方の利用が図られており、市民にとっては必要不可欠であり、無くすことができない施設であります。

火葬場上屋は、耐用年数を大きく超えています。建物の状況については大きな劣化・不具合が出ていないことから、今後10年間は火葬炉等設備の修繕などを行いながら運営し、その後の建替え等を含めた検討を継続的に行っていくこととします。

また、管理棟及び渡り廊下については、平成21年度（2009年度）に建替えていることから、耐用年数の1/2が到来する本計画期間の後期中規模修繕を行い、今後も維持継続していくこととします。

なお、本施設は、利用を停止できない施設であり、古い棟と比較的新しい棟が混在していることから、本計画期間以降の方針について引き続き検討を行っていくものとします。

16 その他施設（公衆便所）

（1）対象施設及び棟別一覧

対象施設及び棟別の一覧表は次のとおりです。

施設分類		その他施設（公衆便所）						
施設NO	施設名称	棟NO	棟名称	延床面積(m ²)	建築年度(和暦)	構造	耐用年数(年)	老朽化度(%)
1	歌舞島公衆便所	1	歌舞島公衆便所	19.76	昭和55年度	鉄筋コンクリート造	60	66.7
2	長津呂公衆便所	1	長津呂公衆便所	45.00	平成7年度	鉄筋コンクリート造	60	41.7
3	海外浜公衆便所	1	海外浜公衆便所	14.73	昭和40年度	コンクリートブロック造	40	137.5
4	浜諸磯公衆便所	1	浜諸磯公衆便所	13.33	平成9年度	鉄筋コンクリート造	60	38.3
5	油壺公衆便所	1	油壺公衆便所	61.59	平成5年度	鉄筋コンクリート造	60	45.0
6	荒井浜公衆便所	1	荒井浜公衆便所	16.10	平成13年度	鉄筋コンクリート造	60	31.7
7	小網代公衆便所	1	小網代公衆便所	19.76	昭和54年度	鉄筋コンクリート造	60	68.3
8	城ヶ島小公園公衆便所	1	城ヶ島小公園公衆便所	3.86	平成2年度	鉄筋コンクリート造	60	50.0
9	城ヶ島駐車場 公衆便所(カー舗装)	1	城ヶ島駐車場 公衆便所(カー舗装)	47.96	平成21年度	鉄筋コンクリート造	60	18.3
10	城ヶ島駐車場 公衆便所(灯台下)	1	城ヶ島駐車場 公衆便所(灯台下)	47.96	平成21年度	鉄筋コンクリート造	60	18.3
11	芝原公衆便所	1	芝原公衆便所	24.80	昭和42年度	コンクリートブロック造	40	132.5
12	木の間公衆便所	1	木の間公衆便所	65.80	平成2年度	鉄筋コンクリート造	60	50.0
13	岩井口公衆便所	1	岩井口公衆便所	53.70	平成2年度	鉄筋コンクリート造	60	50.0
14	菊名公衆便所	1	菊名公衆便所	19.65	昭和53年度	鉄筋コンクリート造	60	70.0
15	金田海岸公衆便所	1	金田海岸公衆便所	19.40	昭和45年度	コンクリートブロック造	40	125.0
16	劔崎浜公衆便所	1	劔崎浜公衆便所	23.12	昭和43年度	コンクリートブロック造	40	130.0
17	大浦海岸公衆便所	1	大浦海岸公衆便所	13.87	昭和44年度	コンクリートブロック造	40	127.5
18	毘沙門浜公衆便所	1	毘沙門浜公衆便所	14.23	昭和41年度	コンクリートブロック造	40	135.0
19	三戸神田公衆便所	1	三戸神田公衆便所	19.76	昭和54年度	鉄筋コンクリート造	60	68.3
20	三戸浜公衆便所	1	三戸浜公衆便所	14.73	昭和40年度	コンクリートブロック造	40	137.5
21	三戸北公衆便所	1	三戸北公衆便所	10.78	昭和55年度	コンクリートブロック造	40	100.0
22	みうら・宮川フィッシャーナトイレ	1	みうら・宮川フィッシャーナトイレ	6.62	平成15年度	木造	40	42.5

（2）施設利用の状況

公衆便所は、観光地における来遊客等の利便の向上を図る目的で設置されたものであり、本市の場合は、海水浴場が開設される海岸やハイキングコースの隣接地に設置され、不特定多数の観光客や市民の方々に利用されています。

(3) 老朽化の現状

建設から12年程度の新しい施設もありますが、耐用年数到来まで半分を経過した公衆便所が15施設で、全体の7割を占めており、そのうち耐用年数を既に経過している公衆便所は8施設となります。

便器の破損、配管の詰まり、浄化槽フロアの故障など、老朽化による故障や破損が毎年のように発生していることから、今後も改修費のさらなる増加が予想されます。

また、海岸に近接して設置されている施設については、波浪の影響を受けやすいため、台風等によりたびたび被災しています。

(4) 施設の課題

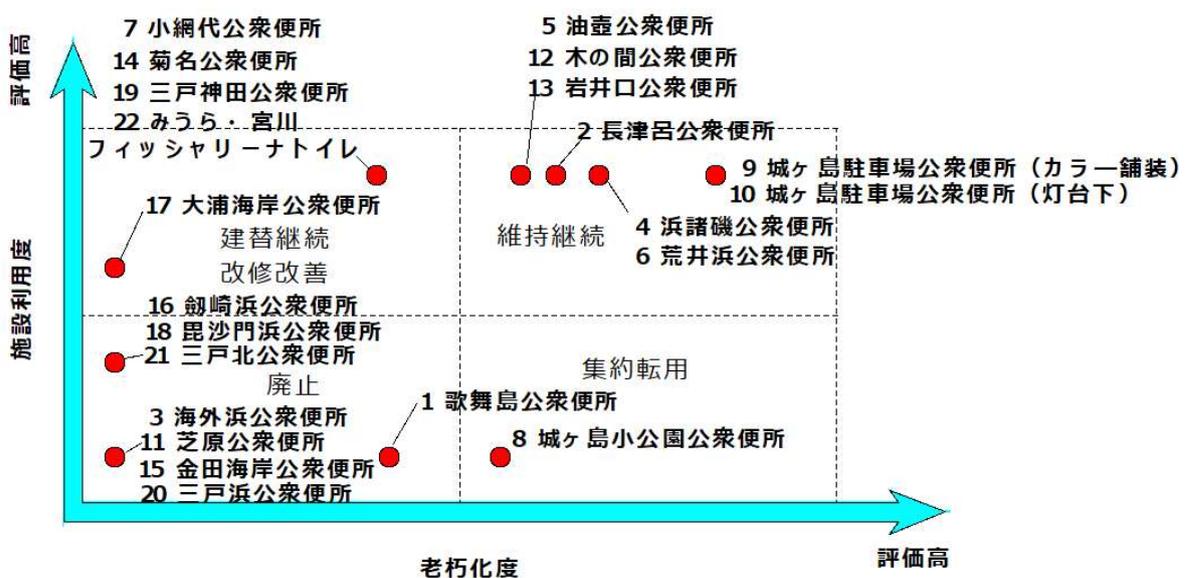
国土交通省が平成28年12月9日から平成28年12月22日までにインターネットを用いて実施した「日常でよく利用するトイレに関するアンケート調査」において、公園等の公衆便所を利用するにあたって、最も求められているものは「清潔感があること」となっています。

本市の公衆便所のうち、15施設は水洗便所となっていますが、建設から30年以上経過している施設が多く、設備面での老朽化が著しいため、部分的な補修で対応している状況ですが、必要性の度合いに合わせて廃止や更新の検討を行うことや、維持すべき公衆便所については、効果的な清掃方法と維持管理方法の検討が急務となっています。

汲取り便所7施設については、効果的な清掃方法と維持管理方法の検討が必要となっています。

(5) 一次検討

対象施設の一次検討の結果は次のとおりです。



(6) 二次検討

ア 施設の役割について

公衆便所は、誰もが自由に使用でき、かつ公共の福祉に供するために設置されている施設であり、観光地も含めた市内の環境衛生の向上や観光客の利便性の向上を図るために有効な施設です。

イ 施設の配置状況及び規模について

前述のとおり、海水浴場が開設される海岸やハイキングコースに隣接して配置されており、利用者のニーズ、現状に適した施設の在り方や位置付けを検討しながら、機能の確保を図る必要があります。利用頻度の低い施設については、その配置を見直すこととします。

ウ 施設の運営状況について

施設の運営状況については、そのほとんどが直営（一部、清掃については委託）となっておりますが、城ヶ島駐車場公衆便所（カラー舗装、灯台下）については、使用貸借契約を締結し、三浦商工会議所が管理運営を行っています。今後もこの運営状況を継続します。

また、みうら・宮川フィッシャリーナトイレについては、神奈川県から宮川フィッシャリーナの管理委託を受けているみうら漁業協同組合に管理委託しており、当該フィッシャリーナと一体的な運営がされています。

エ 対策による影響・効果

本対策の実施により、利用者が清潔で安全・安心に利用できる環境を整えることができます。

(7) 方向性の決定

対象施設における今後（令和 28 年度まで）の方向性は次のとおりです。

施設 NO	施設名称	施設の 方向性
1	歌舞島公衆便所	廃止
2	長津呂公衆便所	維持継続
3	海外浜公衆便所	廃止
4	浜諸磯公衆便所	維持継続
5	油壺公衆便所	維持継続
6	荒井浜公衆便所	維持継続
7	小網代公衆便所	維持継続
8	城ヶ島小公園公衆便所	廃止
9	城ヶ島駐車場公衆便所 (カー舗装)	維持継続
10	城ヶ島駐車場公衆便所 (灯台下)	維持継続
11	芝原公衆便所	廃止
12	木の間公衆便所	維持継続
13	岩井口公衆便所	維持継続

施設 NO	施設名称	施設の 方向性
14	菊名公衆便所	改修改善
15	金田海岸公衆便所	廃止
16	劔崎浜公衆便所	廃止
17	大浦海岸公衆便所	建替継続
18	毘沙門浜公衆便所	廃止
19	三戸神田公衆便所	改修改善
20	三戸浜公衆便所	廃止
21	三戸北公衆便所	廃止
22	みうら・宮川フィッシャリーナトイレ	維持継続

本市の公衆便所は、観光客数の増加や老朽化により施設改修の検討が必要です。また、国が実施したアンケート調査から、観光客が公衆便所に求めるものは「清潔感があること」となっているため、効果的な清掃と維持管理が非常に重要となりますが、汲取り方式の公衆便所においては、臭気により不快感を与えること、老朽化により安全に使用できないこと等により、清潔感を保つことが困難となっています。加えてし尿汲取り量の調査結果から、その利用頻度が非常に低いことから、汲取り方式の公衆便所については建替えは実施せず、原則廃止とします。

次に、水洗方式の公衆便所については、利用者ニーズに合わせて、施設の長寿命化、維持管理コストの縮減、施設的最適化及び利用者の安全確保に取り組むものとしします。

なお、地域性等を考慮し、利用頻度が高い公衆便所や安全性の低い公衆便所を優先的に改修していくこととし、すべての利用者が安全で安心して利用できる公衆便所を目指します。

17 その他施設（普通財産）

（1）対象施設及び棟別一覧

対象施設及び棟別の一覧表は次のとおりです。

施設分類	その他施設（普通財産）
------	-------------

施設NO	施設名称	棟NO	棟名称	延床面積(m ²)	建築年度(和暦)	構造	耐用年数(年)	老朽化度(%)
1	旧三崎中学校	1	管理棟	1,223.40	昭和46年度	鉄筋コンクリート造	60	81.7
		2	教室棟	552.00	昭和42年度	鉄筋コンクリート造	60	88.3
		3	東側教室棟	1,164.60	昭和35年度	鉄筋コンクリート造	60	100.0
		4	教室棟増築部	42.96	昭和46年度	コンクリートブロック造	40	122.5
		5	給食受入施設	76.06	昭和54年度	鉄骨造	60	68.3
		6	屋内運動場	1,146.00	昭和48年度	鉄骨造	60	78.3
		7	柔道室	104.00	昭和47年度	鉄骨造	60	80.0
		8	体育倉庫	37.00	平成4年度	木造	40	70.0
		9	プール付属棟	46.00	昭和46年度	コンクリートブロック造	40	122.5
		10	プール機械室	13.00	平成18年度	木造	40	35.0
		11	倉庫	19.00	昭和47年度	鉄骨造	60	80.0
		12	ポンプ室	3.00	昭和55年度	軽量鉄骨造	40	100.0
		13	部室	52.00	昭和52年度	木造	40	107.5
		14	渡り廊下	34.00	昭和48年度	軽量鉄骨造	40	117.5
2	旧三浦市福祉会館	1	旧三浦市福祉会館	630.42	昭和41年度	鉄筋コンクリート造	60	90.0
3	旧三浦市消防本部	1	消防本部	610.49	昭和44年度	鉄筋コンクリート造	60	85.0
		2	防災倉庫	62.39	昭和62年度	軽量鉄骨造	40	82.5
		3	車庫	46.70	平成2年度	軽量鉄骨造	40	75.0
		4	防災備蓄倉庫	41.60	平成3年度	軽量鉄骨造	40	72.5
		5	簡易タンク貯蔵庫	6.60	昭和62年度	軽量鉄骨造	40	82.5
4	旧消防署引橋分署	1	消防署分署	273.78	昭和48年度	鉄筋コンクリート造	60	78.3
		2	下宮田防災備蓄倉庫	27.92	平成5年度	軽量鉄骨造	40	67.5
5	旧地域福祉センター	1	地域福祉センター	1,384.20	平成3年度	鉄骨造	60	48.3
		2	焼釜庫	6.29	平成3年度	鉄筋コンクリート造	60	48.3
6	旧東岡児童会館	1	旧東岡児童会館	162.67	昭和39年度	コンクリートブロック造	40	140.0

(2) 施設利用の状況

ア 旧三崎中学校

旧三崎中学校は、平成 25 年度（2013 年度）に廃校となり、暫定的に建物の一部及びグラウンドを庁舎や文化スポーツのための施設として利用されていますが、その他の部分については特に利用はされていません。

イ 旧三浦市福祉会館

旧三浦市福祉会館は、平成 26 年度（2014 年度）まで、主に市の福祉部局の庁舎として使用していましたが、耐震性に問題があることから、現在は使用を中止しています。

ウ 旧三浦市消防本部、旧消防引橋分署

旧三浦市消防本部及び旧消防署引橋分署は、平成 28 年度（2016 年度）まで、消防庁舎として使用していましたが、横須賀市との消防広域化に伴い、現在は使用を中止しています。

エ 旧地域福祉センター

旧地域福祉センターは、福祉部局の所管施設として平成 29 年度（2017 年度）まで使用していましたが、現在は使用を中止しています。

オ 旧東岡児童会館

旧東岡児童会館は、昭和 39 年度（1964 年度）に建築され、昭和 40 年（1965 年）4 月に児童会館として開設されました。

平成 18 年（2006 年）4 月からは指定管理者制度が導入され、平成 25 年（2013 年）3 月に廃止になるまで、東岡区が施設の指定管理者として管理・運営を行い、児童館及び区民会館として施設を利用していました。三浦市は、平成 18 年（2006 年）7 月策定の「行政改革戦略 5 つの宣言」において「児童館の地域への譲渡又は廃止」を取組事項として掲げ、平成 24 年（2012 年）12 月策定の「三浦市立児童館の廃止等に関する方針」に基づき順次廃止を進め、東岡児童会館は平成 25 年（2013 年）3 月末日をもって用途を廃止し、建物を閉鎖しました。なお、廃止以降の施設利用はありません

(3) 老朽化の現状

ア 旧三崎中学校

校舎は、耐用年数到来まであと 11 年のものや、既に 9 年が経過しているもの等、老朽化が進んでいる状況です。また、屋内運動場は耐用年数到来まであと 13 年であり、耐用年数が近づいています。いずれも新耐震基準以前に建設された建物ですが、校舎は平成 13 年度

（2001 年度）、屋内運動場は平成 19 年度（2007 年度）に耐震改修工事を実施し、耐震性は確保されています。耐震改修の際に教室棟の外壁改修工事等を実施していますが、その後は大規模な修繕等を実施していないため、外壁の剥離や爆裂、屋上防水の損傷などが見受けられます。

イ 旧三浦市福祉会館

耐用年数到来まであと 6 年で、老朽化が進んでいる状況です。また、新耐震基準前に建設された建物であり、耐震性は確保されていません。平成 26 年度（2014 年度）から建物を使用していない状況であり、屋上防水、外壁、内装に劣化が見受けられます。また、電気・機械設

備関係についても劣化・損傷が著しい状況です。

ウ 旧三浦市消防本部

本部建物は耐用年数到来まであと9年であり、老朽化が進んでいる状況です。新耐震基準前に建設された建物ではありますが、平成7年（1995年）に耐震補強工事が実施され、耐震性は確保されています。平成29年度（2017年度）から建物を使用していない状況であり、屋上及び外壁の損傷により、複数個所で雨漏りが発生しています。

エ 旧消防署引橋分署

耐用年数到来まであと13年で、耐用年数が近づいています。また、新耐震基準前に建設された建物であり、耐震性は確保されていません。平成29年度（2017年度）から建物を使用していない状況であり、内装や設備配管等が老朽化しています。

オ 旧地域福祉センター

耐用年数到来まであと31年の施設です。新耐震基準にて建設されていることから、耐震性は確保しています。耐用年数から見ても予防保全的な修繕を実施する時期であり、外部の鉄部等に錆びや損傷が見受けられます。また、平成30年度（2018年度）から建物を使用していないので、使用再開にあたっては、電気・機械設備等の点検及び修繕が必要です。

カ 旧東岡児童会館

耐用年数到来から既に16年が経過しています。

また、耐震改修工事を実施していないため、破損や倒壊等による近隣に及ぼす危険が懸念されています。

（４）施設の課題

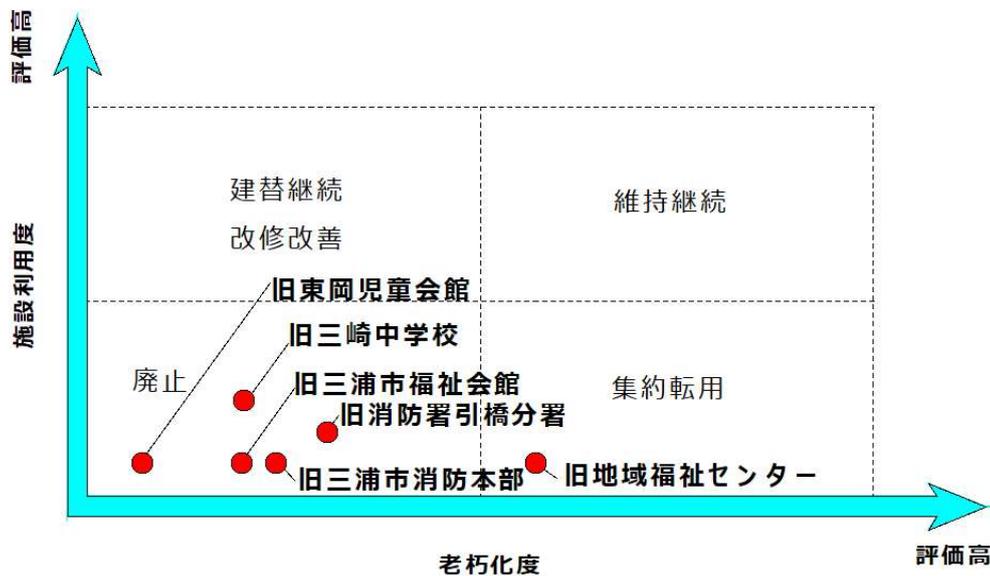
当該施設は全て普通財産施設であり、行政的な目的を持たない施設として管理されています。一部を除き市民利用されていない施設ではありますが、老朽化度の高い施設については、災害時に建物が損傷して近隣に被害を与えないように管理する必要があり、最低限の維持補修コストを見込まなければなりません。また、老朽化度が比較的低い施設も含めて、財政的な視点からも、施設の有効活用や売却等について検討する必要があります。

また、旧三崎中学校については、現在市役所を含む城山地区の利活用について計画・検討が行われていることから、利活用計画と連動した計画をたてていく必要があります。

旧東岡児童会館については、土地所有者である東岡区が、廃止の方針に対して、児童館の敷地以外の場所に区民会館の機能をもつ施設が必要であるという意思があり、適地を見つけることが出来ずにいましたが、令和2年度（2020年）8月時点で、新しい区民会館について目途が立ったことから、市へ建物の解体に関する要望書が提出され、早急な対応が求められています。

(5) 一次検討

対象施設の一次検討の結果は次のとおりです。



(6) 二次検討

ア 施設の役割について

対象施設は、全て普通財産であり、暫定的に一部を活用しているものの、行政的な必要性は低い施設です。

イ 施設の配置状況及び規模について

行政的な目的が無く、市民にとってサービスを提供する施設ではないことから、配置状況や規模についての課題は特にありません。

ウ 施設の運営状況について

旧三崎中学校については、財産の有効活用の視点から暫定的に一部施設の貸出し等をおこなっています。また、災害時における飛散等の防止のため、最低限の維持補修を実施しています。

エ 地元意見について

旧東岡児童会館については、土地所有者である東岡区が、新しい区民会館について目途がたったことから、市へ建物の解体に関する要望書が提出され、早急な対応が求められています。取り壊した跡地には、防災用備蓄品や城辺稲荷社を管理するための物品を置く倉庫を設置したいという意向を受けています。

オ 対策による影響・効果について

施設を計画的に維持し長寿命化を図った場合、将来的なコスト縮減を図ることができます。また、現状において使用されていない普通財産施設を、他施設との集約転用を図り、行政的な目的を付すことにより、市民の利便性が向上し、市民サービスの向上につながることを期待できます。

旧東岡児童会館については、施設を解体することで、地権者である東岡区が有効に土地を利

用することができます。

(7) 方向性の決定

対象施設における今後（令和 28 年度まで）の方向性は次のとおりです。

施設 NO	施設名称	施設の方向性
1	旧三崎中学校	廃止
2	旧三浦市福社会館	廃止
3	旧三浦市消防本部	廃止
4	旧消防署引橋分署	廃止
5	旧地域福祉センター	廃止
6	旧東岡児童会館	廃止

旧三崎中学校は廃止（解体）の方向性としませんが、市役所第2分館と一体となった建物であり、城山地区利活用計画と連動する必要があることから、解体実施の時期については、本計画期間の後期に実施することといたします。

旧三浦市福社会館は、本計画期間における前期に解体することとします。

旧三浦市消防本部は、本計画期間における後期に解体することとします。また跡地については、売却に向けて検討していきます。

旧消防署引橋分署は、今後廃止（解体）の方向性としませんが、跡地の売却や利活用の可能性を検討するため、実施の時期については今後検討することとします。

旧地域福祉センターについては、建物の耐用年数が 1/2 以上残存していますが、現状において集約転用する他用途の施設が無いことから、廃止（解体）の方向とし、跡地の売却等について検討するとともに、実施の時期を決めていくこととします。

旧東岡児童会館については、本計画期間における前期に解体を実施します。

18 その他施設（福祉地域作業所）

（1）対象施設及び棟別一覧

対象施設及び棟別の一覧表は次のとおりです。

施設分類	その他施設（福祉地域作業所）
------	----------------

施設NO	施設名称	棟NO	棟名称	延床面積(m ²)	建築年度(和暦)	構造	耐用年数(年)	老朽化度(%)
1	福祉地域作業所	1	福祉地域作業所	68.04	昭和61年度	軽量鉄骨造	40	85.0
		2	福祉地域作業所（物置）	4.00	昭和61年度	軽量鉄骨造	40	85.0

（2）施設利用の状況

現在の建物は、昭和61年度（1986年度）に建設され、昭和62年4月から平成2年3月末までの3年間、神奈川県六市競輪の事務所として使用されたもので、平成2年3月末で六市競輪の事業が終了した後に、これを福祉地域作業所として利用するため引継ぎました。

その後、事業着手を検討する中で、公益社団法人三浦市シルバー人材センター（以下「シルバー人材センター」という。）から当該施設利用の依頼があったため、高齢者等の雇用の確保、就業の機会の確保に必要な事業として、年間を通して貸付けを行っているところです。

（3）老朽化の現状

耐用年数到来まであと6年となっており、耐用年数到来が近づいています。軽量鉄骨造平屋の建物であり、屋根や外壁等に錆や剥離が見受けられます。

（4）施設の課題

福祉地域作業所の修繕に関して、台風等により被害が発生した場合や小規模な修繕は貸付先であるシルバー人材センターがその都度行ってきましたが、昭和61年度（1986年度）に建設した建物であり、築後30年以上が経過していることから、今後老朽化が進むにつれ多くの維持管理費用が発生することが懸念されます。

また、福祉地域作業所としての利用は長年されていないため、今後の事業のあり方を検討していく必要があります。

(5) 一次検討

対象施設の一次検討の結果は次のとおりです。



(6) 二次検討

ア 施設の現状について

福祉地域作業所は、施設本来の目的である事業の方向性が定まるまでの間は、引き続き施設の有効活用を図っていきます。

イ 施設の役割について

施設の活用方法としては、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」において地方公共団体の責務として位置づけられている高年齢者等の雇用の機会の確保及び就業の機会の確保に必要な支援として、シルバー人材センターに貸付けを行い、事業を継続してもらうことが有効と考えます。

ウ 対策による効果

施設の維持管理においては、これまで大きな費用を要しなかったことから、今後も事業の方向性が決まるまでの間は、施設の有効活用を図り、現在の利用方法を継続することでコスト縮減が図れます。

(7) 方向性の決定

対象施設における今後（令和 28 年度まで）の方向性は次のとおりです。

施設 NO	施設名称	施設の 方向性
1	福祉地域作業所	維持継続

小規模な修繕については、貸付先であるシルバー人材センターが行っているため、引き続き貸付先と調整を行いながら耐用年数経過後も継続して維持管理していきます。

また、福祉地域作業所としての今後のあり方を検討していきます。

19 その他施設（船員家族待合所）

（1）対象施設及び棟別一覧

対象施設及び棟別の一覧表は次のとおりです。

施設分類	その他施設（船員家族待合所）
------	----------------

施設NO	施設名称	棟NO	棟名称	延床面積(m ²)	建築年度(和暦)	構造	耐用年数(年)	老朽化度(%)
1	船員家族待合所	1	船員家族待合所	46.00	昭和52年度	鉄骨造	60	71.7

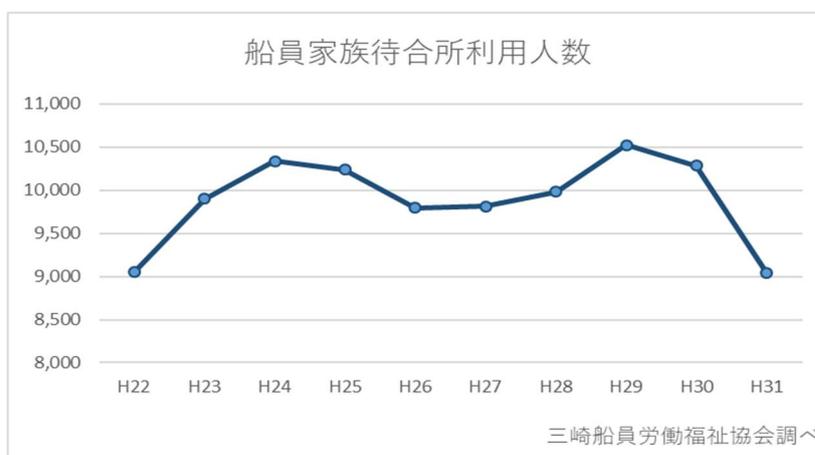
（2）施設利用の状況

船員家族待合所は、昭和52年度（1977年度）に三崎漁港内の花暮岸壁に旧待合所を建て替える形で建築され、三崎漁港を拠点とした遠洋延縄船の船員及び出港を見送る家族のための休憩所として長く利用されてきました。船員家族待合所の利用状況は下表のとおりであり、ここ10年での利用者数は年間約1万人程度ですが、近年では減少傾向にあります。また、三崎漁港を基地とする遠洋延縄船は、年々減少を続けています。このため現在では、三崎港から出港する船員を見送る家族のための待合所としての機能よりも、三崎港に水揚げする県外のマグロ・カツオ船や、海洋レジャーのためのプレジャーボートの船員等のための休憩所としての利用が主になってきています。

昭和44年以降、三崎漁港における水揚量は年々減少してきています。更に、三崎漁港を基地とする船も減少していることから、水揚量に対する神奈川県外船の占める割合が高くなってきており、三崎漁港における県外船の重要性が増してきています。これらのことから、三崎漁港の水揚量を維持・増大させるためには、県外船の誘致を一層進めていく必要があります。

船員家族待合所は、三崎漁港における県外船の誘致のためのサービスの一つとしての位置付けとなっています。しかし、近年ではその利用数も減少傾向にあり、随意契約による委託先の三崎船員労働福祉協会の職員の高年齢化も著しく進んできている状況です。

【船員家族待合所利用人数】（単位：人）



(3) 老朽化の現状

耐用年数到来まであと17年と耐用年数が近づいています。さらに、昭和52年度(1977年度)の建築以降、大規模な改修工事を実施していないため、老朽化の現状から、設備関係を含めた中規模修繕が必要です。

施設内外部の壁面には多数のクラックや爆裂が生じており、鉄筋の露出も見受けられ、老朽化が進んでいます。さらに、設備においては、令和2年度(2020年度)に壁内の水道管が破裂したことによる修繕と、空調機の取替え工事を行っています。また、水洗便所については、フロートバルブの劣化等細かな不具合が生じており、その都度直営で修繕しています。

新耐震基準以前の建築であり、耐震診断及び耐震改修工事が未実施のため、今後の継続的な使用には、計画的な改修が必要です。

(4) 施設の課題

先述したとおり、三崎漁港における水揚量は年々減少してきています。更に、三崎漁港を基地とする船も減少していることから、水揚量に対する神奈川県外船の占める割合が高くなってきており、三崎漁港における県外船の重要性が増してきています。これらのことから、三崎漁港の水揚量を維持・増大していくためには、県外船の誘致を一層進めていく必要があります。そのためのサービスを提供していく施設のひとつとして、適切に維持管理していく必要があります。

しかし、本施設の利用者数は減少傾向にあり、県外船誘致には、別角度での新たなサービスを考慮する時期に来ていると考えられます。

本施設は、船員のための福祉共済活動を通じて、船員又はその家族の経済的地位向上及び福祉活動の発展に資することを目的に設立されています。その設立目的と運営が難しいという理由から、随意契約によって、委託契約を三崎船員労働福祉協会と取り交わしていますが、その職員の高年齢化が著しい状態にあり、将来的な運営に不安を残しています。

施設においては、施設壁面のクラック及び爆裂並びに鉄筋の露出等、老朽化が著しく進んでおり、早期に修繕が必要となっています。更に新耐震基準以前の建築のため、今後耐震診断も含め、維持補修に係る計画を立てていく必要があります。

(5) 一次検討

対象施設の一次検討の結果は次のとおりです。



(6) 二次検討

ア 施設の役割について

三崎漁港における水揚量を維持・増大していくために、県外船の誘致に関するサービスのひとつである船員のための休憩所としての役割を担っています。しかし、現在では利用者が減少傾向にあり、県外船の誘致という視点では更なる新しいサービスが求められていると考えられます。また、当初の目的である出港に際する船員の家族の見送り時の待合所としての機能は、事実上停止している状況にあります。

イ 施設の配置状況及び規模について

水揚げを行う荷捌き所の近隣に配置する必要があるとあり、現状の三崎漁港内の花暮岸壁にある必要があります。また、規模についても一隻に乗り組む船員を考慮すると、現状の規模が必要です。

ウ 施設の運営状況について

現在運営に関しては委託しています。委託費の内訳はほとんどが人件費であり、施設の維持管理やトイレの清掃等を行っています。しかし、現在の事業者でしかできないという理由で一者での随意契約を行っている委託契約事業者の高年齢化が著しく進んでおり、将来的な施設の運営に不安を残しています。

エ 利用者意見について

近隣に公衆トイレがないため、公衆トイレの代替としても活用されており歓迎されています。

オ 対策による影響・効果

施設を計画的に維持し、長寿命化を図った場合、将来的なコスト縮減を図ることができそうです。

(7) 方向性の決定

対象施設における今後（令和 28 年度まで）の方向性は次のとおりです。

施設 NO	施設名称	施設の 方向性
1	船員家族待合所	廃止

船員家族待合所は、耐用年数の 1/2 を既に経過しています。これまでに大規模な修繕等を実施していないため施設の劣化状況が著しいことから、本計画期間の前期に屋根・外壁・内部仕上げ等の中規模修繕を実施し、耐用年数まで使用していくこととします。

その後は次の理由により、耐用年数到来時の令和 19 年度（2037 年度）には施設を廃止し、解体することとします。

- ・三崎漁港を基地とする遠洋延縄船の大幅な減少により、出港する際の船員家族の待合所としての利用者が減少していること。
- ・県外船船員の休憩所としての利用人数が減少傾向にあること。
- ・委託先の職員の高年齢化が著しく進んでおり、将来的な運営が不透明であること。

なお、計画前期の中規模修繕後から解体までの間は、事後保全的に修繕を行っていくこととします。

20 その他施設（自転車等駐車場）

（1）対象施設及び棟別一覧

対象施設及び棟別の一覧表は次のとおりです。

施設分類		その他施設（自転車等駐車場）						
施設NO	施設名称	棟NO	棟等名称	延床面積又は敷地面積 (㎡)	建築年度 (和暦)	構造	耐用年数 (年)	老朽化度 (%)
1	三浦海岸駅第1自転車等駐車場	1	三浦海岸駅第1自転車等駐車場（事務所）	1.61	平成13年度	軽量鉄骨造	40	47.5
2	駐輪場保管所	1	駐輪場保管所（敷地）	315.00	平成10年度	アスファルト舗装	—	—
		2	駐輪場保管所（自転車置場）	74.67	平成10年度	鉄骨造	60	36.7
		3	駐輪場保管所（事務所）	9.00	平成8年度	鉄骨造	60	40.0
		4	駐輪場保管所（便所）	1.57	平成10年度	軽量鉄骨造	40	55.0
3	三崎口駅第1自転車等駐車場	1	三崎口駅第1自転車等駐車場（敷地）	227.30	平成4年度	アスファルト舗装	—	—
4	三崎口駅第2自転車等駐車場	1	三崎口駅第2自転車等駐車場（敷地）	502.31	平成6年度	アスファルト舗装	—	—
		2	三崎口駅第2自転車等駐車場（事務所）	1.61	平成13年度	軽量鉄骨造	40	47.5

（2）施設利用の状況

三浦海岸駅第1自転車等駐車場、三崎口駅第1及び第2自転車等駐車場は、共に鉄道駅付近に在り、主に通学や通勤などで鉄道を利用する人達の利便性の向上に大きく寄与しています。収容台数は、自転車とオートバイ（125ccまで）を合わせて、三浦海岸駅第1自転車等駐車場が180台、三崎口駅第1自転車等駐車場が105台、同第2自転車等駐車場が200台です。

利用の形態は定期券（一か月単位）での利用の他に、一時利用（一日単位）があり、両方を合わせた一日当たりの平均利用台数は、令和元年度における実績で、三浦海岸駅第1自転車等駐車場が140～150台、三崎口駅第2自転車等駐車場は約160台、三崎口駅第1自転車等駐車場は定期利用のみで70～75台です。利用者を対象にしたアンケートも毎年実施しており、総合的にみて概ね好評です。また、駐輪場保管所では、一定期間放置された自転車とオートバイ（125ccまで）を一定期間保管しており、持ち主が現れれば当該車両を引き渡し、引き取りがなければ、年に一回程度のペースで保管車両を解体業者に処分委託しています。

（3）老朽化の現状

ア 三浦海岸駅第1自転車等駐車場（事務所）

平成13年度（2001年度）に建築され、耐用年数は40年であるため、耐用年数到来まであと21年となっています。屋根の庇部分や下部に錆が目立ってきており、そう遠くない将来

に修繕等の対策が必要となります。

イ 駐輪場保管所（敷地）

平成 10 年度（1998 年度）に舗装打ちを実施し、耐用年数は 20 年で、既に耐用年数到来から 2 年が経過しています。現在の舗装状態では早期改修を必要としませんが、日常点検において改修の必要が生じた時点で対応します。

ウ 駐輪場保管所（自転車置場）

平成 10 年度（1998 年度）に建築され、耐用年数は 60 年であるため、耐用年数到来まであと 38 年となっています。屋根を支える柱の錆が顕著で、早急に修繕等の対策が必要です。

エ 駐輪場保管所（事務所）

平成 8 年度（1996 年度）に建築され、耐用年数は 60 年であるため、耐用年数到来まであと 36 年となっています。過去に雨漏りの修繕や入口付近の床の張替えを行いました。現在も床が沈みやすくなっている部分があります。また、外壁（薄鋼板）が所々浮いてきており、雨水の侵入等が懸念されます。

オ 駐輪場保管所（便所）

平成 10 年度（1998 年度）に建築され、耐用年数は 40 年であるため、耐用年数到来まであと 18 年となっています。過去の台風の際に扉が壊れ、扉を受ける枠が変形して、一部脱落する等、強度不足が懸念されるため、そう遠くない将来に修繕等の対策が必要です。

カ 三崎口駅第 1、第 2 自転車等駐車場（敷地）

舗装打ちを実施したのが、第 1 自転車等駐車場は平成 4 年（1992 年）、第 2 自転車等駐車場は平成 6 年（1994 年）で、耐用年数は 20 年と、いずれも既に耐用年数を経過しています。基本的には上記イと同じく、改修の必要が生じた時点で対応していきませんが、第 2 自転車等駐車場では路面が剥がれて駐車スペース用の白線が消えかかっている箇所もあるため、近い将来に修繕等の対策が必要となる可能性があります。

キ 三崎口駅第 2 自転車等駐車場（事務所）

平成 13 年度（2001 年度）に建築され、耐用年数は 40 年であるため、耐用年数到来まであと 21 年となっています。屋根の庇部分や下部に錆が目立ってきており、そう遠くない将来に修繕等の対策が必要となります。

（４）施設の課題

施設の運営には指定管理者制度を導入しており、徴収や管理方法を指定管理者と協議し、改善の過程で施設の内容を見直す可能性があります。自転車等駐車場は二層が非常に高いため、今後も適切に運営していくことが求められています。また、利用者から寄せられた要望には屋根の設置、駐車スペースの明確化（自転車、バイク、障がい者用）、防犯カメラの増設等、利用環境の向上に関するものもあるので、費用対効果を考慮して検討していく必要があります。

なお、駐輪場保管所については、近年における保管台数の減少などに伴って、施設の規模や設置場所の見直しについて検討していきます。

(5) 一次検討

対象施設の一次検討の結果は次のとおりです。敷地がある施設は、敷地主体で捉えています。



(6) 二次検討

ア 施設の役割について

自転車等駐車場は、主に鉄道を利用する人達の利便性向上に大きく寄与すると共に、かつては利用者の自己都合により、駅周辺などに無断で駐車されていた自転車やバイクが大きく減少したという点においても、地域の生活環境の向上、良好な景観形成などに多大な貢献をしています。また、駐輪場保管所も、回収した放置自転車等を一定期間保管しておくため、今後も必要な施設です。

イ 施設の配置状況及び規模について

自転車等駐車場はいずれも鉄道駅付近に在り、配置状況は適切と考えられます。規模についても利用率は平均で80%程度（鉄道駅最寄りの駐車場；令和元年度実績）と良好です。

駐輪場保管所は、自転車等駐車場のよう配置場所が限定されるものではありませんので、保管台数その他、今後の動向を見て検討していきます。

ウ 施設の運営状況について

これらの施設では指定管理者制度を導入しています。運営に関しては、引き続き民間活力を活用して、最小の運営コストで必要なサービスを提供できるように努めてまいります。

エ 利用者からの意見について

利用者を対象にしたアンケートを毎年実施しており、総合的に見て概ね好評です。ただし、中には改善を求める意見もありますので、これらについては指定管理者と協議する等、運営の実態を考慮しながら検討していきます。

オ 市民サービスの向上に向けた効果について

各施設の状態に応じて必要な修繕等を行い、それらを維持継続していくことで、適切な市民サービスを提供することができます。

(7) 方向性の決定

対象施設における今後（令和 28 年度まで）の方向性は次のとおりです。

施設 NO	施設名称	施設の方向性
1	三浦海岸駅第 1 自転車等駐車場	維持継続
2	駐輪場保管所	維持継続
3	三崎口駅第 1 自転車等駐車場	維持継続
4	三崎口駅第 2 自転車等駐車場	維持継続

自転車等駐車場の施設については、全て今後も維持継続する施設とし、必要な改修・修繕を実施していきます。

三浦海岸駅第 1 自転車等駐車場は、本計画期間の後期に事務所の中規模修繕を実施いたします。

駐輪場保管所については、本計画期間内の前期に敷地の舗装改修及び自転車置場の中規模修繕を実施し、後期に事務所等の中規模修繕を実施することとします。

三崎口駅第 1 自転車等駐車場については、本計画期間内の前期に敷地の舗装改修を実施します。

三崎口駅第 2 自転車等駐車場については、本計画期間内の前期に敷地の舗装改修を実施し、後期に事務所の中規模修繕を実施いたします。

第5章 対策内容と実施時期

対象施設の今後の対策内容、実施時期及び概算更新費は次のとおりです。

NO	施設分類	施設名称	施設の方向性	対策内容及び概算更新費（千円）		
				前期 (R3～R7)	後期 (R8～R12)	期間外
1	集会施設・ 庁舎等施設（出張所）	南下浦市民センター	建替継続	○ 建替え 869,376		○ 大規模改修
		南下浦出張所	建替継続			
		初声市民センター	改修改善	○ 中規模修繕 245,773		○ 大規模改修
		初声出張所	改修改善			
2	文化施設	三浦市民ホール	維持継続		○ 中規模修繕 123,060	○ 中規模修繕
		三浦市民交流センター	維持継続			○ 賃貸借終了
3	図書館	三浦市図書館 (旧三崎中学校)	建替継続		○ 建替え	
		三浦市図書館南下浦分館 (南下浦市民センター)	建替継続	○ 建替え		
		三浦市図書館初声分館 (初声市民センター)	改修改善	○ 中規模修繕		○ 大規模改修
4	その他社会教育系施設	白秋記念館	廃止 (機能転用)		○ 解体 5,256	
		文化財収蔵庫	廃止 (機能転用)		○ 解体 22,961	
		旧城ヶ島分校海の資料館	維持継続 (一部建替え)		○ 建替え・中規模修繕 22,603	
5	スポーツ施設	三浦市総合体育館	維持継続	○ 中規模修繕 359,857	○ 中規模修繕 719,579	
		三浦市水泳プール	要検討			
6	レクリエーション施設・ 観光施設	三浦市観光インフォメーション センター	建替継続			○ 建替え
		三浦市油壺駐車場	建替継続 (一部解体)	○ 路面改修 4,950	○ 解体・路面改修 11,482	○ 建替え・路面改修
7	産業系施設	三浦市勤労市民センター	廃止			○ 解体
		新港海業センター	維持継続	○ 中規模修繕 15,098		○ 建替え

NO	施設分類	施設名称	施設の 方向性	対策内容及び概算更新費（千円）		
				前期 (R3~R7)	後期 (R8~R12)	期間外
8	その他教育施設	三崎学校給食共同調理場	建替継続		○ 建替え 1,113,775	
		南下浦学校給食共同調理場	廃止		○ 解体 22,861	
9	高齢福祉施設	老人福祉保健センター	改修改善	○ 中規模修繕 165,999		○ 大規模改修
10	庁舎等施設	三浦市役所本館	建替継続		○ 建替え 600,103	
		三浦市役所分館	建替継続		○ 建替え 486,288	
		三浦市役所第2分館	建替継続		○ 建替え 1,576,406	
		三浦市役所付属	建替継続 (一部解体)		○ 建替え・解体 175,874	
		神奈川県三浦合同庁舎	廃止 (借用中止)		○ 借用中止	
		三浦市三崎水産物 地方卸売市場	廃止 (借用中止)		○ 借用中止	
11	消防施設	横須賀市三浦消防署	維持継続			○ 中規模修繕
		横須賀市三浦消防署 三崎出張所	維持継続		○ 中規模修繕 49,716	
		第1分団詰所	建替継続	○ 中規模修繕 6,808		○ 建替え
		第2分団詰所	建替継続	○ 中規模修繕 8,186		○ 建替え
		第3分団詰所	建替継続	○ 中規模修繕 6,182		○ 建替え
		第4分団詰所	建替継続	○ 中規模修繕 6,807		○ 建替え
		第5分団詰所	建替継続	○ 中規模修繕 6,894		○ 建替え
		第8分団菊名詰所	改修改善	○ 中規模修繕 5,547		○ 大規模改修
		第8分団金田詰所	建替継続	○ 建替え 26,233		
		第10分団和田詰所	維持継続			○ 中規模修繕

NO	施設分類	施設名称	施設の 方向性	対策内容及び概算更新費（千円）		
				前期 (R3～R7)	後期 (R8～R12)	期間外
12	その他行政系施設	防災行政用無線局(1)	維持継続	○ 中規模修繕 2,997		
		防災行政用無線局(2)	廃止			○ 解体
		倉庫 (旧メガロン第2汚水処理施設)	廃止			○ 解体
		諏訪地内倉庫	廃止		○ 解体 3,632	
13	公園	歌舞島児童公園	維持継続			
		下宮田公園	維持継続			
		向ヶ崎公園	建替継続			○ 建替え
		岬陽児童公園	維持継続			
		和田公園	維持継続			
		諸磯公園	建替継続		○ 一部建替え 20,600	○ 一部建替え
		栄児童公園	維持継続 (一部建替え)			○ 中規模修繕・ 一部建替え
		下宮田児童公園	維持継続			
		城ヶ島児童公園	維持継続			
		馬宮児童公園	維持継続			
		宮城児童公園	建替継続		○ 建替え 11,200	
		天神堂児童公園	維持継続			
		菊名児童公園	維持継続			
		海南児童公園	維持継続			
三戸児童公園	維持継続					

NO	施設分類	施設名称	施設の 方向性	対策内容及び概算更新費（千円）		
				前期 (R3～R7)	後期 (R8～R12)	期間外
13	公園	毘沙門児童公園	維持継続			
		女堰公園	維持継続			
		城山児童公園	維持継続			
		水深公園	維持継続			
		石作公園	維持継続			
		上宮田公園	維持継続			
		島廻り公園	維持継続			
		赤坂公園	維持継続			
		芝原公園	維持継続			
		金原公園	維持継続			
		青木田公園	維持継続			
		尾上中央公園	建替継続	○ 建替え 9,400		
		尾上台公園	維持継続			
		屋志倉北公園	維持継続			
		屋志倉南公園	維持継続			
		堂ヶ谷東公園	建替継続		○ 建替え 952	
		堂ヶ谷西公園	建替継続			○ 建替え
		根辺ヶ谷戸公園	建替継続			○ 建替え

NO	施設分類	施設名称	施設の方向性	対策内容及び概算更新費（千円）		
				前期 (R3～R7)	後期 (R8～R12)	期間外
13	公園	東岡公園	維持継続			
		沓形公園	維持継続 (一部建替え)			○ 中規模修繕・ 一部建替え
		馬場公園	維持継続			
		丸山公園	維持継続			
		入江公園	維持継続			
		白須児童公園	建替継続		○ 建替え 9,400	
		飯盛公園	建替継続			○ 建替え
		天神町公園	維持継続			
		丸畑公園	維持継続			○ 中規模修繕
		大宝院公園	維持継続			
		郷戸公園	維持継続			
		入江第二公園	維持継続			
		城ヶ島灯台公園	維持継続			○ 中規模修繕
		飯盛仲田公園	維持継続			
		飯盛調整池公園	建替継続 (一部維持継続)		○ テニスコート修繕 11,000	○ 建替え
		木ノ間公園	維持継続			
		岬坂公園	維持継続			
上宮田団地第一公園	維持継続					

NO	施設分類	施設名称	施設の 方向性	対策内容及び概算更新費（千円）		
				前期 (R3～R7)	後期 (R8～R12)	期間外
13	公園	柿ヶ作公園	維持継続			○ 中規模修繕
		宮川公園	維持継続 (一部建替え)			○ 中規模修繕・ 一部建替え
		柿ヶ作第二公園	維持継続			
		丸山台公園	維持継続			
		松輪公園	維持継続			
		諸磯第二公園	維持継続			○ 中規模修繕
		柿ヶ作第三公園	維持継続			
		小松ヶ池公園	維持継続			○ 中規模修繕
		油壺公園	維持継続			
		郷戸緑地	維持継続			
		名向崎緑地	維持継続			
		三浦スポーツ公園	維持継続 (一部建替え)	○ グラウンド修繕 174,000	○ 野球場修繕 10,000	○ 中規模修繕・ 一部建替え

NO	施設分類	施設名称	施設の 方向性	対策内容及び概算更新費（千円）		
				前期 (R3~R7)	後期 (R8~R12)	期間外
14	供給処理施設	地下雨水貯留施設	維持継続	○ 中規模修繕 83,717		
		三崎漁港（二町谷）水産物 流通加工業務団地汚水処理 施設	維持継続	○ 中規模修繕 88,820	○ 中規模修繕 55,420	
		衛生センター	廃止			○ 解体
15	その他施設（火葬場）	三浦市火葬場	建替継続 （一部維持継続）	○ 中規模修繕 69,402	○ 中規模修繕 58,598	○ 建替え
16	その他施設（公衆便所）	歌舞島公衆便所	廃止	○ 解体 661		
		長津呂公衆便所	維持継続			○ 中規模修繕
		海外浜公衆便所	廃止	○ 解体 493		
		浜諸磯公衆便所	維持継続			○ 中規模修繕
		油壺公衆便所	維持継続			○ 中規模修繕
		荒井浜公衆便所	維持継続			○ 中規模修繕
		小網代公衆便所	維持継続			○ 中規模修繕
		城ヶ島小公園 公衆便所	廃止	○ 解体 130		
		城ヶ島駐車場 公衆便所(カー舗装)	維持継続			○ 中規模修繕
		城ヶ島駐車場 公衆便所(灯台下)	維持継続			○ 中規模修繕
		芝原公衆便所	廃止	○ 解体 830		
		木の間公衆便所	維持継続			○ 中規模修繕
		岩井口公衆便所	維持継続			○ 中規模修繕
菊名公衆便所	改修改善			○ 大規模改修		

NO	施設分類	施設名称	施設の方向性	対策内容及び概算更新費（千円）		
				前期 (R3～R7)	後期 (R8～R12)	期間外
16	その他施設（公衆便所）	金田海岸公衆便所	廃止	○ 解体 649		
		劔崎浜公衆便所	廃止		○ 解体 774	
		大浦海岸公衆便所	建替継続		○ 建替え 5,493	
		毘沙門浜公衆便所	廃止		○ 解体 476	
		三戸神田公衆便所	改修改善			○ 大規模改修
		三戸浜公衆便所	廃止	○ 解体 493		
		三戸北公衆便所	廃止		○ 解体 361	
		みうら・宮川 フィッシャリーナトイレ	維持継続			○ 中規模修繕
17	その他施設（普通財産）	旧三崎中学校	廃止		○ 解体 58,491	
		旧三浦市福祉会館	廃止	○ 解体 43,285		
		旧三浦市消防本部	廃止		○ 解体 28,549	
		旧消防署引橋分署	廃止			○ 解体
		旧地域福祉センター	廃止			○ 解体
		旧東岡児童会館	廃止	○ 解体 7,766		

NO	施設分類	施設名称	施設の方向性	対策内容及び概算更新費（千円）		
				前期 (R3～R7)	後期 (R8～R12)	期間外
18	その他施設 (福祉地域作業所)	福祉地域作業所	維持継続			
19	その他施設 (船員家族待合所)	船員家族待合所	廃止	○ 中規模修繕 2,197		○ 解体
20	その他施設（自転車等駐車場）	三浦海岸駅第1自転車等 駐車場	維持継続		○ 中規模修繕 77	
		駐輪場保管所	維持継続	○ 舗装改修・ 中規模修繕 5,194	○ 中規模修繕 505	
		三崎口駅第1自転車等 駐車場	維持継続	○ 舗装改修 1,176		
		三崎口駅第2自転車等 駐車場	建替継続	○ 舗装改修 2,597	○ 中規模修繕 77	

対策にかかる更新費についてはあくまでも概算額であり、実施時期を含め今後変動が生じる場合があります。

なお、対象 142 施設の方向性の内訳は、次のとおりです。

施設の方向性	施設数
廃止	26 施設
維持継続	78 施設
改修改善	7 施設
建替継続	30 施設
集約転用	0 施設
要検討	1 施設
合計	142 施設

第6章 対策の効果

1 更新費用の算出方法

施設を単純更新した場合の更新費については、「三浦市公共施設等総合管理計画」に準じて、本計画の対象施設における全ての建物について、法定耐用年数の1/2経過時に大規模改修を行い、法定耐用年数到来時に現状と同じ面積で建替えるものと仮定して試算しています。（いわゆる自然体による更新）

また、更新費算出にあたっての単価については、参考見積りの他、建替え及び大規模改修については、一般財団法人地域総合整備財団²の公共施設等更新費用試算ソフトから引用し、解体及び中規模修繕については、一般財団法人建築保全センター³のライフサイクルコスト試算ソフトを参考に試算しています。

2 対策効果

施設の長寿命化や廃止を図ることにより、将来的な改修費や更新費用が低減されます。本計画期間内（10年間）において、施設を単純更新した場合（自然体）と本対策を実施した場合の、建物の床面積及び更新費の比較は次のとおりです。

施設を単純更新した場合 (自然体)		本計画における 対策を実施した場合		対策効果	
面積 (㎡)	更新費 (千円)	面積 (㎡)	更新費 (千円)	面積 (㎡)	更新費 (千円)
36,935.29	11,770,767	29,255.35	7,145,547	▲7,679.94	▲4,625,220

※更新費には消費税（10%）を含みます。

本計画における対策を実施した場合、今後10年間で、建物面積は7,679.94㎡の縮減、建替えや改修等の更新費については4,625,220千円の縮減効果が見込まれます。

² 一般財団法人地域総合整備財団は、地方公共団体の公共施設マネジメントの導入について、様々な方法で支援している法人です。

³ 一般財団法人建築保全センターは、官公庁施設の保全・技術開発、官公庁施設等の施設マネジメントについて、様々な方法で支援している法人です。

3 更新費用について

本計画における更新費は、あくまでも概算による参考数値として取り扱うものであり、今後の施設整備における予算枠をあらかじめ確保するものではありません。

各施設における対策実施時においては、具体的な工事発注における詳細な設計や、社会情勢の変化等により、費用の見通しに変動が生じる場合があります。

なお、対策実施段階においては、個別の事業内容を精査するとともに、補助金、交付金、地方債などを積極的に活用することといたします。

第7章 フォローアップについて

1 全庁的なフォローアップ

本計画の推進にあたっては、庁内に設置している公共施設の管理に関する会議体により、全庁的かつ継続的に取り組み、フォローアップを推進していきます。

また、集約された公共施設等の情報は、各所管部門と共有化して、公共施設等の現状を常に把握できるように努めていきます。

2 進捗状況の評価

本計画策定後は、公共施設の管理に関する会議体にて、進捗状況についての評価を実施し、さらなる課題や問題点等があった場合は、より実態に沿うように計画の見直しを行っていきます。

三浦市公共施設個別施設計画

令和3年8月

編集・発行 三浦市総務部財産管理課

〒238-0298 三浦市城山町 1-1

TEL : 046 (882) 1111 FAX : 046 (882) 1160

Email : gyouseikanri0401@city.miura.kanagawa.jp